

取引相場のない株式に係る

所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

—東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審を素材として—

采女 梓

取引相場のない株式に係る所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

—東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審を素材として—

氏名 采女梓

1. 本研究の目的

喫緊の課題である中小企業の事業承継における手段のうち、法人に対する株式の無償譲渡等につき所法 59 条 1 項は「その時における価額」により譲渡があったものとみなす旨を規定している。しかし、同項「その時における価額」につき明文上、詳細な定めが設けられておらず、「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額」と解されるのみで、その具体的算定方法も解釈に委ねられている。

租税法は国民財産に対する侵害規範であることから、課税権の濫用防止を目的として憲法 84 条租税法律主義が定められ、高度に経済活動の発展した今日では法的安定性・予測可能性の確保という機能が重視される。そのため、租税法は第一次的に文理解釈が厳格に要求され、意味内容が一義的に解釈できない場合に趣旨目的を斟酌することが許容される。

東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審（税務訴訟資料 271 号順号 13564）は所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈にあたり、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から具体的算定方法として「譲渡人の譲渡前における価値」を説示した。しかし本判決では、文理解釈ではなく譲渡所得課税の趣旨から判示している点（疑問①）、「通常成立すると認められる価額」との解釈と「譲渡人の譲渡前における価値」との具体的算定方法が論理的に合致し難い点（疑問②）、清算課税説の意義を検討していない点（疑問③）、有償無償間の税負担の公平を害しかねない点（疑問④）につき、合理的に説示したとは言い難い。

そこで本研究では取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法を実定法の規定、特に譲渡所得課税の法的構造から合理的に導き出すことを目的とした。

2. 譲渡所得課税の法的構造と趣旨

第 1 章および第 2 章では所得税法の依拠する包括的所得概念を確認たうえで、譲渡所得課税の法的構造を考察した。

現行の所得税法は包括的所得概念に依拠するものの、保有資産の価値の増加益につき外部からの経済的価値の流入時点をもって課税するという実現主義が原則とされる。また、包括的所得概念の下では無償譲渡であっても保有資産の価値の増加益は生じていることか

ら創設されたみなし譲渡課税も段階的に範囲が縮小した。これらのことから、実定法における包括的所得概念は大きく後退していると言える。

次に、譲渡所得課税の規定の文言および配置から、所法 59 条 1 項は総収入金額に係る所法 36 条 1 項「収入すべき金額」の別段の定めであり、所法 36 条 1 項・所法 59 条 1 項は譲渡所得の金額の計算の総収入金額に係る原則・例外規定であると言え、このことから、所法 33 条 3 項は有償無償を問わず譲渡所得の金額を規定しており、同条 1 項「資産の譲渡」は有償無償のいずれをも含んだ概念であることを明らかにした。加えて、清算課税説は上記の法的構造を適切に説明し得るもの、所法 33 条 3 項の規定と理論的に合致し得ないことから、無償譲渡が課税の対象に含まれることを説明する機能を有するだけに過ぎないことを確認した。

3. 所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

第 3 章および第 4 章では、所法 59 条 1 項「その時における金額」の解釈および具体的算定方法につき考察し試論述べた上で、東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審を素材として前掲①～④の疑問点および試論について検証した。

価格とは「売り手と買い手の間で決定された値段」であり当事者間で成立した一価となる一方で、価値とは対象から「創出される経済的便益」であり当事者の置かれている状況により変化する多価となる。

所法 36 条 1 項と所法 59 条 1 項が総収入金額につき原則・例外の関係にあることに鑑みれば、所法 59 条 1 項「その時における価額」が擬制する金額は、原則たる所法 36 条 1 項「収入すべき金額」、すなわち現実の収入金額と言えよう。また、所法 33 条 3 項が取得時と譲渡時における対価の差額から譲渡費用を控除した残額を基に譲渡所得の金額を計算することから、所法 59 条 1 項「その時における価額」は売り手と買い手の存在を前提とした私法上の取引価格に基づき算定される動的価格概念であると言えるのではないだろうか。

そこで、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解釈できよう。そして、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」とは譲渡人・譲受人のいずれかの影響のみを受けることはないことから、その具体的算定方法として「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」を試論として提言したい。なお、当該試論について前掲①～④の疑問点を検討した結果、合理的に説明し得た。

(以上)

目次

はじめに	1
第1項 本研究の目的	1
第2項 本研究の構成	2
第1章 包括的所得概念と実現主義	4
第1節 負担公平の原則と包括的所得概念	4
第1項 所得概念と税負担の公平性	4
第2項 わが国の所得税法における所得概念と実行上の限界	7
第2節 謹渡所得課税の立法趣旨と沿革	9
第1項 シャウプ勧告と負担公平の原則	9
第2項 シャウプ勧告における謹渡所得課税と昭和25年改正	12
第3項 謹渡所得課税の変遷	15
第3節 実定法における包括的所得概念と謹渡所得課税	17
第1項 現行法における謹渡所得課税の規定	17
第2項 包括的所得概念の後退と実現主義の効果	18
第4節 小括	20
第2章 謹渡所得課税の趣旨と法的構造	22
第1節 通説とされる清算課税説	22
第1項 最一小判昭和43年10月31日	22
第2項 最三小判昭和47年12月26日	23
第3項 清算課税説	24
第4項 最三小判昭和50年5月27日	26
第5項 謹渡所得課税の法的構造	28
第6項 旧所得税法における法的構造との関係性	30
第2節 判例に見る謹渡益課税説への傾斜	32
第1項 清算課税説から導き出される客観的価値差	32
第2項 最三小判平成4年7月14日	34
第3項 最三小判平成17年2月1日	37
第4項 純所得課税の原則と所得税法33条3項	42
第5項 謹渡益課税説	44
第3節 謹渡所得課税の規定と趣旨	46
第4節 小括	48

第3章	所得税法59条1項「その時における価額」の解釈	51
第1節	所法59条1項「その時における価額」と相続税法22条「時価」の解釈	52
第1項	租税法律主義の下での租税法の解釈	52
第2項	所得税法59条1項「その時における価額」の解釈	57
第3項	相続税法22条「時価」の解釈	59
第4項	税務通達と租税法律主義	62
第2節	動的価格概念と静的価値概念	64
第1項	価値と価格	64
第2項	財産評価基本通達における土地および取引相場のない株式の評価方法	66
第3項	会社法における譲渡制限株式に係る売買価格	69
第4項	所法59条1項「その時における価額」の解釈と負担公平の原則	73
第3節	小括	74
第4章	事例研究：東京高判令和3年5月20日差戻控訴審	77
第1節	事案の概要	77
第1項	裁判の経緯	77
第2項	判旨	81
第2節	検討	83
第1項	本件に関する通達の概要	83
第2項	控訴審に見られる通達の文理解釈	88
第3項	上告審の判断構造と学説の展開	90
第4項	本判決の判断構造	92
第5項	類似の裁判例の動向と学説の動向	93
第6項	所得税法59条1項「その時における価額」の解釈	100
第3節	小括	109
おわりに	111
第1項	結論に至る経緯	111
第2項	結論	114
第3項	今後の課題	114
参考文献等	115

凡例

[1] 本稿において引用した法令の略語は以下のとおりである。

旧所法	旧所得税法（昭和 25 年 3 月 31 日法律第 27 号）
所法	所得税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 33 号）

[2] 本稿において引用した略語は以下のとおりである。

最大判	最高裁大法廷判決
最一小判	最高裁判所第一小法廷判決
最二小判	最高裁判所第二小法廷判決
最三小判	最高裁判所第三小法廷判決
高判	高等裁判所判決
地判	地方裁判所判決
最一小決	最高裁第一小法廷決定
高決	高等裁判所決定
地決	地方裁判所決定

[3] 文献の引用につき、「」は論文名、『』は著書名を示す。

[4] 本稿について引用した文につき、漢数字は算用数字に、旧字体は新字体にそれぞれ適宜改めた。

はじめに

第1項 本研究の目的

現代日本において企業全体の 99%以上を占める中小企業において、事業承継は喫緊の課題となっている。事業承継において株主たる個人から法人に対する株式の譲渡が行われることがあるが、当該譲渡が無償譲渡や低額譲渡に該当する場合などにおいて、所法 59 条 1 項は「その時における価額」により譲渡があったものとみなす旨を規定している。しかし、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額」と解されるのみで、その具体的算定方法について定めが置かれてこなかった。

ところで、租税とは法律の定めに従って納税者が国へ納付するものであるが、国民の財産権を侵害する性質を持つ。そこで、憲法 84 条は租税法律主義を定め、法律なくして国民は課税されないことを宣言している。また、高度に経済活動の発展した現代においては、租税法律主義は課税権の濫用防止のみならず、法的安定性・予測可能性の確保という機能が重視され、租税法律主義の具体的な内容として課税要件法定主義および課税要件明確主義が要求される。

しかし、複雑かつ多様で変化の激しい経済事象に対応する規定を設けることは困難である上に、詳細な規定を設けることが逆に課税要件の硬直化を招き、課税の公平を害しかねない。このことから法文の文言が多義的となることがあり、法文の解釈がより一層必要となる。

租税法の解釈においては、租税法が侵害法規であることから、法令の文言や文理に即して解釈を行う文理解釈が他の法令よりも厳格に要求され、文理解釈により一義的に法令の文言や文理が解釈できない場合に、結果の妥当性を重視し法令の趣旨に即した趣旨解釈を行うことが相当とされる。

東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審¹では、本研究の検討対象である取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法が争われた。本判決は所法 59 条 1 項「その時における価額」を「譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」と判示した上で、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的算定方法は譲渡人の譲渡前における価値であると説示した。確かに本判決が説示するように、保有資産の価値の増加益を資産の移転時に清算して課税するという清算課税説

¹ 税務訴訟資料 271 号順号 13564。

に基づけば、本判決の論理は妥当であると言えよう。

しかし、清算課税説は過去の判例から伺えるだけであり、規定の文言から直接推し量ることはできないと言えよう。租税法の解釈原則たる文理解釈に従い、まずは規定の文言から解釈を行い、解釈できなかった場合に趣旨解釈を行うべきではないだろうか。

また、本判決において説示された「通常成立すると認められる価額」との解釈と、譲渡人の譲渡前における価値との具体的算定方法は論理的に合致し難い。

加えて、これまで譲渡所得課税の趣旨につき主に清算課税説と譲渡益課税説の2つが唱えられてきたが、いずれも実定法の規定を説明し得ない限界が生じているとされる。譲渡所得課税の趣旨の位置づけについても、再検討の余地があるのではないだろうか。

さらに、有償譲渡においては正常な取引であれば、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」に近似した価格で取引価格が成立すると考えられる。この価格は本判決の説示する具体的算定方法である譲渡人の譲渡前における価値とは乖離するため、有償譲渡と無償譲渡の間で税負担の公平性が保たれないのでなかろうか。

そこで本研究では、上記のような問題意識に基づき、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法を実定法の規定、特に譲渡所得課税の法的構造から合理的に導き出すことを研究の目的とする。具体的には東京高判令和3年5月20日差戻控訴審²を素材として、譲渡所得課税に係る規定の文言や法的構造を検討し、趣旨と総合的に勘案し、整合的に解釈することで、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法を合理的に導き出すことにある。これにより、事業承継時における取引相場のない株式の法人への譲渡時における納税者の予測可能性を高め、ひいては円滑な事業承継へつながることに寄与したい。

第2項 本研究の構成

本研究における構成は以下のとおりである。

まず第1章では、現行の所得税法が依拠している包括的所得概念とその限界について検討し、譲渡所得課税の立法趣旨や沿革を踏まえて、現行の規定とその意義を考察する。

次に第2章では、規定の文言および配置から譲渡所得課税の法的構造を考察するとともに、譲渡所得課税の趣旨と法的構造の関係性について検討を行い、その意義を考察する。

さらに第3章では、譲渡所得課税の法的構造を鑑み、所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法について、相続税法22条「時価」と対比させて考察を行い、試論を述べる。

² 税務訴訟資料271号順号13564・前掲注(1)。

そして第4章では、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法につき争われた東京高判令和3年5月20日差戻控訴審³を素材として、本判決において採用された判断構造を確認するとともに、本判決に対する疑問点を整理し、試論ついても検討を行う。

おわりに、本研究の第1章から第4章における考察についてまとめ、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」の解釈および合理的に導き出される具体的な算定方法につき、私見を提示したい。

³ 税務訴訟資料271号順号13564・前掲注(1)。

第1章 包括的所得概念と実現主義

第1節 負担公平の原則と包括的所得概念

所得税法は所得を性質や発生態様に従い 10 種類に分類している。そのうち、所得税法は 33 条 1 項において譲渡所得を「資産の譲渡……による所得」と定義する。「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の英語版⁴を確認すると、他の 9 種類の所得⁵については income となっているにも関わらず、譲渡所得 (Capital gains) のみ gains と表示されている⁶。所得税法ではともに所得とされているが、譲渡所得は他の 9 種類の所得と何か違いがあるのだろうか。これを検討するには、「所得とは何か」についてまず議論しなければならない。

そこで、本章では現行の所得税法が依拠する所得概念について考察し、立法趣旨や沿革を踏まえて現行の譲渡所得課税の規定を確認する。

第1項 所得概念と税負担の公平性

(1) 応益説と応能説

所得税制は、所得に対して課税する租税制度である。所得税も法人税もこの所得税制に含まれる⁷。しかし、わが国における所得税法も法人税法も所得の定義について明文の規定を持たない。一方、経済学においては財・サービスから得られる効用を一般的に所得

⁴ 国税庁 >税の情報・手続き・用紙 > 税について調べる > 所得税（確定申告書等作成コーナー） 確定申告書等の様式・手引き等（令和 5 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分） <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/pdf/050.pdf>（最終閲覧日 2024 年 1 月 9 日）

⁵ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の英語版では、以下のように示されている。利子所得 (Interest income)・配当所得 (Dividend income)・不動産所得 (Real estate income)・事業所得 (Business income)・給与所得 (Employment income)・退職所得 (Retirement Taxation income)・山林所得 (Timber income)・一時所得 (Occasional income)・雑所得 (Miscellaneous income)。

⁶ 酒井克彦「キャピタルゲイン課税にみる譲渡所得区分の意義(1)」商学論纂 61 卷 5・6 号 (2020 年) 416-417 頁参照。

⁷ 金子宏「租税法における所得概念の構成-1-」法学協会雑誌 83 卷 9・10 号 (1966 年) 1245 頁参照。

と観念する⁸。しかし、効用とは「財・サービスが人の欲望を満たし得る能力の度合⁹」、すなわち心理的満足の度合いを意味し、価値を金額的に測定することは困難である¹⁰。その反面、課税を行う上では貨幣的単位により測定しなければならない。そこで、大きく分けて2種類の所得概念が唱えられた。

1つは消費の面から所得を把握するという処分型アプローチに基づく消費型所得概念である¹¹。もう1つは収入に着目して流入の面から所得を把握するという発生型アプローチに基づく概念で、制限的所得概念と包括的所得概念の2つに分けられる。前者の消費型所得概念は、租税を公共サービスの対価と捉えた上で、個人が受けた公共サービスに応じて租税を負担する点に税負担の公平性を見出す応益説に立脚する。一方、後者の制限的所得概念および包括的所得概念は租税に対する経済的負担能力、すなわち担税力に応じて租税を負担する点に税負担の公平性を求める応能説に立脚する¹²。

(2) 制限的所得概念と包括的所得概念

「小さな政府」が求められていた18～19世紀と異なり、福祉国家としての役割が拡大した近代以降においては、一般に応能説、すなわち担税力に応じた税負担の公平が支持さ

⁸ 金子・前掲注(7)1254頁参照、伊藤元重『ミクロ経済学』〔第3版〕(日本評論社、2018年)62頁参照、丸山雅祥『経営の経済学』〔新版〕(有斐閣、2011年)31頁参照。

⁹ 新村出編『広辞苑』〔第7版〕(岩波書店、2018年)1009頁。

¹⁰ 谷口勢津夫『税法基本講義』〔第7版〕(弘文堂、2021年)210頁参照。

¹¹ 佐藤英明『スタンダード所得税法』〔第3版〕(弘文堂、2022年)3頁参照。処分型アプローチと発生型アプローチについては、神野直彦「所得概念論」金子宏編著『所得税の理論と課題』〔2訂版〕(税務経理協会、2001年)33頁以下参照。

¹² 金子・前掲注(7)1243頁参照。応益説と応能説は国家觀および租税根拠論とも関連を持つ。国家を構成員に共通する目的を追求する共同体として観念すれば、課税の根拠は租税を国家の活動により市民が受ける利益の対価と捉える租税利益説に求められ、応益説が導かれる。一方、国家を社会の上に位置するものと観念すれば、課税の根拠は国家の目的を達するために要求される国民の義務と捉える租税義務説に求められ、憲法30条納税の義務は、これを宣言したものであるとされる。神野直彦『財政学』〔改訂版〕(有斐閣、2007年)153-154頁参照、三木義一『現代税法と人権』(勁草書房、1992年)5-7頁参照。また憲法30条につき、国民が自発的な納税により福利を享受するという「納税者主義」を宣言したものであるとする見解がある。松沢智『租税法の基本原理』(中央経済社、1983年)44頁参照。加えて、納税の義務は立憲主義的観点だけでなく、共和主義的観点からも国家共同体を形成するための国民の当然の義務とする見解がある。川井和子「日本国憲法第30条「納税の義務」の再検討」税法学577号(2017年)47頁参照。

れている¹³。そこで担税力に応じた公平な課税を行うため、応能説に基づく発生型アプローチでは収入金額に基づいて所得を観念する。ただし、収入すべてが所得となるのではなく、原資を減少させることなく任意に使用できる部分だけが所得とされる。これを純所得課税の原則¹⁴という。資本主義経済の下では投下資本の回収を図った上で回収余剰により拡大再生産を目指すものであり、純所得課税の原則はこれを所得概念に当てはめたものであると言える¹⁵。

発生型アプローチでは、この原資の維持に必要な部分を除いた収入を所得と観念する。その上で、所得のうち継続的・反復的なもののみを課税所得と観念する制限的所得概念と、継続的・反復的なものに限らずすべてを課税所得と観念する包括的所得概念とに分けられる。

制限的所得概念には、経済活動から生じるもののみを所得と観念する説、規則的反復性のあるもののみを所得と観念する説、継続的な源泉から生じるもののみを所得と観念とする説などがある¹⁶。これらにおいては、経済活動から生じない相続・贈与・遺贈等により取得する利得を除くほか、宝くじの当選金といった一時的・偶發的・恩恵的な利得は所得の範囲に含まれないこととなる。

一方で、包括的所得概念においてはその発生源泉を問わず所得を構成する¹⁷。これは、担税力を増加させるすべての利得を所得と観念するためである。その結果、規則的反復性のない一時的・偶發的な利得も所得に含まれることとなる。

¹³ 吉村典久「応能負担原則の歴史的展開」法學研究 63 卷 12 号（1990 年）353-371 頁参照、谷口・前掲注(10) 18 頁参照。なお、応益説が支持されない理由としては、応益説に基づいた課税では国家から受ける利益に応じて課税されるため入湯税などの目的税については適合するが、社会全体に対するサービスの消費に対しては各別の利益額を測定することは困難であり適合しない点が挙げられる。また富の再配分機能も弱く、近代の福祉国家の理念とは合致し難い。さらに、消費という文言が所得という言葉の一般的な用法・感覚と異なる点、および貯蓄に投下された収入には課税されないため公平の観点から問題がある点からも、応益説に基づく消費型所得概念は一般には受け入れられていない。金子・前掲注(7) 1243 頁以降参照。

¹⁴ 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究：所得課税の基礎理論 中巻』（有斐閣、1996 年）250 頁参照、岡村忠生「所得分類論」金子宏 編著『所得税の理論と課題』〔2 訂版〕（税務経理協会、2001 年）46 頁参照。

¹⁵ 金子・前掲注(14) 250 頁参照、谷口・前掲注(10) 335-336 頁参照、最大判昭和 60 年 3 月 27 日（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 247 頁）・大嶋訴訟。

¹⁶ 金子・前掲注(7) 1258 頁以下参照。

¹⁷ 谷口・前掲注(10) 206 頁参照、金子・前掲注(7) 1257 頁参照、東京地判平成 24 年 12 月 25 日（税務訴訟資料 262 号順号 12122）。

この包括的所得概念はシャンツ G.V.Schanz の純資産増加説から発展している。シャンツの唱える純資産増加説は「所得を「一定期間の資産の純増」¹⁸と定義し、一定期間に原資を損なうことなく自由に処分しうる経済的利得の測定を目的とする。すなわち、増加した経済的価値は担税力としてすべて所得を構成するため、純資産増加説における所得概念は包括的所得概念と呼ばれ、一時的・偶発的な利得も所得に含まれる。

このシャンツの純資産増加説を受けて、ヘイグ R.Haig は「所得を二時点間における経済力の純増の貨幣価値¹⁹」と定義し、続けてサイモンズ H.C.Simons は処分可能な資産の経済的価値の増加の観点から、所得を「(1)消費の権利行使の市場価値と(2)期首と期末間の保有財産権価値の変化の代数和²⁰」として定義する。これにより、今日では包括的所得概念は「所得＝消費＋資産純増(貯蓄)」という公式で表される²¹。このように課税の対象となる所得の範囲を制限することなく広く捉えることで、包括的所得概念は租税正義たる税負担の公平に資する²²。また、累進税率と併用することで、景気調整機能を高めることにもつながる。この 2 つの点から包括的所得概念は制限的所得概念よりも多くの国で採用されているとされる²³。

第2項 わが国の所得税法における所得概念と実行上の限界

先述したように、わが国の所得税法における所得概念に係る明文の規定は存在しない。しかし、以下の点から包括的所得概念を採用しているとされる²⁴。第一に、制限的所得概念では所得を構成しない一時的・偶発的な利得である譲渡所得（所法 33 条）や一時所得

¹⁸ 金子・前掲注(7) 1266 頁。

¹⁹ 神野・前掲注(11) 23 頁。

²⁰ 神野・前掲注(11) 23 頁。

²¹ なお、サイモンズが経済的価値の増加を消費と貯蓄という支払能力の増加から補足しようとした点には、株式会社制度の発展から家計の資産増加が株式会社に移転され、所得から除外されてしまう危険性への防止の観点が現れている。神野・前掲注(11) 22 頁参照。

²² 以下については、金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂、2021 年）196 頁参照。

²³ 森信茂樹「譲渡所得課税の経済効果と政策課題」日税研論集 50 号（2002 年）33 頁参照。

²⁴ 佐藤・前掲注(11) 3 頁参照、谷口・前掲注(10) 207 頁参照、東京地判平成 24 年 12 月 25 日（税務訴訟資料 262 号順号 12122）・前掲注(17)。包括的所得概念と同様の意味として「純資産増加説」との文言を使用しているものとして、以下のものがある。税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申 昭和 38 年 12 月」税制調査会 編『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』（大蔵省印刷局、1964 年）5 頁参照、最二小判昭和 40 年 4 月 9 日（最高裁判所民事判例集 19 卷 3 号 582 頁）。

(所法 34 条) も所得に含めている点が挙げられる²⁵。また、現行の所得税法は利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得の 9 種類の所得分類を定義し、この 9 種類のいずれにも分類のできないような利得であっても雑所得（所法 35 条）として所得を構成している。第二に、包括的所得概念と矛盾するような規定を有していない点が挙げられる。第三に、みなし譲渡所得（所法 59 条 1 項）や棚卸資産の自家消費における総収入金額への算入（所法 39 条、所得税法施行令 86 条）など、包括的所得概念に基づかなければ所得とされない利得も所得としている点が挙げられる。その他にも、金銭に限らず経済的な利益も収入に含む点（所法 36 条 1 項かつて書）などにも包括的所得概念が表れていると言えよう²⁶。

しかし、包括的所得概念には実効性において大きく 3 つの問題が存在する。未実現利得の問題、帰属所得の問題、不法利得の問題である。

第一に、未実現利得の問題として、毎期評価替えに伴う実行困難性および納税資金の確保の困難性が挙げられる。未実現利得とは個人の保有する資産の価値の増加益（キャピタル・ゲイン）を言う。経済学上、個人の支配する資産の価値の増加益は当然に所得に含まれる。そこで、保有資産の価値の増加益を把握し課税するためには、保有するすべての資産につき毎期その価値を評価替えする必要が生じる。しかし、保有資産の価値を毎期評価するためには納税者・税務行政庁ともに膨大な手間とコストを要するだけでなく、その評価についても不確実性が伴う²⁷。また、未実現利得は他に譲渡する前の保有資産の価値の増加益であり、対価たる外部からの経済的価値の流入を伴わない。そのため、納税者は納税資金の確保が困難となる²⁸。そこで、現行の所得税法は毎期評価替えに伴う煩雑性・不確実性および納税資金確保の困難性に配慮し、未実現利得を課税の対象から外している²⁹。

第二に、帰属所得の問題が挙げられる。帰属所得とは自己の保有する財産や自らの労働により得られる経済的利得を言う。帰属所得は自己保有資産や自家労働から得られる経済的利得であるため外部からの経済的価値の流入を伴わない。またその範囲も不明確であ

²⁵ 以下の記述については、金子・前掲注(7) 1258 頁参照、佐藤・前掲注(11) 5 頁参照。

²⁶ 谷口・前掲注(10) 207 頁参照。

²⁷ 浅妻章如=酒井貴子『租税法』（日本評論社、2020 年）19-20 頁参照、金子宏「租税法における所得概念の構成-3 完-」法学協会雑誌 92 卷 9 号（1975 年）1090 頁参照。

²⁸ 金子・前掲注(14) 301 頁参照、谷口・前掲注(10) 216 頁参照。

²⁹ 金子・前掲注(27) 1098 頁参照。ただし、「未実現所得も実現すれば課税されるという意味で、所得であるか否かという課税所得性の問題ではなく、所得であることを前提としていつ課税するかという課税時期の問題である」とされ、実現することのない帰属所得とは性質が異なる。谷口・前掲注(10) 216 頁。

り、金銭的評価も困難なものとなる³⁰。しかし、帰属所得の多くは低所得層に偏在しており課税の対象から除外したとしても税負担の公平性を大きく損なうことはない³¹として、現行の所得税法は帰属所得を課税の対象から外している³²。

第三に、不法利得の問題が挙げられる³³。不法利得とは、違法行為や不法行為による利得を言い、窃盗・詐欺などによる利得がこれに該当する。この不法利得に対しては課税することにより不法利得を公認することになるのではないかという懸念や、返還請求などにより後日取り消されうる利得であり課税の対象とすべきではないという指摘もある。しかし、不法利得も適法な利得と同様に担税力を増加させるものであるため所得を構成することが税負担の公平性に適合しうる³⁴として、現行の所得税法は課税の対象に含めている。

第2節 謲渡所得課税の立法趣旨と沿革

ここまでわが国の所得税法が依拠する所得概念である包括的所得概念について述べてきた。では、この包括的所得概念はどのような経緯でわが国に導入されたのであろうか。そして、包括的所得概念に依拠しているわが国の所得税の規定はどのようにになっているのであろうか。

以下では、包括的所得概念の導入の端緒となった昭和 24 年のシャウプ勧告について概観し、これを受けて昭和 25 年に改正された譲渡所得課税の規定およびその後の沿革について確認する。

第1項 シャウプ勧告と負担公平の原則

シャウプ勧告とは、カール・シャウプを団長とした使節団により公表された日本の租税制度に関する報告書であり、昭和 24 年 8 月に第一次報告書、翌年昭和 25 年 9 月に第二次報告書が連合国最高司令官総司令部 G H Q へ提出された。シャウプ使節団は日本の租税制度に関する報告を行うだけでなく、税制体系・地方財政・税務行政への詳細かつ多岐に

³⁰ 金子・前掲注(22) 198 頁参照、浅妻=酒井・前掲注(27) 19-20 頁参照。

³¹ 金子・前掲注(27) 1113-1114 頁参照。

³² 金子宏『租税法理論の形成と解明上巻』(有斐閣、2010 年) 427-428 頁参照、最大判昭和 36 年 9 月 6 日(最高裁判所民事判例集 15 卷 8 号 2047 頁)、東京地判平成 15 年 4 月 22 日(税務訴訟資料 253 号順号 9331)。

³³ 以下の記述については、金子・前掲注(32) 435-441 頁参照。

³⁴ 金子・前掲注(27) 1119 頁参照、最三小判昭和 46 年 11 月 9 日(最高裁判所民事判例集 25 卷 8 号 1120 頁)・超過制限利息事件。

わたる提言を行った³⁵。

シャウプ使節団は来日時に勧告の目標について、次の 5 点を挙げている³⁶。

- 経済安定 9 原則に示された政策に即して経済の安定に資すること
- 将来数年にわたり変更を要しない安定した租税制度を制定すること
- 現行制度の大きな不公平を排除すること
- 地方自治を強化する既存の政策を財政面から支援すること
- 税務行政の改善および執行を後押しすること

すなわち、税負担の不公平を排除した恒久的な租税制度を構築し、それに伴う税務行政を整備することで、安定的な税収を確保し、もって、地方自治の財政強化および日本経済の安定に資することを目的としている。そこで上記 5 つの目的を達成するため、シャウプ使節団は最も重要な目標に税負担の公平性を置いている³⁷。

この税負担の公平性は租税において要求される正義の 1 つである³⁸。これを負担公平の原則と呼ぶ³⁹。負担公平の原則は同じ状況にある者は等しく租税を負担し、異なる状況にある者は異なる租税負担を負うことを要求する原則である⁴⁰。前者を水平的公平、後者を垂直的公平と呼ぶ。この負担公平の原則は、憲法 14 条平等原則⁴¹から導かれる原則である。憲法 14 条は法の下の平等をうたっており⁴²、当然に税負担に係る公平性もこの憲法

³⁵ 大島隆夫「シャウプ勧告と所得税」金子宏 編著『所得税の理論と課題』〔2 訂版〕（税務経理協会、2001 年）369 頁参照。

³⁶ 大蔵省財政史室 編『昭和財政史：終戦から講和まで 第 7 卷』（東洋経済新報社、1977 年）441-442 頁参照、北野弘久『現代税法の構造』（勁草書房、1972 年）10-11 頁参照、水野忠恒「シャウプ勧告 60 年の評価と課題」金子宏 編『租税法の発展』（有斐閣、2010 年）180 頁参照。

³⁷ 大蔵省財政史室 編・前掲注(36) 495 頁参照。

³⁸ 谷口・前掲注(10) 19 頁参照。

³⁹ 谷口・前掲注(10) 20 頁参照、金子宏ほか『税法入門』〔第 7 版〕（有斐閣、2016 年）34 頁以下参照。一般に租税法律関係における平等を要求する平等取扱原則と合わせて租税平等主義と呼ばれる。増田英敏「租税法律主義と租税公平主義の衝突：租税法解釈の在り方」税法学 566 号（2011 年）348 頁参照。

⁴⁰ 増田英敏『リーガルマインド租税法』〔第 5 版〕（成文堂、2019 年）20-21 頁参照、浅妻＝酒井・前掲注(27) 6 頁参照、最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 247 頁）・前掲注(15)・大嶋訴訟。

⁴¹ 憲法 14 条 1 項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

⁴² 芦部信喜『憲法』〔第 8 版〕（岩波書店、2023 年）122 頁以下参照。

14条の下にあるのである⁴³。

シャウプ勧告における税負担の公平性が水平的公平、垂直的公平のいずれを指すのかは必ずしも明確ではないが⁴⁴、負担公平の原則が害されれば租税制度の存続ひいては経済の安定が危ぶまれることから両者をともに重視したと言えよう⁴⁵。

ところで、直接税とは納税義務者と負担者が一致しており、担税力の指標となる所得や財産に課税されるものをいい、一方で間接税とは納税義務者と負担者が一致せず、担税力を直接的には示さない消費や取引に課税されるものをいう⁴⁶。この直接税は間接税と比して、納税を通じた参政意識を向上させ、負担公平の原則に寄与し、富の再分配機能を有するとされる⁴⁷。

そこで、シャウプ勧告では負担公平の原則を達するために、いかなる所得も包括的に課税所得を構成する包括的所得概念に依拠し、直接税を租税制度の中心に据え、総合累進課税の構築を徹底した⁴⁸。また、シャウプ勧告は「法人は、与えられた事業を遂行するために作られた個人の集合である⁴⁹」とする法人擬制説に立ち、法人の所得は個人に帰属すると観念した。そのため、法人の利益が配当された場合には配当所得として課税し、法人内に留保された場合には譲渡した時点における保有資産の価値の増加益につき譲渡所得として課税することで、個人の所得の段階的な捕捉および税負担の公平性を企図した⁵⁰。加えて、法人税は所得税の前取りであるとして、配当所得に係る法人税と所得税の二重課税を排除した⁵¹。

これらのことから分かるように、シャウプ勧告は一体として機能しうる総体としての

⁴³ 増田英敏・前掲注(40) 18-19 頁参照、田中治「租税法律主義の現代的意義」税法学 566 号 (2011 年) 245 頁参照。

⁴⁴ 吉岡健次ほか『シャウプ勧告の研究』(時潮社、1984 年) 32 頁参照、神川和久「シャウプ勧告の再考」税大ジャーナル 9 号 (2008 年) 100 頁参照。

⁴⁵ 金子宏「シャウプ勧告の歴史的意義--21 世紀に向けて」租税法研究 28 号 (2000 年) 15 頁参照。ただし、昭和 63 年 10 月の税制懇談会にて、垂直的公平よりも水平的公平を重視していた旨の発言がある。金子宏ほか「税制座談会 カール・シャウプ博士を囲んで」税研 4 卷 23 号 (1989 年) 52 頁参照。

⁴⁶ 金子・前掲注(22) 13 頁参照。

⁴⁷ 負担公平の原則の変遷および、その機能に関する議論については、吉村典久「応能負担原則の歴史的展開」法學研究 63 卷 12 号 (1990 年) 364 頁参照。

⁴⁸ 神川・前掲注(44) 98 頁参照、吉岡ほか・前掲注(44) 82 頁以下参照、水野忠恒・前掲注(36) 184 頁参照。

⁴⁹ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949 年) 第 1 編第 6 章 A 節普通法人税。

⁵⁰ 神川・前掲注(44) 102 頁参照。

⁵¹ 北野・前掲注(36) 14-17 頁参照。

租税制度の構築をはかっていたと言える⁵²。勧告の序文においても「ここにわれわれが勧告しているのは、租税制度であって、相互に関連のない多くの別個の措置ではない。……従って、われわれは、勧告の一部のみを取り入れることに伴う結果については責任を負わない⁵³」と記している。

加えて、シャウプ勧告は「租税の公平とは、一面法に則して税務行政が行われることであり、他面税法が公平に制定されるということである⁵⁴」として、公平な租税制度の構築を勧告するだけでなく、実効性あるものとすべく税務行政についても法定することを勧告した⁵⁵。たとえば、申告納税制度や青色申告制度や異議申立制度が挙げられる⁵⁶。このようにシャウプ勧告は租税法律主義を通じて租税制度の近代的合理化・民主化を推進したとされる⁵⁷。

したがって、シャウプ勧告は公平な租税制度とあわせて税務行政についても法定を提言することで、実効性ある租税制度の構築、ひいては税負担の公平性を企図していたと言えよう。そのためシャウプ勧告は今日では「20世紀前半の租税理論を制度論に翻訳して体系化した労作⁵⁸」や、「所得を包括的に捕捉しうる理論的かつ体系的な税制のサンプル⁵⁹」との評価を受けており、負担公平の原則という理念に基づき、相互に連携することで機能する租税制度および税務行政等の構築を目指したと言える。

第2項 シャウプ勧告における譲渡所得課税と昭和25年改正

シャウプ勧告はその前文において、「このような制度のうちでも重要な部分とされてい

⁵² 神川・前掲注(44) 95頁参照、大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャウプ勧告とアメリカ税制との関連-2完-」税法学307号(1976年)1-8頁参照。

⁵³ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)序文。

⁵⁴ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)第1編第1章H節公平。

⁵⁵ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)第2編第14章所得税における納税協力、税務行政の執行ならびに訴願、および第4編付録D個人所得税および法人所得税の執行参照。

⁵⁶ シャウプ勧告は税務行政のみならず、会計士・税理士制度の導入や租税研究機関の設立なども提言した。『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)第2編第14章所得税における納税協力、税務行政の執行ならびに訴願および第4編付録D個人所得税および法人所得税の執行参照。

⁵⁷ 吉岡ほか・前掲注(44)40-41頁参照。

⁵⁸ 金子・前掲注(45)1頁。

⁵⁹ 神川・前掲注(44)104頁。

るのは、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである⁶⁰」と挙げ、各種勧告の中でも譲渡所得に関する租税制度を重視していたことが見てとれる⁶¹。保有資産の価値の増加益は資産の保有期間中は課税されず、譲渡に際して一度に所得が実現するため累進所得税の下では不公平な取扱いを受ける危険がある。しかし、すべての利得が所得を構成するという包括的所得概念の下では譲渡所得も他の所得と同様に経済的価値の増加をもたらす点では変わりがない。そこで、シャウプ勧告は譲渡所得について一定の配慮を許容するものの⁶²、所得の一部に課税するのではなく譲渡所得金額の全額を課税標準に算入することで、租税回避を防止しようとした⁶³。

さらに、シャウプ勧告は厳格な課税理論に従えば、包括的所得概念の下での保有資産の価値の増加益については毎年評価替えを行うべきであることを指摘した。同時に保有資産の価値の増加益が未実現利得であることから、毎期評価替えに伴う煩雑性・不確実性および納税資金確保の困難性に配慮し、所有者が資産を売却し、外部からの経済的価値の流入がある時点まで課税を繰り延べることを容認した。

しかし、保有資産の価値の増加益に対する課税が無制限に延期されれば、本来課されるべき税負担の相当部分を逃れることにつながる。そこで、シャウプ勧告は課税の無制限な繰延を防止する観点から⁶⁴、相続・贈与などの対価を伴わない資産の移転がなされた場

⁶⁰ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)序文。

⁶¹ 渋谷雅弘「シャウプ勧告における所得税--譲渡所得を中心として」租税法研究 28号(2000年)63-64頁参照。その背景には米国における譲渡所得課税に対する不備があり、シャウプ勧告は日本が米国の轍を踏まないよう提言していた。『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)第3編付録B所得税における不規則所得の取扱D節譲渡所得参照。なお、米国の轍とは、米国におけるキャピタル・ゲイン課税の規定に基づく、不当な租税回避を指す。昭和24年時点の米国におけるキャピタル・ゲイン課税は、相続・贈与などの無償譲渡の際のみなし譲渡課税は行われておらず、実現したキャピタル・ゲインのみが課税対象となっていた。また、キャピタル・ゲインにつき全額課税となっておらず、分離課税と1/2課税の選択とされていた。加えて、贈与の場合のみ前所有者の取得価額を引き継ぐものの、相続の場合には前所有者の死亡時の時価を取得価額とすることとされていた。大塚・前掲注(52)5頁参照。

⁶² シャウプ勧告は、以下のように述べて、譲渡所得に対する全額課税を勧告した。「譲渡所得が若干の場合には1ヶ年に集中して生じるという理由から特別の取扱いをするのは差し支えない……したがって恒久的計画としては、この繰越の取扱こそ譲渡所得に認められるただ一つの特別措置たらしめるべきように勧告する」『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)第3編付録B・D節譲渡所得。

⁶³ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949年)第1編第5章B節変動所得参照。

⁶⁴ 渋谷・前掲注(61)68頁参照。

合には、その時点における保有資産の価値の増加益を算定し、被相続人・贈与者の所得に算入しなければならない旨を提言した。

このシャウプ勧告は昭和 25 年の所得税法の改正において全面的に取り入れられることとなった。

昭和 25 年改正以前の旧所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）は制限的所得概念に立脚し、所得税の課税標準に算入される譲渡所得の金額につき、「その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の 10 分の 5 に相当する金額⁶⁵」と規定していた。また、昭和 25 年改正以前の旧所得税法 10 条 1 項（昭和 22 年法律第 27 号）において総収入金額につき「収入すべき金額」と規定していた。つまり、昭和 25 年改正以前の旧所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）は保有資産の価値の増加益を毎期認識せず、譲渡時において一度に認識することとしていた。また、譲渡所得の金額の計算も現実に外部から流入した経済的価値に基づいて算定することとしていた。加えて、譲渡所得が経済活動から生じず、反復性のない所得であることから、全額課税を行わず、その一部に課税することとしていた。

一方で、相続・贈与などの対価を伴わない資産の移転である無償譲渡がなされた場合には、外部からの経済的価値がなく所得を算定できないため、課税しないこととしていた。翻って、昭和 25 年改正以前の旧所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）は相続・贈与により資産を取得した相続人・受贈者が、前所有者である被相続人・贈与者から引き継ぎ資産を所有していることとみなしていた。つまり、相続人・受贈者が相続・受贈した資産をその後譲渡する際には、前所有者に係る取得価額および取得時期を引き継ぐものとみなし、前所有者における資産の価値の増加益もあわせて後所有者である相続人・受贈者に対して課税することとしていた。

しかし、昭和 25 年改正により旧所得税法（昭和 25 年法律第 71 号）において譲渡所得に対する全額課税および譲渡損失の全額控除が導入された。これにより経済活動から生じず、一時的反復性のない譲渡所得についても他の所得と同様に全額が課税の対象となり⁶⁶、包括的所得概念の考え方によ拠ることが明確化された。

一方で、有償譲渡に係る譲渡所得については、包括的所得概念に厳格に従い毎期所得を認識するといったことはせず、外部からの経済的価値が流入した時点である譲渡時にお

⁶⁵ 昭和 25 年改正以前の旧所得税法 9 条 1 項 7 号（昭和 22 年法律第 27 号）。

⁶⁶ 旧所法 9 条 1 項 8 号（昭和 25 年法律第 71 号）「1 項 所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額（以下総所得金額という。）による。

8 号 資産の譲渡による所得（前号に規定する所得及び営利を目的とする継続的行為により生じた所得を除く。以下譲渡所得という。）は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額」

いて一度に課税をするという実現主義が維持された。これは、未実現利得である保有資産の価値の増加益に課税するためには毎期評価替えを行わなければならないが、その煩雑さ⁶⁷や評価の不透明さ⁶⁸および納税資金の確保の困難性に配慮したためである⁶⁹。

けれども、相続・贈与などの対価を伴わない資産の移転である無償譲渡があった場合においては、保有資産の価値の増加益に対する課税の機会を逸する部分が生じる。そのため、相続・贈与などの時においてその時の価額により資産の譲渡があったものとみなすとする、いわゆるみなし譲渡課税の規定が旧所法 5 条の 2 において創設された⁷⁰。同時に、相続・贈与等において前所有者に係る取得価額および取得時期を後所有者たる相続人・受贈者が引き継ぐ旨の規定は削除された。

したがって、シャウプ勧告を受けた昭和 25 年改正により、保有資産の価値の増加益は資産に対する支配が他に移転するまで課税を繰り延べた上で、有償譲渡の場合には譲渡時に収入金額に基づく課税が行われ、無償譲渡の場合には移転時においてその時の価額によるみなし譲渡課税がなされることとなった。

第3項 譲渡所得課税の変遷

しかし、昭和 27 年には相続および遺贈におけるみなし譲渡課税が廃止された上、昭和 29 年には包括遺贈におけるみなし譲渡課税が、昭和 33 年には死因贈与におけるみなし譲渡課税が廃止された。昭和 40 年には限定承認に係る相続および包括遺贈におけるみなし譲渡課税が復活したものの、昭和 37 年より納税者から申し出があった場合には個人に対する贈与、遺贈（包括遺贈及び相続人に対する遺贈を除く。）および死因贈与（相続人に対する死因贈与を除く。）並びに低額譲渡の場合におけるみなし譲渡課税が適用されないこととなり、昭和 48 年には納税者からの申し出なく強制的にみなし譲渡課税が適用されないこととなった。

また、昭和 27 年の相続および遺贈におけるみなし譲渡課税の廃止に伴い、相続人・受贈者における前所有者に係る取得価額および取得時期の引き継ぎ規定が復活した。その後、みなし譲渡課税の段階的廃止に伴い、相続人・受贈者における前所有者に係る取得価額お

⁶⁷ 金子・前掲注(14) 301 頁参照。

⁶⁸ 増井良啓「租税法入門(第 8 回)所得税(5)収入金額」法学教室 362 号 (2010 年) 126 頁参照。

⁶⁹ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949 年) 第 3 編付録 B・D 譲渡所得参照。

⁷⁰ 旧所法第 5 条の 2 第 1 項（昭和 25 年法律第 71 号）「相続、遺贈又は贈与に因り第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈与の時において、その時の価額により、同項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。」

より取得時期の引き継ぎ規定の範囲が拡大した。

これらみなし譲渡課税の範囲が縮小されていった理由としては、相続において相続人に相続税が課されるとともに被相続人に所得税が課されるという仕組みが理解し難かった点、相続・贈与などの対価を伴わない資産の移転である無償譲渡に対して課税がなされることへの理解を得にくかった点などが挙げられる。それにより、現行法においては①法人に対する贈与、②限定承認に係る相続、③法人に対する遺贈、④個人に対する包括遺贈で限定承認に係るもの、⑤法人に対する低額譲渡の5つの場合に限ってみなし譲渡課税が行われている。①・③・⑤の場合においてみなし譲渡課税の規定が残るのは資産が法人へ移転するにあたり所得税を課す機会を逸するからであり、②・④の場合においては課税を行わないとすると被相続人の下で生じていた資産の増加益について相続人等の下で課税が行われてしまうため限定承認の効果を減ずることになるからである⁷¹。

そして、昭和40年3月31日において、規定の内容を理解しやすいものにし、租税法の平明化を図るため⁷²、条文の配置および表現方法につき所得税法の全文改正が行われ、現行の所得税法の法文体系となった⁷³。

⁷¹ 石倉文雄「譲渡所得——特にみなし譲渡所得課税を中心として」日税研論集 28号（1994年）62頁参照、谷口・前掲注(10) 309頁参照。

⁷² 税制調査会・前掲注(24) 2頁参照。

⁷³ みなし譲渡課税だけでなく、譲渡所得課税も保有資産の価値の増加益（キャピタル・ゲイン）の経済的性質により生ずる影響や問題点に対して如何なる政策的配慮をすべきかについても議論がなされ、何度も改訂を経ている。詳しくは森信・前掲注(23) 33-61頁参照。

第3節 実定法における包括的所得概念と譲渡所得課税

ここまで、包括的所得概念に立脚するシャウプ勧告を受けて行われた昭和 25 年改正およびその後の沿革を確認してきた。昭和 25 年改正では、有償譲渡である場合には譲渡時に課税するという実現主義の規定が維持され、無償譲渡である場合にはその時の価額により譲渡があったものとみなして課税するみなし譲渡課税の規定が創設されたことを確認した。しかし、みなし譲渡課税制度が難解なものであったため、その範囲はその後縮小し、現在では無償譲渡であっても前所有者に係る取得価額および取得時期の引き継ぎが原則とされ、みなし譲渡課税は例外とされることとなった。

そこで、以下では、上記の改正を経た現行の譲渡所得課税に係る規定を概観し、実定法の規定の構造および効果について検討する。

第1項 現行法における譲渡所得課税の規定

現行の所得税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 33 号）は所法 33 条 1 項において「譲渡所得とは、資産の譲渡……による所得をいう」と定義し、同条 3 項において譲渡所得の金額につき「総収入金額から当該所得の起因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」と規定し、総収入金額から取得費および譲渡費用を控除して求めることとしている。あわせて所法 36 条 1 項では、所法 33 条 3 項に定める総収入金額につき、「総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額……とする」と規定し、譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に「収入すべき金額」、すなわち現実の収入金額を起点とすることを定めている。

また、①法人に対する贈与、②限定承認に係る相続、③法人に対する遺贈、④個人に対する包括遺贈で限定承認に係るもの、および⑤法人に対する低額譲渡⁷⁴が行われた場合には、所法 59 条 1 項によりその時における価額により譲渡があったものとみなすことを規定している（みなし譲渡課税）。同時に、①個人への贈与、②相続（限定承認に係るもの）を除く）、③個人に対する遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの）を除く）、④時価の 2 分の 1 未満の対価でかつ取得費および譲渡費用の合計額未満の対価で取得したもの（譲渡した場合、すなわち所法 59 条 1 項によるみなし譲渡課税が行われなかった場合において、当該資産を取得した者が当該資産を譲渡するときは、前所有者に係る取得価額、取得時期を引き継ぐ旨を所法 60 条 1 項において規定している。したがって、法人に対する無

⁷⁴ 所得税法施行令 169 条「法第 59 条第 1 項第 2 号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基団となる資産の譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額とする。」

償譲渡等の場合には所法 59 条 1 項により「その時における価額」により譲渡したこととみなして課税し、みなしう譲渡課税が行われなかった場合には前所有者に係る取得価額および取得時期を引き継ぐことにより、前所有者の下で生じていた保有資産の価値の増加益についても後所有者において課税することとしている⁷⁵。

第2項 包括的所得概念の後退と実現主義の効果

先述したように、ここに包括的所得概念に対する政策上の配慮を見ることができる。

現行の所得税法は、包括的所得概念に依拠している。しかし、包括的所得概念を厳格に適用すれば、未実現利得、帰属所得、不法利得の問題が生じる。そこで、未実現利得たる保有資産の価値の増加益は毎期評価替えの煩雑性・不確実性および納税資金確保の困難性から、外部からの経済的価値の流入がある時点まで課税が繰り延べられる。また、帰属所得については評価の困難性および範囲の不明確性から課税の対象外とし、不法利得については担税力を増加させるものである点から課税の対象に含めている。

ここで、実現とは外部からの金銭その他の換価可能な流通資産形態として経済的価値が流入することと定義する⁷⁶。また、包括的所得概念に依拠しながらも、毎期評価替えに伴う煩雑性・不確実性と納税資金の確保の困難性に配慮するため、実現時点で課税することを実現主義と定義する。所得税法は所法 36 条 1 項において、各種所得の金額の計算上、収入金額および総収入金額につき、「別段の定めがあるものを除き、……収入すべき金額」と規定しており、実現主義を原則としていると言える⁷⁷。つまり、所得税法では理論的には包括的所得概念に依拠するものの、法文上は実現主義が原則とされており、包括的所得概念は後退していると言えよう⁷⁸。

一方で、現行の所得税法は無制限な課税の繰延を防止する観点から、所法 59 条 1 項において法人に対する無償譲渡等については、例外としてみなしう譲渡課税を定める。すなわち、無制限な課税の繰延による実質的な租税回避という欠点を納税資金の確保という問題

⁷⁵ 佐藤・前掲注(11) 126 以下頁参照、谷口・前掲注(10) 319-320 頁参照。

⁷⁶ 金子・前掲注(27) 1084 頁参照、渡辺徹也「実現主義の再考」税研 25 卷 2 号 (2009 年) 72 頁参照、谷口・前掲注(10) 214 頁参照。

⁷⁷ 谷口・前掲注(10) 214-215 頁参照、増井・前掲注(68) 126 頁参照。しかし、所法 36 条 1 項「収入」の解釈は、判例において権利確定主義（最二小判昭和 49 年 3 月 8 日・最高裁判所民事判例集 28 卷 2 号 186 頁）が説示されているものの、経済的価値の流入の具体的判断を明文上規定すべきであるとされる。山本直毅『課税所得の認識原理の研究』（成文堂、2020 年）55 頁参照。

⁷⁸ 中里実「みなしう譲渡と時価主義」日税研論集 50 号 (2002 年) 97 頁参照、渡辺徹也・前掲注(76) 65 頁参照。

点よりも重視し、法人に対する無償譲渡等においては実現主義ではなく包括的所得概念に準拠する方向へと回帰したと言えよう⁷⁹。しかし、みなし譲渡課税の範囲は①法人に対する贈与、②限定承認に係る相続、③法人に対する遺贈、④個人に対する包括遺贈で限定承認に係るもの、および⑤法人に対する低額譲渡の5つの場合に限られており、これ以外の場合には前所有者に係る取得価額および取得時期を引き継ぐものとしている。これはみなし譲渡課税への理解が進まなかった点および納税資金確保が困難となる点に原因が求められた。この結果、現行の所得税法では無償譲渡につき、原則として前所有者に係る取得価額および取得時期を引き継ぎ、例外として5つの場合に限りみなし譲渡課税していると言えよう⁸⁰。つまり、無償譲渡につき包括的所得概念に基づきみなし譲渡課税するもののその範囲は段階的に縮小しており、ここにおいても包括的所得概念は後退していると言えよう。

ところで、実現主義に立脚すれば、保有資産の価値の増加益は外部からの経済的価値の流入がある時点まで課税が繰り延べられることとなる⁸¹。この点で、所法36条1項が定める実現主義は所得に対する課税を繰り延べる効果を有する。この繰り延べ効果は、一の所有者における取得時から譲渡時までの保有期間においても生じるだけでなく、譲渡価額が保有資産の価値よりも低い場合においても生じる。具体的には、保有資産の価値の増加益のうち譲渡価額から取得費を控除した部分は前所有者に対して課税され、譲渡時の時価と譲渡価額の差額に相当する部分は後所有者がその後当該資産を譲渡した際に、後所有者の下で生じた保有資産の価値の増加益とあわせて、後所有者に対して課税されるのである。すなわち、前所有者の下で生じる保有資産の価値の増加益の一部が、後所有者の下へ繰り延べられることになるのである。このことは同時に、課税の対象となる範囲を画する効果を生むのではないだろうか。つまり、課税が繰り延べられていた所得は実現を機に課税されることになるが、その際に課税の対象となる保有資産の価値の増加益は保有資産の価値の増加益のうち外部からの経済的価値の流入があった部分のみとなる。この点で、所法36条1項が定める実現主義は課税される所得の範囲を画する効果を有することとなると言えよう⁸²。

⁷⁹ 中里・前掲注(78) 102-103頁参照および112頁参照、渡辺徹也・前掲注(76) 65頁参照。

⁸⁰ 岡村忠生「収入金額に関する一考察」法学論叢158巻5・6号(2006年) 206頁参照。

なお、5つの場合のうち、「日本では、限定承認に係る相続等はまれであるので、法人に対する贈与または低額譲渡の場合が主たる問題となる」とされる。渋谷雅弘「相続・贈与と譲渡所得課税」日税研論集50号(2002年) 150頁。

⁸¹ 金子・前掲注(14) 302頁参照。

⁸² 岡村忠生「所得の実現をめぐる概念の分別と連接」法学論叢166巻6号(2010年) 102頁参照。また、所得の年度帰属のみならず、所得の人的帰属も考慮し、「課税所得性それ自体ではなく課税時期(timing)による課税所得の画定を問題する考え方である」とする

第4節 小括

第1章では、現行の所得税法が依拠している包括的所得概念とその限界について考察し、立法趣旨や沿革を踏まえて現行の譲渡所得課税の規定を確認した。

我が国の所得税法は包括的所得概念に依拠していると言われる。包括的所得概念とは、発生源泉を問わず担税力を増加させるすべての利得を所得と観念する考え方であり、担税力に応じて租税を負担するという負担公平の原則から導き出される概念である。

しかし、人の担税力を増加させる利得をすべて所得とする包括的所得概念においては未実現利得に対する課税につき限界が生じる。つまり、未実現利得たる保有資産の価値の増加益に課税するためには、毎期評価替えを行うことにより所得を確定することが必要となるが、評価替えに伴う煩雑性・不確実性および納税資金確保の困難性から、外部からの経済的価値の流入時点をもって課税するという実現主義が原則とされている。ここに政策的配慮による包括的所得概念の後退が見てとれると言えよう。

一方で従前より、無償譲渡時には何ら外部からの経済的価値が流入しないことから譲渡所得が繰り延べられ、課税が行われなかった。ところがシャウプ勧告を受け、有償譲渡との税負担の公平性を期すために、昭和25年改正により、無償譲渡につき資産の移転があった時点においてその時の価額により譲渡があったものとみなして課税するみなし譲渡課税の規定が創設されたことに伴い、前所有者に係る取得価額および取得時期の引き継ぎ規定が削除されたことで、無償譲渡については実現主義から包括的所得概念へ回帰した。

しかし、みなし譲渡課税が難解な制度であったこと、納税資金の確保が困難であったことから、段階的に範囲が縮小され、現在ではみなし譲渡課税の範囲は①法人に対する贈与、②限定承認に係る相続、③法人に対する遺贈、④個人に対する包括遺贈で限定承認に係るもの、および⑤法人に対する低額譲渡の5つの場合に限られており、これ以外の場合には実現主義により課税を繰り延べ、前所有者に係る取得価額および取得時期を引き継ぐ

見解もある。谷口・前掲注(10)215頁。これに対して、実定法が所得を定義することはないとする、以下の反対意見もある。「ここで留意しなければならないのは、所得についても目的（すなわち、所得の定義）が手段（すなわち、所得の算定方法）に先行して存在するのであり、先に定義があって、その後に算定方法があるという単純な事実である。決して、（手段が目的を支配するようなかたちで）算定方法が先にあって、その結果として所得が定義されるというものではない」中里・前掲注(78)95頁。また、金子教授の「所得税法……が、未実現の利得を課税の対象から外しているのは、実際的便宜の考慮、伝統的会計慣行の影響、等によるものであって、実現した利得のみが所得であるというカテゴリカルな考え方によるものではない」も同様の趣旨であると言えよう。金子・前掲注(27)1099頁。

こととしている。この結果、現行の所得税法では無償譲渡につき、原則として実現主義により課税が繰り延べられ、例外として5つの場合に限りみなし譲渡課税することとされている。つまり、みなし譲渡課税の適用範囲からも、実定法の規定は実現主義を原則とし、包括的所得概念は大きく後退していると考えられよう。

また、実現主義は政策的配慮により採用されているが、この実現主義により原則として課税の対象となる所得は保有資産の価値の増加益のうち、外部からの経済的価値の流入があった部分のみとなる。つまり、所法36条1項が定める実現主義は課税される所得の範囲を画する効果を有していると言えるのではないだろうか。

ところで、譲渡所得課税の趣旨については譲渡所得課税の法的構造とあわせて、従前より議論が見られるところである。そこで第2章では、譲渡所得課税に係る裁判例を概観することで譲渡所得課税の趣旨を確認するとともに、譲渡所得課税の規定の文言および配置から法的構造を検討し、趣旨と法的構造の関係性について考察を行う。

第2章 謾渡所得課税の趣旨と法的構造

第1節 通説とされる清算課税説

第1章では、現行の所得税法が依拠している包括的所得概念とその限界について考察し、立法趣旨や沿革を踏まえて、現行の謾渡所得課税の規定を確認した。ところで、謾渡所得課税の趣旨については課税の法的構造と合わせて、従前より議論がなされている⁸³。そこで、本章では謾渡所得課税に係る裁判例を概観することで謾渡所得課税の趣旨を確認するとともに、謾渡所得課税の規定の文言および配置から法的構造を検討し、趣旨と法的構造の関係性について考察を行う。まず、近年の裁判例でも引用されている最一小判昭和43年10月31日⁸⁴（以下、「昭和43年判決」という。）および最三小判昭和47年12月26日⁸⁵（以下、「昭和47年判決」という。）を通じて、謾渡所得課税の趣旨を確認する。

第1項 最一小判昭和43年10月31日⁸⁶

X（原告・控訴人・上告人。以下、「X」という。）は、財産の散逸を避ける目的で、亡父の保有していた不動産を相続人ではない親族AおよびB（以下、あわせて「Aら」という。）へ移転するため、亡父から相続した（以下、「本件相続」という。）不動産（以下、「本件不動産」という。）を登記した上で、昭和35年2月にAらに贈与した（以下、「本件贈与」という。）。本件では、本件相続および本件贈与が実態を伴うか否か、および無償謾渡である贈与について所得が存するか否かが争われた。Xは本件相続は形式的に一時所

⁸³ 「謾渡所得は、所得税法に定める10種類の所得の中で、最も立法論上・解釈論上の問題点が多く、また訴訟事件の数も最も多い所得の類型である」（金子宏「研究にあたって」日税研論集50号（2002年）1頁）とされ、謾渡の意義、謾渡所得課税の趣旨、対象となる資産の意義、謾渡における実現の意義、謾渡所得の金額の計算など、多くの論点が存在する。金子・前掲注(14)98-106頁参照、金子宏「総説—謾渡所得の意義と範囲—」日税研論集50号（2002年）3-31頁参照。

⁸⁴ 最高裁判所裁判集民事92号797頁・榎本家事件。

⁸⁵ 最高裁判所民事判例集26巻10号2083頁・割賦弁済土地事件。

⁸⁶ 最高裁判所裁判集民事92号797頁・前掲注(84)・榎本家事件。本判決を扱った評釈として、清永敬次「謾渡所得の意義」別冊ジュリスト79号（1983年）70-71頁、岡村忠生「謾渡所得の意義」別冊ジュリスト120号（1992年）60-61頁、吉良実「旧所得税法5条の2の「みなす謾渡」に関する規定による課税と実質課税主義との関係等」シュトイエル86号（1969年）8-16頁などがある。

有者の形をとったものに過ぎず、本件不動産を所有した実態がない上に、仮に実態があつたとしても無償譲渡であり対価を得ていないため課税対象とならないと主張した。

しかし、本判決は、本件相続および本件贈与は実態を伴うものであり、かつ、譲渡所得課税の趣旨は「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべき」であると判示した上で、「売買交換等によりその資産の移転が対価の受入を伴うときは、右増加益は対価のうちに具体化されるので、これを課税の対象としてとらえたのが旧所得税法（昭和 22 年法律第 27 号、以下同じ。）9 条 1 項 8 号の規定である。そして対価を伴わない資産の移転においても、その資産につきすでに生じている増加益は、その移転当時の右資産の時価に照らして具体的に把握できるものであるから、同じくこの移転の時期において右増加益を課税の対象とするのを相当と認め、資産の贈与、遺贈のあった場合においても、右資産の増加益は実現されたものとみて、これを前記譲渡所得と同様に取り扱うべきものとしたのが同法 5 条の 2 の規定なのである。されば、右規定は決して所得のないところに課税所得の存在を擬制したものではなく、またいわゆる応能負担の原則を無視したものともいいがたい」として、X の請求を棄却した。

以上のように本判決では、①譲渡所得の本質は保有資産の価値の増加益であり、②課税の機会として資産に対する支配の移転時を用いるだけに過ぎないため、③無償譲渡であっても所得のないところに所得の存在を擬制したものではないこと（無償譲渡であっても所得が存在していること）を説示している。また、④有償譲渡のときは保有資産の価値の増加益は対価のうちに具現化されるため旧法 9 条 1 項 8 号により課税し、⑤無償譲渡のときは保有資産の価値の増加益は時価に照らして把握できるため旧所法 5 条の 2 により課税することを明らかにしている。

第2項 最三小判昭和 47 年 12 月 26 日⁸⁷

X（原告・被控訴人・上告人。以下、「X」という。）の母 A は、昭和 33 年 11 月に所有する不動産を譲渡し、同日所有権移転登記を行った上で、売買代金につき、同日に手付金 100 万円、残金については同年 12 月以降毎月 50 万円ずつ受領するものと約した。本件は譲渡所得の金額の計算上算入される総収入金額がいくらであるかについて争われ、X は割

⁸⁷ 最高裁判所民事判例集 26 卷 10 号 2083 頁・前掲注(85)・割賦弁済土地事件。本判決を扱った評釈として、清永敬次「譲渡所得に対する課税の趣旨等」民商法雑誌 69 卷 1 号（1973 年）159-169 頁、渡辺徹也「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 178 号（2005 年）74 頁、小塚真啓「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 207 号（2011 年）74 頁、越智砂織「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 228 号（2016 年）78 頁、中野浩幸「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 253 号（2021 年）82 頁などがある。

賦弁済は一般の社会慣行と著しく相違することから弁済履行毎に「収入すべき金額」とすべきであると主張した。

しかし、本判決は「一般に、譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきであることは、当裁判所の判例とするところである（昭和41年（行ツ）第8号昭和43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁）。したがつて、譲渡所得の発生には、必ずしも当該譲渡が有償であることを要せず、昭和40年法律第33号による改正前の旧所得税法（昭和22年法律第27号）においては、資産の譲渡が有償であるときは同法9条1項8号、無償であるときは同法5条の2が適用されることとなるのである……」。「以上のような譲渡所得に対する課税制度の本旨に照らして考察すると、……代金の支払方法が長期にわたる割賦弁済によるときは、特定の年度に集中して課税することなく、割賦金の支払またはその弁済期毎にその都度資産の譲渡があるとみて、当該弁済期等の属する年度毎に個別的に課税すべきであるとする見解は、とうてい採用し難い」として、Xの請求を棄却した。

以上のように本判決は昭和43年判決で述べられた譲渡所得課税の趣旨を引用し、①譲渡所得の本質は保有資産の価値の増加益であり、②課税の機会として資産に対する支配の移転時を採用いるため、③譲渡所得の発生には譲渡が有償であることを必ずしも要しないことを説示している。また、④有償譲渡のときは旧所法9条1項8号により課税され、⑤無償譲渡のときは旧所法5条の2により課税されることを明らかにしている⁸⁸。

第3項 清算課税説

昭和43年判決および昭和47年判決において示されている譲渡所得課税の趣旨を「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」と見る考え方を清算課税説と呼ぶ。この清算課税説はシャウプ勧告において述べられていた譲渡所得課税に対する見解をそのまま踏襲したものであると言えよう⁸⁹。すなわち、シャウプ勧告では保有

⁸⁸ 本判決では加えて「年々に蓄積された当該資産の増加益が所有者の支配を離れる機会に一挙に実現したものとみる建前から、累進税率のもとにおける租税負担が大となるので、法は、その軽減を図る目的で、同法9条1項8号の規定により計算した金額の合計金額から15万円を控除した金額の10分の5に相当する金額をもって課税標準とした（同条1項）のである」と述べ、⑥譲渡所得は資産に対する支配の移転時において一挙に資産の価値の増加益が実現されるため税負担が過大となるという束ね効果の緩和を図るために、2分の1の金額を課税標準とする平準化措置が取られていることも説示している。

⁸⁹ 清永・前掲注(86)71頁参照。

資産の価値の増加益も担税力を増加させる経済的利得であるからこれを所得と觀念するものの、保有資産の価値の増加益に毎期課税することは困難であるため、当該資産が他の流通資産形態に換価した場合に限って課税すると同時に、無制限な課税の繰延を防止するため無償譲渡の場合には保有資産の価値の増加益に対して課税するものとしている。昭和43年判決および昭和47年判決はこのシャウプ勧告の考え方を端的に言い表していよう。

そして、このシャウプ勧告を受けて行われた昭和25年改正により譲渡所得課税は有償譲渡の場合には旧所法9条1項8号により課税され、無償譲渡の場合には旧所法5条の2第1項が創設され課税されることとなった。したがって、旧所得税法においては、有償譲渡課税の規定である旧所法9条1項8号と、無償譲渡課税の規定である旧所法5条の2第1項を原則・例外とする法的構造、ないしは併記する法的構造となっていた。

この清算課税説は学説⁹⁰においても広く支持されており、最高裁も昭和43年判決および昭和47年判決において説示された譲渡所得課税の趣旨を最三小判令和2年3月24日⁹¹に至るまで引用しており、一貫して同じ立場に立脚していることが分かる⁹²。

しかし、昭和43年判決および昭和47年判決の事案より後の昭和40年に所得税法は大きく改正され、第1章で見たように条文の構成が変更されている。すなわち、昭和40年改正前は有償譲渡課税をうたう旧所法9条1項8号と、無償譲渡課税をうたう旧所法5条の2第1項のみが規定されていたのに対し、昭和40年改正後は譲渡所得の定義規定たる所法33条1項が創設され、譲渡所得の金額の計算規定は同条3項に組み込まれることとなった。このように条文の構成に変化があったことを受けて、譲渡所得課税の法的構造や趣旨に何らかの影響はあるのであろうか。その点について、最三小判昭和50年5月27日⁹³（以下、「昭和50年判決」という。）を通じて検討する。

⁹⁰ 金子・前掲注(22) 264頁参照、佐藤・前掲注(11) 85-88頁参照、谷口・前掲注(10) 301-302頁参照。

⁹¹ 最高裁判所裁判集民事263号63頁。

⁹² 佐藤・前掲注(11) 147頁参照、最一小判昭和43年10月31日（最高裁判所裁判集民事92号797頁）・前掲注(84)・榎本家事件、最三小判昭和47年12月26日（最高裁判所民事判例集26卷10号2083頁）・前掲注(85)・割賦弁済土地事件、最三小判昭和50年5月27日（最高裁判所民事判例集29卷5号641頁）・財産分与事件、最三小判平成4年7月14日（最高裁判所民事判例集46卷5号492頁）・借入金利子事件、最三小判平成17年2月1日（最高裁判所裁判集民事216号279頁）・右山事件、最一小判平成18年4月20日（最高裁判所裁判集民事220号141頁）・農地転用決済金事件。

⁹³ 最高裁判所民事判例集29卷5号641頁・前掲注(92)・財産分与事件。

第4項 最三小判昭和50年5月27日⁹⁴

(1) 事案の概要

本件は、X（原告・控訴人・上告人。以下、「X」という。）が、配偶者との離婚に際し、不動産（以下、「本件不動産」という。）を慰謝料として譲渡し、譲渡所得はないとして確定申告を行ったところ、所轄税務署長Y（被告・被控訴人・被上告人。以下、「Y」という。）から本件不動産の譲渡における財産分与義務の消滅は譲渡所得に該当するとして受けた更正処分ならびに過少申告加算税の賦課決定処分の取消を求めて出訴した事案である。本件における争点は、所法33条1項「資産の譲渡」は有償譲渡に限られ無償譲渡を含むか否かという点（以下、「争点①」という。）と、財産分与が有償譲渡か無償譲渡のいずれかであるかという点（以下、「争点②」という。）の2点である。なお、本研究では争点②については、財産分与の性格に関するため、詳細な検討の対象外とする。

Xは所法33条1項「資産の譲渡」とは有償譲渡のみを指し（争点①）、対価の受入れを伴わない無償譲渡たる財産分与や贈与は含まない（争点②）と主張した。一方、Yは譲渡所得課税の本質は保有資産の価値の増加益に対する課税であるから所法33条1項「資産の譲渡」は有償譲渡に限られず（争点①）、慰謝料であっても財産分与であっても確定債務を消滅させるため有償譲渡である（争点②）と主張した。なお、第一審⁹⁵は慰謝料として有償譲渡であるとして、原審⁹⁶は財産分与として有償譲渡であるとして、それぞれXの請求を棄却した。

(2) 判旨

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるから、その課税所得たる譲渡所得の発生には、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない（最高裁昭和41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁参照）。したがつて、所得税法33条1項にいう「資産の譲渡」とは、有償無償を問わず資産を移転させるいつさいの行為をいうものと解すべきである。そして、同法59条1項（昭和48年法律第8号による改正前のも

⁹⁴ 最高裁判所民事判例集29巻5号641頁・前掲注(92)・財産分与事件。本判決を扱った評釈として、石井健吾「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」最高裁判所判例解説民事篇昭和50年度（1979年）217-230頁、竹下重人「譲渡所得－慰謝料及び財産分与－」別冊ジュリスト79号（1983年）76-77頁、林仲宣「譲渡の意義：財産分与に係る譲渡所得課税」税73巻5号（2018年）157-162頁などがある。

⁹⁵ 名古屋地判昭和45年4月11日（最高裁判所民事判例集29巻5号649頁）。

⁹⁶ 名古屋高判昭和46年10月28日（最高裁判所民事判例集29巻5号655頁）。

の）が譲渡所得の総収入金額の計算に関する特例規定であつて、所得のないところに課税譲渡所得の存在を擬制したものでないことは、その規定の位置及び文言に照らし、明らかである」。

「夫婦が離婚したときは、その一方は、他方に対し、財産分与を請求することができる（民法 768 条、771 条）。……財産分与に関し右当事者の協議等が行われてその内容が具体的に確定され、これに従い金銭の支払い、不動産の譲渡等の分与が完了すれば、右財産分与の義務は消滅するが、この分与義務の消滅は、それ自体一つの経済的利益ということができる。したがつて、財産分与として不動産等の資産を譲渡した場合、分与者は、これによつて、分与義務の消滅という経済的利益を享受したものといふべきである」。

以上のように本判決は昭和 47 年判決で述べられた譲渡所得課税の趣旨を引用し、①譲渡所得課税の趣旨は清算課税説にあること、②清算課税説からは所法 33 条 1 項「資産の譲渡」は有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいうと解釈できること、③所法 59 条 1 項は譲渡所得の総収入金額の計算に係る特例規定であること、④所法 59 条 1 項は所得のないところに譲渡所得の存在を擬制したものでないこと、⑤財産分与義務の消滅は経済的利益であること、⑥財産分与として不動産等を譲渡した場合には分与者は分与義務の消滅という経済的利益を享受したといえることを明らかにした。

(3) 検討

本判決は昭和 47 年判決を引用し、譲渡所得課税の趣旨を「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」であると判示した。すなわち、譲渡所得の本質を保有資産の価値の増加益であると観念し、これに従えば保有資産の価値の増加がある時には譲渡所得は発生しており、譲渡所得課税とは繰り延べられた保有資産の価値の増加益に対する課税のタイミングを資産の譲渡時に求めることを意味する。したがつて、譲渡所得は資産を移転する際には既に発生しており、その譲渡が有償であるか無償であるかは所得の発生とは関係ないこととなる。そこで、本判決ではこの譲渡所得課税の趣旨から、所法 33 条 1 項「資産の譲渡」は有償無償を問わないいっさいの資産の移転行為を指すと判示している。また、譲渡所得の本質を保有資産の価値の増加益と観念するため、当然に無償譲渡であっても所得は既に発生しているのであり、本判決はこのことを「所得のないところに課税譲渡所得の存在を擬制したものでない」と説示する。

加えて、本判決は財産分与の権利義務は離婚によって発生する実体的権利義務として存在するため、財産分与として不動産を譲渡した場合、譲渡人は分与義務の消滅という経済的利益を享受すると説示する。つまり、本判決は分与義務の消滅を所法 36 条 1 項「収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）」のうち、経済的な利益の価額とみ

ており、財産分与を有償譲渡として捉えていることが分かる⁹⁷。そこで、本判決は財産分与につき総収入金額に分与義務の消滅に相当する金額を算入し、譲渡所得の金額を算出している。

第5項 譲渡所得課税の法的構造

ところで、昭和 50 年判決では譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法 33 条 1 項「資産の譲渡」は有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいうと説示した。それゆえ、譲渡所得の本質を保有資産の価値の増加益と観念する清算課税説では譲渡時において既に所得は発生していると考えられ、「必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない」とされる。

同時に、昭和 50 年判決では無償譲渡であっても「所得のないところに課税譲渡所得の存在を擬制したものでないことは、その規定の位置及び文言に照らし、明らかである」と説示する。以下では、この「規定の位置及び文言」について確認を行い、判決が示す譲渡所得課税の法的構造について検討を行う。

まず所法 33 条と所法 36 条と所法 59 条の条文は所得税法の中のどこに位置するのであるか。所得税法の目次を確認すると、所法 33 条は「第二編 居住者の納税義務 第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第二節 各種所得の金額の計算 第一款 所得の種類及び各種所得の金額」にその規定が存し、所法 36 条は同編同章同節「第二款 所得金額の計算の通則」にその規定が存する。一方で、所法 59 条は同編同章同節「第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例」にその規定が存する⁹⁸。

また、所法 36 条 1 項の文言を確認すると、「その年分の各種所得の金額の計算上……総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き（下線筆者加筆。）、その年において収入すべき金額……とする」と規定されており、別段の定めがない限り、総収入金額に算入すべき金額は「収入すべき金額」とすることを定めていることが分かる。

この目次および所法 36 条 1 項の文言「別段の定めがあるものを除き」に鑑みると、所法 36 条 1 項は総収入金額に係る原則規定であるといえる。また、同時に所法 59 条 1 項は

⁹⁷ 大塚正民「財産分与の税務：日米比較」税法学 566 号（2011 年）148 頁参照。本判決については財産分与を有償譲渡と無償譲渡のいずれと判示しているのか明確でない、という批判もある。また、財産分与を有償譲渡であると判示していたとしても、所法 33 条 1 項が有償無償を問わないとしている説示との論理的関係性が不明確であるとの批判もある。田中治「譲渡所得課税における取得費」税務事例研究 36 号（1997 年）49-50 頁参照、四元俊明『行間の税法解釈学』（ぎょうせい、1988 年）344-345 頁参照。

⁹⁸ 石井・前掲注(94) 223-224 頁参照、谷口・前掲注(10) 308 頁参照。

所法 36 条 1 項に定める総収入金額に係る別段の定めであるといえる。つまり、有償譲渡のときは現実の収入金額により総収入金額の計算が可能となる一方で、無償譲渡においては収入すべき金額がゼロとなるため所法 36 条 1 項では総収入金額が計算できないところ、所法 59 条 1 項をもって「その時における価額」により譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算を行うこととしている⁹⁹。そのため、所法 59 条 1 項は総収入金額につき、無償譲渡において収入金額を擬制する規定であると捉えることができる¹⁰⁰。

そして、このように所法 59 条 1 項を総収入金額に係る所法 36 条 1 項の別段の定め、すなわち無償譲渡における収入金額を擬制する規定と捉えることで、所法 33 条 3 項の譲渡所得の金額の計算における総収入金額について、有償譲渡の場合には所法 36 条 1 項「収入すべき金額」が算入され、無償譲渡の場合には所法 59 条 1 項「その時における価額」が算入されることとなる。そこで、所法 33 条 3 項は有償譲渡・無償譲渡の双方における譲渡所得の金額を規定していると言え¹⁰¹、このことから、所法 33 条 1 項「資産の譲渡」は有償譲渡のみならず無償譲渡を含む規定だと考えることができる。以上の事柄につき、昭和 50 年判決は無償譲渡であっても「所得のないところに課税譲渡所得の存在を擬制したものでないことは、その規定の位置及び文言に照らし、明らかである」と端的に説示していると解される¹⁰²。

また、他の文言からも所法 33 条が有償譲渡のみならず無償譲渡を含む規定であることを読み取れるのではないだろうか。所法 59 条 1 項は各号に定める「譲渡所得の基団となる資産の移転があつた場合に……その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす」と規定する。ここにおいて、所得税法は「移転」と「譲渡」を使い分けていることが分かる。すなち、所得税法は所法 59 条 1 項各号に定める法人への無償譲渡等につき、対価を伴わないものであるため、「譲渡」ではなく「移転」と表している。その上で、所法 59 条 1 項により「資産の譲渡があつたものとみなす」ことで、本来「譲渡」に含まれない所法 59 条 1 項各号に定める無償譲渡等についても「譲渡」とみなし、所法 33 条の適用対象としていると言えるのではないだろうか。つまり、所法 59 条 1 項各号に定める無償譲渡については、所法 59 条 1 項本文により譲渡とみなされ、所法 33 条の適用範囲に含まれることとなるのではないだろうか。

⁹⁹ 伊川正樹「譲渡所得とその課税および実現主義」水野武夫先生古稀記念論文集刊行委員会編『行政と国民の権利』（法律文化社、2011 年）470-471 頁参照。

¹⁰⁰ 岡村・前掲注(80) 207 頁参照、谷口・前掲注(10) 308 頁参照、伊川正樹「譲渡所得課税の趣旨と課税理論」税法学 586 号（2021 年）10 頁参照。

¹⁰¹ 所法 33 条 3 項を経由するとの記載はないが、無償譲渡が所法 59 条 1 項により時価による譲渡とみなされることを通じて所法 33 条 1 項の適用対象に含まれるとする見解があり、同様の趣旨であると考えられる。渡辺徹也・前掲注(76) 68 頁参照。

¹⁰² 石井・前掲注(94) 223-224 頁参照。

第6項 旧所得税法における法的構造との関係性

昭和 50 年判決は、譲渡所得課税の趣旨につき昭和 43 年判決・昭和 47 年判決を踏襲し、昭和 40 年改正後の所得税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 33 号）であっても譲渡所得課税の趣旨として清算課税説を採用している点に意義がある¹⁰³。そこで、昭和 50 年判決は譲渡所得課税につき、昭和 43 年判決・昭和 47 年判決と同様の法解釈を行っていると判断することはできるだろうか。

この点、昭和 43 年判決・昭和 47 年判決は昭和 40 年改正以前の旧所得税法（昭和 25 年法律第 71 号）の下における事案であり、旧所得税法においては譲渡所得の定義規定に該当する条文が存在しなかった。旧所得税法では旧所法 9 条 1 項 8 号において譲渡所得の金額の計算方法が規定され、旧所法 5 条の 2 においてみなし譲渡課税が規定されているだけであった。つまり、昭和 47 年判決の判旨においてみたように、有償譲渡の場合には旧所法 9 条 1 項 8 号により課税され、無償譲渡の場合には旧所法 5 条の 2 第 1 項により課税されていた。したがって、旧所得税法においては、有償譲渡課税の規定である旧所法 9 条 1 項 8 号と、無償譲渡課税の規定である旧所法 5 条の 2 第 1 項を原則・例外とする法的構造、ないしは併記する法的構造となっていたと考えられよう。

昭和 40 年税制改正により譲渡所得に係る定義規定が所法 33 条 1 項に設けられ、譲渡所得の金額の計算規定は同条 3 項として同一の条文の中に設けられた。このような条文の改正があったにも関わらず、旧所得税法と現行所得税法を同様に解してもよいものであろうか。譲渡所得に係る定義規定である所法 33 条 1 項が新たに設けられ、譲渡所得の金額の計算規定が同一の条文の中に設けられたのは、「資産の譲渡」が有償譲渡のみならず無償譲渡も含む概念であることを示すためではないだろうか。

ここで現行法の規定を確認すると、所得税法は 33 条 1 項で譲渡所得の定義を、同条 3 項で譲渡所得の金額の計算方法をそれぞれ規定する。また所法 33 条 3 項における総収入金額につき、所法 36 条 1 項において「収入すべき金額」と規定する。一方で、所法 59 条 1 項において各号に定める無償譲渡等の際には、「その時における価額」により資産の譲渡があったものとみなす旨を規定する。一見すると、昭和 40 年改正により、旧所法 9 条 1 項 8 号「有償譲渡における譲渡所得の金額の計算規定」が所法 33 条 3 項「譲渡所得の金額の計算規定」に配置換えされ、旧所法 5 条の 2 「みなし譲渡課税」が所法 59 条 1 項「みなし譲渡課税」に配置換えされたように見える。しかし、あえて所法 33 条 1 項の定義規定が創設され、旧所法 9 条 1 項 8 号「有償譲渡における譲渡所得の金額の計算規定」が所法 33 条の中に組み込まれ、同条 3 項として定義規定と金額の計算規定が併記さ

¹⁰³ 金丸和弘「譲渡の意義(2)——財産分与」別冊ジュリスト 253 号（2021 年）89 頁参照、鬼塚太美「譲渡の意義(2)——財産分与」別冊ジュリスト 178 号（2005 年）81 頁参照。

れたことに鑑みれば、所法 33 条 3 項「譲渡所得の金額の計算規定」は旧所法 9 条 1 項 8 号「有償譲渡における譲渡所得の金額の計算規定」の單なる配置換えとは言えないのではないかろうか。

また、仮に所法 59 条 1 項のみで無償譲渡における譲渡所得の金額を計算しようすると、「その時における価額」により譲渡することは明らかであっても、そこから控除すべき投下資本の回収部分をどのように計算するかについての規定が存在しないこととなる。無償譲渡であっても、「その時における価額」から控除すべき金額は所法 33 条 3 項に従って算出するほかなく、その点で所法 59 条 1 項「みなし譲渡課税規定」は所法 33 条 3 項「譲渡所得の金額の計算規定」の例外と見ることはできず、所法 59 条 1 項は所法 33 条 3 項の従属関係または階層構造となっているのではないだろうか。したがって、昭和 40 年改正前の有償譲渡課税の旧所法 9 条 1 項 8 号と、無償譲渡課税の旧所法 5 条の 2 第 1 項の原則・例外または並列という法的構造を、改正後の所法 33 条 3 項と所法 59 条 1 項の法的構造にあてはめ、所法 59 条 1 項を所法 33 条 3 項の例外規定と見ることは難しいではないだろうか。

確かに、所法 59 条のタイトルは「贈与等の場合の譲渡所得等の特例」となっている。そこで、譲渡所得の金額の計算規定である所法 33 条 3 項の例外規定と捉えることもできる。しかし、タイトルは税法の平明化¹⁰⁴を図るために設けられているものであるから、所得税法の条文以外の部分、すなわち、目次や各条文のタイトルを俯瞰的に概観し、その意義を捉えるべきではないだろうか。したがって、所法 59 条のタイトルである「贈与等の場合の譲渡所得等の特例」は、「第二編 居住者の納税義務 第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第二節 各種所得の金額の計算 第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例」という目次の下に位置付けされるものであり、所法 59 条 1 項は総収入金額に係る所法 36 条 1 項の例外規定と捉えることができ、所法 33 条 3 項の例外規定と見ることはできないのではないだろうか¹⁰⁵。

¹⁰⁴ 税制調査会・前掲注(24) 2 頁参照。

¹⁰⁵ 旧所得税法の旧所法 9 条 1 項 8 号と旧所法 5 条の 2 第 1 項の原則・例外または並列という法的構造を、改正後の所法 33 条 3 項と所法 59 条 1 項の法的構造にあてはめるのではなく、純所得課税の原則から所法 59 条 1 項を所法 33 条 3 項の例外と見る見解もある。所得税は個人の所得について課税される（所法 7 条）。そして、明文上の規定はないが、投下資本の回収部分への課税を排除するため純所得課税の原則が直接的に要求される。その上で、所得税法は質的担税力に応じ、所得を 10 種類に分類し、それぞれの区分に応じ、所得の金額の計算方法を定める（所法 23 条～28 条、30 条～35 条）。この観点からは、所得金額の計算の通則である所法 36 条、所法 37 条および所法 38 条は純所得課税の原則から導き出されるため、各種所得の金額の計算規定（所法 23 条～28 条、30 条～35 条）よりも上位に位置すると考えられる。つまり、譲渡所得に着目すれば、所法 36 条収入金額

第2節 判例に見る譲渡益課税説への傾斜

第1項 清算課税説から導き出される客観的価値差

ところで、清算課税説では保有資産の価値の増加益を所得と観念し、資産に対する支配の移転を機に清算して課税することを譲渡所得課税の趣旨とする。この清算課税説が包括的所得概念から派生することを鑑みれば、清算課税説において譲渡所得の本質として観念される保有資産の価値の増加益からは主観的要因に基づく価値の変動は排除され、保有資産の価値の増加益は客観的な外的要因に基づく価値の変動のみで構成される¹⁰⁶。そのため清算課税説から導き出される譲渡所得は譲渡時の資産の価値から取得時の資産の価値を控除した残額、すなわち客観的価値差となる¹⁰⁷。したがって、譲渡所得の金額の計算上、清算課税説における計算の起点となる金額は理論上、譲渡時における資産の価値となるのであり、外部からの経済的価値の流入たる収入金額とはならない。また、総収入金額から控除できる金額についても理論上、客観的価値を構成する取得費のみとなる¹⁰⁸。つまり、販売努力など主観的要因による価値の増加益は客観的要因に基づく価値の増加益と

の規定は所法 33 条 3 項譲渡所得の金額の規定よりも上位に位置すると言え、所法 59 条 1 項みなし譲渡課税の規定は所法 33 条 3 項譲渡所得の金額の規定の例外と見ることもできる。山本・前掲注(77) 83-84 頁参照。

¹⁰⁶ 東京高判昭和 48 年 5 月 31 日（行政事件裁判例集 24 卷 4=5 号 465 頁）、大阪高判昭和 63 年 9 月 29 日（行政事件裁判例集 39 卷 9 号 983 頁）。

¹⁰⁷ 岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について-1-」法学論叢 135 卷 1 号（1994 年）14 頁参照。

¹⁰⁸ このことを岡村教授は「客観的価額説」と呼んでいる。岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について-2-」法学論叢 135 卷 3 号（1994 年）2-3 頁参照。また、田中治教授も、「譲渡所得課税は、資産の保有期間中の価値の増加益、すなわち資産の客観的な価格差に対する課税であるから、譲渡収入から控除しうるのは、資産の取得費のみである、とするものである（客観価値説）」としており、谷口教授においても「譲渡所得の本質が……、所有者の意思によらない外的条件の変化に起因する資産価値の増加益、すなわち、資産の得時と譲渡時との客観的な価格差、として捉えられること……からすると、資産それ自体の譲渡対価の額から取得対価の額を控除することが認められるべきであり、かつ、それで十分であるはずである」として、譲渡所得課税の本質からは譲渡対価から控除できるのは取得費のみであるとしている。田中治・前掲注(97) 35 頁、谷口・前掲注(10) 312-313 頁。

は言えず¹⁰⁹、厳密には他の所得分類となるはずであり¹¹⁰、客観的価値を構成しない資産の譲渡に要した費用の額（以下、「譲渡費用」という。）を控除する余地はないこととなる。

しかし、所得税法は所法 33 条 3 項において譲渡所得の金額の計算につき、総収入金額から取得費のみならず譲渡費用も控除することとしている。また、所法 38 条 1 項¹¹¹は譲渡所得の金額の計算上控除する取得費につき、「資産の取得に要した金額」としており、その範囲については明文の規定がなく、少なからず紛争が生じている。

この点、最三小判平成 4 年 7 月 14 日¹¹²（以下、「平成 4 年判決」という。）および最三小判平成 17 年 2 月 1 日¹¹³（以下、「平成 17 年判決」という。）は所法 33 条 3 項が総収入金額から控除できるものとして、当該資産の客観的価値を構成すべき金額に限定せず、取得費と並んで譲渡費用をも掲げていることから、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」には客観的価値を構成すべき取得代金のほか、当該資産を取得するための付随費用も

¹⁰⁹ 田中治「譲渡所得課税における資産の譲渡費用」税務事例研究 71 号（2003 年）26 頁参照。

¹¹⁰ ある所得をその基因と照らし合わせて分類するこの考え方を二重利得法と言い、造成により区画変更した宅地の譲渡につき、区画変更前に係る所得を譲渡所得とし、区画変更後に係る所得を事業所得または雑所得に分類する場合などがこれにあたる（松山地判平成 3 年 4 月 18 日・税務訴訟資料 183 号 90 頁）、金子・前掲注(14) 238 頁参照。なお、筆者は譲渡所得についても理論的には二重利得法を適用すべきであると考えている。つまり、所法 33 条 3 項は収入金額から取得費・譲渡費用を控除した残額を譲渡所得の金額としているが、客観的要因に基づく増加分である譲渡時の資産の価値から取得時の資産の価値のみを控除した差額のみが譲渡所得を構成し、主観的要因に基づく増加分である取得費と取得時の資産の価値の差額や、収入金額と譲渡時の資産の価値との差額は雑所得などに該当すると考えている（同様の見解を示すものとして、佐藤英明「『譲渡費用』と『取得費に算入される付随費用』の判断基準」税務事例研究 127 号（2012 年）21-50 頁や東京高判平成 26 年 5 月 19 日（税務訴訟資料 264 号順号 12473）がある）。しかし、客観的要因に基づく増加分と主観的要因に基づく増加分を明確に区分することは困難を伴う上、金額も少額になることが多いと思われる。そこで、主観的要因に基づく増加分も別の所得区分とすることなく譲渡所得に合算しているのが現行の所得税法の規定ではないかと推察しており、今後の検討課題としている。そのため、上記の見解を踏まえ、本稿ではあえて譲渡所得の本質から導き出されるのは譲渡対価と取得費の差額たる「客観的価格差」ではなく、譲渡時の資産の価値と取得時の資産の価値の差額たる「客観的価値差」という表現を本文中で用いている。

¹¹¹ 所法 38 条 1 項「譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。」

¹¹² 最高裁判所民事判例集 46 卷 5 号 492 頁・前掲注(92)・借入金利子事件。

¹¹³ 最高裁判所裁判集民事 216 号 279 頁・前掲注(92)・右山事件。

含まれると判示した。ここからは、所得税法がどのような考えに基づき、譲渡所得の金額の計算上、控除できる項目を取得費のみとしているのかにつき、この2つの判例を通じて確認していく。

第2項 最三小判平成4年7月14日¹¹⁴

(1) 事案の概要

X（原告・控訴人・上告人。以下、「X」という。）は土地および建物を取得するにあたり銀行から借入を行い、自己の居住の用に供した後、譲渡した。本件では取得費として算入できる借入金利子の範囲が争われた。Xは譲渡所得の金額の計算にあたり、譲渡資産の取得資金獲得のための支出金額も所法38条1項「資産の取得に要した金額」に含まれるとして、支払った借入金の利子の全額を取得費に算入して所得税の確定申告を行った。しかし、所轄税務署長Y（以下、「Y」という。）は、譲渡資産の取得資金を賄う借入金の利子のうち、取得目的達成までに生じた部分は取得目的との間に合理的必要性および実質的関連性が認められる一方で、居住開始後に発生する部分は当該資産の保有に伴う費用であり、その取得目的とは合理的必要性及び実質的関連性を有せず、所法38条1項「資産の取得に要した金額」に含まれず取得費には算入できないとして更正処分および過少申告加算税賦課決定処分（以下、「本件更正処分等」という。）をなしたため、Xは本件更正処分等の取消しを求めて出訴した。

第1審¹¹⁵では、交換価値を支配する目的のための借入金利子の支払は譲渡所得の計算上所法38条1項「資産の取得に要した金額」に含まれるが、使用価値を支配するための借入金利子の支払は資産の値上りとは何ら関連性を有さず所法38条1項「資産の取得に要した金額」に含まれないとして、居住開始前の借入金利子のみが取得費に含まれると判示

¹¹⁴ 最高裁判所民事判例集46巻5号492頁・前掲注(92)・借入金利子事件。本判決を扱った評釈として、福岡右武「個人の居住の用に供される不動産を取得するための借入金の利子と所得税法38条1項にいう「資産の取得に要した金額」」最高裁判所判例解説民事篇平成4年度（1995年）266-304頁、増井良啓「個人の居住の用に供される不動産を取得するための借入金の利子は所得税法38条1項にいう「資産の取得に要した金額」に含まれるか」法学協会雑誌111巻7号（1994年）1094-1105頁、下田隆夫「個人の居住の用に供される不動産を取得するための借入金の利子のうち、所得税法三八条一項にいう「資産の取得に要した金額」に含まれる範囲」訴訟月報39巻5号（1993年）924-938頁、中里実「譲渡所得における取得費：借入金利子」別冊ジュリスト253号（2021年）90-91頁などがある。

¹¹⁵ 東京地判昭和60年5月30日（最高裁判所民事判例集46巻5号504頁）。

した。原審¹¹⁶では、借入金利子も所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当するとした上で、自己使用開始可能日時から譲渡時までの借入金利子は保有資産の自己所有から生じる帰属所得と等価とみなされるとして、居住開始前の借入金利子のみが取得費に含まれると判示した。

(2) 判旨

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるところ（最高裁昭和 41 年（行ツ）第 102 号同 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 26 卷 10 号 2083 頁、同昭和 47 年（行ツ）第 4 号同 50 年 5 月 27 日第三小法廷判決・民集 29 卷 5 号 641 頁参照）、……同法 33 条 3 項が総収入金額から控除し得るものとして、当該資産の客観的価格を構成すべき金額のみに限定せず、取得費と並んで譲渡に要した費用をも掲げていることに徴すると、……「資産の取得に要した金額」には、当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額のほか、……当該資産を取得するための付随費用の額も含まれるが、他方、当該資産の維持管理に要する費用等居住者の日常的な生活費ないし家事費に属するものはこれに含まれないと解するのが相当である。「個人がその居住の用に供するために不動産を取得するに際しては、……借入れ……が必要となるところ、一般に、右の借入金の利子は、当該不動産の客観的価格を構成する金額に該当せず、また、当該不動産を取得するための付隨費用に当たるということもできないのであって、……当該個人の日常的な生活費ないし家事費にすぎないものというべきである。そうすると、右の借入金の利子は、原則として、居住の用に供される不動産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上、所得税法 38 条 1 項にいう「資産の取得に要した金額」に該当しないものというほかはない」。「しかしながら、……右の借入金の利子のうち、居住のため当該不動産の使用を開始するまでの期間に対応するものは、当該不動産をその取得に係る用途に供する上で必要な準備費用ということができ、当該個人の単なる日常的な生活費ないし家事費として譲渡所得の金額の計算のらち外のものとするのは相当でなく、当該不動産を取得するための付隨費用に当たるものとして、右にいう「資産の取得に要した金額」に含まれると解するのが相当である」。「……借入金の利子のうち、当該不動産の使用開始の日以前の期間に対応するものは、右にいう「資産の取得に要した金額」に含まれ、当該不動産の使用開始の日の後のものはこれに含まれないと解するのが相当である」。

以上のように本判決では、①譲渡所得課税の趣旨は清算課税説であることを説示した上で、②所法 33 条 3 項が譲渡所得の金額の計算上、控除できるものとして客観的価値を構成しない譲渡費用も挙げていることから所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」には付隨費用も含まれること、およびその反面、③家事費は所法 38 条 1 項「資産の取得に

¹¹⁶ 東京高判昭和 61 年 3 月 31 日（最高裁判所民事判例集 46 卷 5 号 535 頁）。

要した金額」に含まれないことを判示した。また、借入金利子につき、④居住後の借入金利子は家事費であり取得費に算入されないものの、⑤居住前の借入金利子は付随費用に該当し取得費に算入されると説示した。

(3) 検討

本判決では譲渡資産に係る取得資金の借入に伴う借入金利子につき、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれ取得費に算入されるか否かが争われた。この点、学説において消極説、積極説、中間説が唱えられた。

消極説とは、取得資金に係る借入金利子は所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれないとする考え方を言い¹¹⁷、譲渡所得の金額の計算上控除できるのは資産の客観的価値を構成する金額のみに限られるとする考え方である¹¹⁸。清算課税説における譲渡所得の本質は保有資産の価値の増加益、すなわち資産の客観的価値差である譲渡時と取得時における客観的な価値の差額¹¹⁹であり、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」は直接要した金額に限られるとする。それゆえ、客観的価値を創造するのは客観的事情のみであり、主観的事情である借入の有無、保有形態、維持費等は客観的価値の創造とは関係ないため譲渡所得の金額の計算上控除できない¹²⁰。したがって、保有費用、譲渡費用のみならず、取得に係る付随費用も直接付隨するものでなければ控除できることとなる¹²¹。

一方で積極説とは、取得資金に係る借入金利子は所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれるとする考え方をいう。積極説は、実現した収入金額から対応する費用を控除した純所得に課税すべきであるとする純所得課税の原則¹²²を譲渡所得においても適用する考え方である。そのため、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」は取得と相当の因果関係を有するものであれば足りるとする。すなわち、譲渡所得課税に限り純所得課税の原則が後退するのではなく、実現した収入に対応する費用を全て控除してこそ正しい所得の測定が可能となるのであり、借入金利子を控除すべきであるとする。

そして、中間説とは、取得資金に係る借入金利子のうち、取得資産の使用開始の日ま

¹¹⁷ 福岡右武・前掲注(114) 277 頁参照。

¹¹⁸ 田中治・前掲注(97) 35 頁参照。

¹¹⁹ 田中治・前掲注(109) 26 頁参照。

¹²⁰ 田中治・前掲注(97) 35 頁参照。

¹²¹ 「所得税法 38 条 1 項にいう取得費たる「資産の取得に要した費用」とはその資産の取得の時までに、その取得のために直接必要とした費用、すなわちその資産の購入対価及び購入手数料、登録費用等購入に直接付隨する費用をいうと解するのが相当である」東京地判昭和 52 年 8 月 10 日（税務訴訟資料 95 号 332 頁）。

¹²² 岡村・前掲注(107) 3-4 頁参照。

での部分のみを所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含むとする考え方である。中間説では純所得課税の原則が譲渡所得課税にも及ぶ半面、帰属所得に対応する費用は譲渡所得の金額の計算上控除できないとする。すなわち、純所得課税の原則からは、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」とは実質的関連性および合理的必要性があれば足りり、原則として借入金利子は所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれるとする。しかし、資産の自己使用から生じる帰属所得については現行法上課税されていないことから、帰属所得と対応する借入金利子については控除項目としないことが合理的な解釈であるとして、使用開始前の期間に対応する借入金利子は所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含め取得費への算入を認める一方で、その後の期間に対応する借入金利子については所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含めず取得費への算入を認めない。したがって、中間説は使用開始前の期間につき積極説と、使用開始後の期間につき消極説と同様の結論となる¹²³。

本判決では、結論としては中間説を採用しているものの、借入金利子を原則として所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当しないものと判示しつつ、使用開始後の期間につき家事費とするのは相当でないとしており、この判断構造については「やや不明瞭¹²⁴」とされる。

第3項 最三小判平成 17 年 2 月 1 日¹²⁵

(1) 事案の概要

X（原告・控訴人・上告人。以下、「X」という。）は父親からゴルフ会員権の贈与を受けた際に名義書換手数料（以下、「本件名義書換手数料」という。）を支払った後、当該ゴルフ会員権を第三者に譲渡した。Xは、所法 33 条 3 項は純然たるキャピタル・ゲイン課税ではなく純所得課税の考え方を採用しており、贈与時において増益の清算をしないとしても、後に資産の増益が顕在化した際には受贈者における付随費用も総収入金額から控除できるとして、本件名義書換手数料を取得費に算入して所得税の確定申告を行った。

これに対し、所轄税務署長 Y（被告・被控訴人・被上告人。以下、「Y」という。）は、

¹²³ 福岡右武・前掲注(114) 292 頁参照。

¹²⁴ 増井・前掲注(114) 1101 頁、中里・前掲注(114) 91 頁参照。

¹²⁵ 最高裁判所裁判集民事 216 号 279 頁・前掲注(92)・右山事件。本判決を扱った評釈として、高野幸大「ゴルフ会員権の受贈者が受贈の際に支払った名義書換手数料の取得費該当性」ジュリスト 1319 号（2006 年）182-185 頁、神山弘行「譲渡所得における取得費の引継ぎ——ゴルフ会員権贈与事件」別冊ジュリスト 207 号（2011 年）83-84 頁、小塙真啓「譲渡所得における取得費の引継ぎ：ゴルフ会員権贈与事件」別冊ジュリスト 253 号（2021 年）92-93 頁などがある。

所法 60 条 1 項により受贈者は当該資産を贈与の前から引き続き所有していたものとして増加益を算出するため、受贈者が贈与により取得した資産を譲渡した場合における取得費に受贈者における付随費用は含まれず、あくまで贈与者における取得費に限るとして、更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分（以下、「本件更正処分等」という。）を行った。そこで、X は本件更正処分等の取消しを求めて出訴した。

本件では本件名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれ取得費に該当するか否か（以下、「争点①」という。）、および本件名義書換手数料が所得税法 33 条 3 項に規定する譲渡費用に該当するか否か（以下、「争点②」という。）が争われた。なお、本研究では本件名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当し取得費に算入されることとなったため争点①のみを対象とする。

第 1 審¹²⁶では所法 33 条 3 項が取得費と並んで譲渡費用も総収入金額から控除できる旨を規定することから、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」には客観的価格を構成すべき取得代金の額のほか、当該資産を取得するための付随費用の額も含まれると説示した。その上で、所法 60 条 1 項が贈与における譲渡所得課税を繰り延べ、その後、当該資産が受贈者の支配を離れて他に移転する機会に、贈与者から蓄積されてきた資産の増加益を課税の対象としていることから、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」は、贈与者の取得の時において当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額および当該資産を取得するための付隨費用でなければならないと判示した。なお、原審¹²⁷もこれを支持している。

(2) 判旨

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和 41 年（行ツ）第 102 号同 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 26 卷 10 号 2083 頁、最高裁昭和 47 年（行ツ）第 4 号同 50 年 5 月 27 日第三小法廷判決・民集 29 卷 5 号 641 頁参照）。そして、上記「資産の取得に要した金額」には、当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額のほか、当該資産を取得するための付隨費用の額も含まれると解される（最高裁昭和 61 年（行ツ）第 115 号平成 4 年 7 月 14 日第三小法廷判決・民集 46 卷 5 号 492 頁参照）」。

「他方、法 60 条 1 項は、居住者が同項 1 号所定の贈与、相続（限定承認に係るものと除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものと除く。）により取得した資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算について、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなす旨を定めている。上記の譲渡所得課税の趣旨からすれば、贈与、相続

¹²⁶ 東京地判平成 12 年 12 月 21 日（税務訴訟資料 249 号 1238 頁）。

¹²⁷ 東京高判平成 13 年 6 月 27 日（税務訴訟資料 250 号順号 8931）。

又は遺贈であっても、当該資産についてその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべきところ（法 59 条 1 項参照）、法 60 条 1 項 1 号所定の贈与等にあっては、その時点では資産の增加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納得を得難いことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその增加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものである。同項の規定により、受贈者の譲渡所得の金額の計算においては、贈与者が当該資産を取得するのに要した費用が引き継がれ、課税を繰り延べられた贈与者の資産の保有期間に係る增加益も含めて受贈者に課税されるとともに、贈与者の資産の取得時期も引き継がれる結果、資産の保有期間（法 33 条 3 項 1 号、2 号参照）については、贈与者と受贈者の保有期間が通算されることとなる」。

「このように、法 60 条 1 項の規定の本旨は、増加益に対する課税の繰延べにあるから、この規定は、受贈者の譲渡所得の金額の計算において、受贈者の資産の保有期間に係る増加益に贈与者の資産の保有期間に係る増加益を合わせたものを超えて所得として把握することを予定していないというべきである。そして、受贈者が贈与者から資産を取得するための付随費用の額は、受贈者の資産の保有期間に係る増加益の計算において、「資産の取得に要した金額」（法 38 条 1 項）として収入金額から控除されるべき性質のものである。そうすると、上記付隨費用の額は、法 60 条 1 項に基づいてされる譲渡所得の金額の計算において「資産の取得に要した金額」に当たると解すべきである」。

以上のように本判決は、①譲渡所得課税の趣旨は清算課税説であることを明らかにし、加えて平成 4 年判決を受けて②所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」には付隨費用も含まれると判示した。その上で③所法 60 条 1 項は贈与者の取得費および取得時期の引継ぎによる課税の繰り延べを趣旨としており、贈与者と受贈者における資産の価値の増加益の合計額を超えて所得とすることは予定していないとして、④受贈者における付隨費用も譲渡所得の金額の計算上控除できると判示した。

(3) 検討

本件では、贈与により資産を取得した後所有者たる子が受贈時に支払った本件名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当し、取得費に算入されるか否かが争われた。なお、本件名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当しない場合には、所法 33 条 3 項「資産の譲渡に要した費用の額」に該当するか否かが争われた。

本件名義書換手数料は贈与により資産を取得した後所有者たる子が受贈時に支払ったものであり、本件の争点①は大きく 2 つに分けられる。第一に、ゴルフ会員権に係る名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当するか否か（争点①-1）である。第二に、ゴルフ会員権に係る名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当することを前提として、所法 60 条 1 項により後所有者に対し前所有者

に係る取得価額と取得時期の引継ぎが適用される下で、後所有者が受贈時に支払った本件名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当するか否か（争点①－2）である。

第一に、ゴルフ会員権に係る名義書換手数料が所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当するか否か（争点①－1）に関して、平成 4 年判決では、所法 38 条 1 項「「資産の取得に要した金額」には、当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額のほか、……当該資産を取得するための付随費用の額も含まれる」と判示した。本判決ではこの平成 4 年判決を参照し、ゴルフ会員権に係る名義書換手数料にも適用した。すなわち、本件において、ゴルフ会員権に係る名義書換はゴルフクラブに対して会員として権利を行使するために必要であり、また、第三者に譲渡するための対抗要件ともされていたため、ゴルフ会員権に係る名義書換手数料も所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれると説示した。

しかし、本件名義書換手数料は後所有者たる子が、本件ゴルフ会員権を受贈した際に支払ったものである。そこで、前所有者が支払った名義書換手数料ではなく、後所有者が支払った名義書換手数料も、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含み譲渡所得の金額の計算上、控除できるか否か（争点①－2）が争われた。

ところで、所法 59 条 1 項は各号に掲げる無償譲渡等につき、その時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなす旨を定める。これを受けて、所法 60 条 4 項は所法 59 条 1 項は各号に掲げる無償譲渡等により取得した資産を後所有者が譲渡する際には、その取得の時における価額に相当する金額により取得したものとみなす旨を定める。したがって、所法 59 条 1 項みなし譲渡課税の適用を受けた場合には所法 60 条 4 項により取得費が新たに設定されることで、前所有者には前所有者の保有期間中における資産の価値の増加益に対して課税され、後所有者には後所有者の保有期間中における資産の価値の増加益に対して課税されることとなる。すなわち、所法 59 条 1 項と所法 60 条 4 項は一体として機能し、前所有者、後所有者それぞれに対し、それぞれの下で生じた保有資産の価値の増加益に対して課税することを趣旨とする¹²⁸。

一方で、所法 60 条 1 項は所法 59 条 1 項みなし譲渡課税の適用を受けなかった場合に、その者¹²⁹が引き続きこれを所有していたものとみなす旨を規定する。贈与におけるみな

¹²⁸ 田中治「資産の取得価額をめぐる近時の紛争例」税務事例研究 65 号（2002 年）35 頁参照。

¹²⁹ 「その者」が前所有者を指すのか、後所有者を指すのかについては議論のあるところである。第 1 審や控訴審のように所法 60 条 1 項における「その者」を前所有者と理解した場合には、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」は前所有者における付随費用のみに限られ、後所有者における付隨費用が含まれる余地はないこととなる。しかし、学説において「その者」は後所有者を指すとする説が有力である。なぜなら、後所有者と捉え

し譲渡課税については対価たる外部からの経済的価値の流入を伴わず納税者の理解を得にくかったことから、所法 60 条 1 項はみなし譲渡課税の代わりに前所有者の下で生じていた保有資産の価値の増加益への課税を繰り延べ、後所有者が譲渡することにより保有資産の価値の増加益が顕在化した時点で、前所有者の下で生じていた保有資産の価値の増加益と後所有者の下で生じていた保有資産の価値の増加益とともに清算して課税することとしたのである。すなわち、所法 60 条 1 項は後の所有者が前所有者の取得価額と取得時期を引き継ぐことにより、後所有者の下で生じた保有資産の価値の増加益だけでなく、前所有者の下で生じていた保有資産の価値の増加益についても後所有者に対して課税することとした。

そこで、所法 60 条 1 項により後所有者に対し前所有者における取得価額および取得時期の引継ぎが適用される下で所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」をどのように解すべきかが問題となる。この点、所法 60 条 1 項と所法 38 条 1 項の文言をそのまま適用すると、後所有者における譲渡所得の金額の計算上、前所有者に係る取得価額を引き継ぐため、所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」も前所有者が取得に要した金額のみに限られ、後所有者が取得に要した金額は含まれないかに見える。

しかし、所法 60 条 1 項の趣旨が前所有者の下に生じた保有資産の価値の増加益に対する課税の繰り延べにあるとすると、後所有者に対して課税される所得は、仮にみなし譲渡課税が適用されたとした場合において前所有者に課税されるべき所得と、それにより前所有者に係る取得価額および取得時期を引き継がなかったものとした場合において後所有者に課税される所得の合計額となるべきである。つまり、前所有者における贈与時の時価から取得費を控除した残額と、後所有者における譲渡対価から取得費（受贈時の時価および付随費用）を控除した残額の合計額となるべきである。仮に、所法 60 条 1 項により後所有者に対し前所有者に係る取得価額および取得時期の引継ぎが適用される下において後所有者が支出した資産取得の付隨費用を控除できないとすると、上述の合計額を超えて課税することとなり、これは所得のないところに課税することとなる¹³⁰。また、このことは所法 60 条 1 項により後所有者に対し前所有者に係る取得価額と取得時期の引継ぎが適用される場合に限り課税単位が個人単位課税から複数単位課税へと変更することにもつながり、他の所得税法の規定との整合性が失われることとなる¹³¹。

ることで、後所有者に対する課税所得の中に、前所有者の下で生じていた増加益を取り込むことができるからである。そこで、本研究においても所法 60 条 1 項「その者」は後所有者を指すと考える。田中治・前掲注(128) 37 頁参照、一高龍司「譲渡所得における資産の取得に要した金額の意義」民商法雑誌 133 卷 3 号 (2005 年) 539 頁参照。

¹³⁰ 田中治・前掲注(128) 32 頁参照。

¹³¹ 小塚・前掲注(125) 93 頁参照、岡村・前掲注(82) 109 頁参照。なお、シャウプ勧告を受けて、わが国の所得税法は昭和 25 年改正により個人単位課税を採用した（所法 2 条 3

したがって本判決では、所法 60 条 1 項の課税対象は前所有者の下における保有資産の価値の増加益と、後所有者の下における保有資産の価値の増加益の合計額であり、通常の有償譲渡において所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれる付随費用は、所法 60 条 1 項により後所有者に対し前所有者における取得価額および取得時期の引継ぎが適用される下においても所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当し、譲渡所得の金額の計算上、取得費として控除できると説示した。

第4項 純所得課税の原則と所得税法 33 条 3 項

平成 17 年判決は平成 4 年判決を引用しており、ここではこの 2 つの判決を合わせて概観する。

いずれの判決も昭和 47 年判決、昭和 50 年判決を参照し譲渡所得課税の趣旨が清算課税説にあることを判示した。その上で、平成 4 年判決は所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」には付随費用の額が含まれると判示し、この平成 4 年判決を踏襲して平成 17 年判決は贈与により資産を取得した者が支出した付隨費用も所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に含まれると説示した。

ところで、譲渡所得課税の趣旨を保有資産の価値の増加益を所得と觀念し、資産に対する支配の移転を機に清算して課税することとする清算課税説に従えば、ここで導き出される所得は理論的には客觀的価値差となるべきであり、譲渡時の価値から控除できるのは取得時の価値のみとなる。すなわち、譲渡所得の本質を保有資産の価値の増加益とする清算課税説では客觀的価値を構成しない譲渡費用は譲渡所得の金額の計算上、控除できる余地はない。それにも関わらず、所法 33 条 3 項が控除できる項目として譲渡費用を挙げているため、課税対象となる所得は理論的な客觀的価値差から乖離することとなる。この点に着目し、平成 4 年判決および平成 17 年判決は所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に付隨費用も含まれると判示した。平成 4 年判決はこのことを「同法 33 条 3 項が総収入金額から控除し得るものとして、当該資産の客觀的価格を構成すべき金額のみに限定せず、取得費と並んで譲渡に要した費用をも掲げていることに徴すると、……所法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」には、当該資産の客觀的価格を構成すべき取得代金の額

項)。わが国の所得税法が個人単位課税を採用する理由としては、所得稼得者が納税者となるため理解しやすい点、所得合算による税の高負担を避けられる点、婚姻中立性を要する点、民法 762 条 1 項が夫婦別産制を採用している点などが挙げられる。佐藤・前掲注(11) 31 頁参照、金子・前掲注(22) 203 頁参照、『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949 年) 第 1 編第 4 章 E 節世帯単位の取扱参照、税制調査会・前掲注(24) 14 頁参照、最大判昭和 36 年 9 月 6 日(最高裁判所民事判例集 15 卷 8 号 2047 頁)・前掲注(32)。

のほか、……当該資産を取得するための付随費用の額も含まれる」と端的に述べるに過ぎないが、この所法 33 条 3 項に純所得課税の考え方が見て取れる¹³²。

所法 33 条 3 項は譲渡所得の金額の計算上、取得費のみならず譲渡費用も控除できることとしているが、その根拠は純所得課税の原則¹³³に求められるとされる。純所得課税の原則とは、「収入金額から必要経費を控除した所得部分についてのみ課税すること¹³⁴」を求める原則である。資本主義経済では原資を維持した上で拡大再生産を図るものであり、投下資本の回収部分への課税を避けるため、収入金額のうち原資を超える部分のみを所得と観念する¹³⁵。この純所得課税の原則は、収入のうち担税力を増加させる部分を算定する観点¹³⁶や憲法 29 条財産権を保障する観点¹³⁷から要求される。この純所得課税の原則は事業所得や不動産所得における必要経費控除の形で適用されており、譲渡所得においては所法 33 条 3 項取得費および譲渡費用控除の形で現れている¹³⁸。

この純所得課税の原則を徹底すると、譲渡所得の金額の計算上、取得費を控除できるのは当然として、譲渡費用のみならず保有費用も控除できることとなるが¹³⁹、この点、保有費用は家事費として控除できないとされる。なぜなら保有資産からはその使用に伴い帰属所得が生じるものであり、所得税法は帰属所得に課税しないこととしている以上、帰属所得に対応する費用も家事費に該当すると考えられるからである¹⁴⁰。

¹³² 金子・前掲注(14) 250 頁参照。

¹³³ 岡村・前掲注(107) 3-5 頁参照、奥谷・前掲注(133) 231 頁参照、税制調査会・前掲注(24) 42 頁以下参照。

¹³⁴ 田中治・前掲注(128) 31 頁。

¹³⁵ 岡村・前掲注(14) 46 頁参照、金子・前掲注(7) 1255 頁参照。

¹³⁶ 「所得税法……の計算方法は、個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を所得とする趣旨に出たものと解される」最高裁平成 24 年 1 月 13 日（最高裁判所民事判例集 66 卷 1 号 1 頁）・養老保険事件。

¹³⁷ 奥谷・前掲注(133) 234-235 頁参照。

¹³⁸ 金子・前掲注(14) 250 頁参照。所得税法が理論的に依拠する包括的所得概念からは、期首と期末の純資産の増減をもって純所得を求めることが要請されるが、純所得課税の原則からは、一定期間における収入金額から必要経費を控除して所得を算出することとしており、包括的所得概念の測定方法を修正しているとされる。山本・前掲注(77) 35 頁参照。

¹³⁹ 田中治・前掲注(97) 35 頁参照。

¹⁴⁰ 金子・前掲注(14) 267 頁参照。

第5項 謾渡益課税説¹⁴¹

実現主義と純所得課税の原則を反映した実定法の規定を重視し、謹渡所得を現実の収入金額から実際の取得費および謹渡費用を控除した現実的な謹渡益を見る謹渡益課税説がある¹⁴²。この謹渡益課税説は所得税法が「収入」の文言を用いている点、保有資産の価

¹⁴¹ 平成4年判決、平成17年判決と同様に謹渡益課税説への傾斜が見られるものに平成18年4月20日（最高裁判所裁判集民事220号141頁）・前掲注(92)・農地転用決済金事件が挙げられる。本件は土地改良区内に存する農地を転用目的で謹渡するため、同土地改良区に対し支払った土地改良法42条2項に基づき組合員が有する土地改良区の事業に関する権利義務の喪失に伴う決済金および土地改良施設の使用のために協力金等（以下、決済金と協力金等をあわせて「本件決済金等」という。）が所法33条3項「その資産の謹渡に要した費用の額」に該当するか否かが争われた事案である。本判決では、「謹渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである（最高裁47年12月26日第三小法廷判決、最高裁昭和50年5月27日第三小法廷判決参照）。しかしながら、所得税法上、抽象的に発生している資産の増加益そのものが課税の対象となっているわけではなく、原則として、資産の謹渡により実現した所得が課税の対象となっているものである」と説示し、「謹渡費用に当たるかどうかは、一般的、抽象的に当該資産を謹渡するために当該費用が必要であるかどうかによって判断するのではなく、現実に行われた資産の謹渡を前提として、客観的に見てその謹渡を実現するために当該費用が必要であったかどうかによって判断すべき」であるとして、本件決済金等は謹渡費用にあたると判示した。本判決は謹渡所得課税の趣旨を清算課税説に求めながらも、実定法の規定である所法33条3項が謹渡所得の金額の計算上控除できるものとして謹渡費用も掲げている点に着目し、所得税法上課税の対象となっているのは実現した所得だけであると説示している。これは純所得課税の原則が明確に表れた部分であると言え、実現した所得を算定することで実効性ある担税力の算定を目指したものであろう。なお、本判決を扱った評釈として、渡辺裕泰「農地の転用目的での謹渡に際して支払われた決済金の謹渡費用性」ジュリスト1334号（2007年）257-259頁、渡辺充「農地を転用謹渡した際に土地改良区に支払った決済金等が所得税法33条3項にいう「資産の謹渡に要した費用」に当たるとされた事例（第一判〔平成〕18.4.20）」判例時報1953号（2007年）184-188頁、山本直毅「謹渡所得における謹渡費用：農地転用決済金事件」税77巻7号（2022年）139-147頁、無署名「謹渡費用該当性の判断基準及び土地改良区決済金等の謹渡費用性」税務弘報55巻5号（2007年）195-196頁などがある。

¹⁴² 最三小判昭和50年5月27日（最高裁判所民事判例集29巻5号641頁）・前掲注(92)・財産分与事件における上告人の主張参照。田中治「キャピタルゲイン課税－税法学からの問題提起一」租税理論研究叢書3号（1993年）69頁参照、水野武夫「謹渡担保と謹渡

値の増加益は外部からの経済的価値の流入を伴わないと実質的な担税力を有しない点を根拠として主張される¹⁴³。

譲渡益課税説では所法 33 条 3 項および所法 36 条 1 項が「収入」という文言を用いていること¹⁴⁴から、所法 36 条 1 項「収入すべき金額」とは資産の客観的価値ではないことは明らかであり、対価として取得する現金や法律上の権利に係る価額などを指すと解する¹⁴⁵。そのため、対価たる外部からの経済的価値の流入なしに所法 33 条 3 項において譲渡所得の金額を計算することできないこととなる。このことから、所法 33 条 1 項「資産の譲渡」は対価たる外部からの経済的価値の流入があることが要件となり、収入金額が生じる有償譲渡に限られる。これは所法 33 条 1 項「譲渡」を民法上の譲渡の概念と同様に解することとなり、法的安定性が確保される¹⁴⁶。

加えて、譲渡益課税説においては譲渡所得を現実の収入金額から実際の取得費等を控除した現実的な譲渡益と觀念するため、譲渡所得の金額の計算上、取得費のみならず譲渡費用も控除できることとなる¹⁴⁷。これは所法 33 条 3 項が譲渡所得の金額の計算上、取得費のみならず譲渡費用も控除できることとしていることと整合的である。

また上述したように譲渡益課税説では、所法 33 条 1 項「資産の譲渡」は収入金額があることが要件となることから有償譲渡のみに限られるため、所法 33 条 1 項「資産の譲渡」に無償譲渡は含まれない。そこで税負担の公平性や租税回避の防止の觀点から無償譲渡に課税するためには所法 59 条 1 項みなし譲渡課税の規定が必要となる¹⁴⁸。つまり、譲渡益課税説では、所法 59 条 1 項により「その時における価額に相当する金額により、……資産の譲渡があったものとみなす」と規定することで無償譲渡にも課税している。そして、所法 33 条 1 項が有償譲渡のみについて規定し、所法 59 条 1 項が無償譲渡につき「その時における価額に相当する金額により、……資産の譲渡があったものとみなす」と規定することから、無償譲渡につきその時における価額による譲渡を擬制していると見る。すなわ

所得課税」北野弘久編『日本税法体系：判例研究 3』（学陽書房、1980 年）64 頁参照、竹下重人「譲渡所得課税の二、三の問題点」シュトイエル 100 号（1970 年）109 頁等参照、大塚・前掲注(52) 10 頁参照。

¹⁴³ 田中治・前掲注(142) 69 頁参照。

¹⁴⁴ 田中治・前掲注(142) 69 頁参照。

¹⁴⁵ 竹下・前掲注(142) 109 頁参照。

¹⁴⁶ 岡村・前掲注(82) 106 頁参照。

¹⁴⁷ 田中治・前掲注(128) 31 頁参照、

¹⁴⁸ 竹下・前掲注(142) 110 頁参照、伊川正樹「譲渡所得課税における「資産の譲渡」」税法学 561 号（2009 年）22 頁参照。

ち、譲渡益課税説の下では、所法 59 条 1 項は無償譲渡につき有償譲渡を擬制する規定であると解する¹⁴⁹。

ところで、所法 59 条 1 項みなし譲渡課税の規定は、無償譲渡がなされた場合には有償譲渡と異なり課税の繰り延べが行われ、これにより不当な租税回避が行われることを防止する趣旨で設けられた。つまり、みなし譲渡課税が設けられていないときには、無償譲渡時に課税の繰り延べが行われ、有償譲渡時にまとめて課税が行われることとなっており、納税者が恣意的に有償譲渡時点を操作することにより税負担を軽減できる可能性があった。そこで、有償譲渡との税負担の公平性を確保するため、無償譲渡においてもその時点における価額で譲渡することとみなしたのである。

しかし、保有資産の価値の増加益は未実現利得であり、外部からの経済的価値の流入を伴わず、その所得は「絵に書いた餅に等しいもの¹⁵⁰」、すなわち形式的な担税力であると言え、実質的な担税力を伴わない。そこで、譲渡益課税説では担税力の実効性を重視し、外部からの経済的価値の流入があつてはじめて担税力が生じると考える¹⁵¹。そのため、未実現利得への課税は担税力に応じた課税を要求する応能負担の原則にもとると解する。この点、所法 33 条 1 項「資産の譲渡」を有償譲渡に限る譲渡益課税説に立脚すれば、外部からの経済的価値の流入を伴うため実質的担税力に応じた課税がなされる。そして、実質的担税力を伴わなかつたとしても、税負担の公平性を優先すべきであると考えられるような場合に限り、所法 59 条 1 項はみなし譲渡課税を限定的に規定していると解される¹⁵²。

第3節 譲渡所得課税の規定と趣旨

しかし、第 2 節第 5 項において見たように、所法 36 条 1 項および所法 59 条 1 項の法文の文言および配置から判断すると、所法 59 条 1 項は総収入金額に係る所法 36 条 1 項の別段の定めと考えられ、所法 59 条 1 項は無償譲渡につき収入金額を擬制するものと言える。そのため、所法 33 条 3 項譲渡所得の金額の計算における総収入金額について、有償譲渡の場合には所法 36 条 1 項「収入すべき金額」が算入され、無償譲渡においては所法 59 条 1 項「その時における価額」が算入されることとなる。このことから、所法 33 条 1 項および同条 3 項は有償譲渡のみならず、無償譲渡も含んだ規定と解することができた。

¹⁴⁹ 吉良実「税法上の課税所得論--裁判例を中心として-1-」税法学 304 号（1976 年）23 頁参照、谷口・前掲注(10) 308 頁参照。

¹⁵⁰ 吉良・前掲注(149) 22 頁。

¹⁵¹ 以下については、吉良・前掲注(149) 22 頁参照。

¹⁵² 田中治・前掲注(142) 78 頁参照、竹下・前掲注(142) 110 頁参照、大塚・前掲注(52) 10 頁参照。

この法的構造は所法 33 条 1 項「資産の譲渡」を有償譲渡のみに限る譲渡益課税説とは相容れない。一方で、譲渡所得の本質を保有資産の価値の增加益と見る清算課税説では、この法的構造をよりよく説明できる。清算課税説においては、譲渡所得の本質を保有資産の価値の增加益と見るため、所得は毎期発生しており、資産の移転を機にそれを清算して課税の対象に含めているだけであり、包括的所得概念の下では資産の移転が有償譲渡であっても無償譲渡であっても所得がすでに生じていることに違いはない。そのため、有償譲渡のみならず無償譲渡をも含んだ規定であるとする所法 33 条 1 項および同条 3 項の法的構造と整合性を有するのである。

また、所得税法は譲渡所得の金額の計算上、控除できる取得費につき所法 38 条において規定する。事業所得や不動産所得においては所法 37 条必要経費において規定するにも関わらず、あえて所得税法は条文を分けて所法 38 条において規定している。これは譲渡所得を除く他の 9 種類の所得が経済的価値の流入を伴う一方で、譲渡所得が未実現利得も含むことに基づくと考えられる。仮に純所得課税の原則に由来する譲渡益課税説に従えば、所得税法があえて所法 37 条必要経費の規定と所法 38 条取得費の規定を分けて規定した意味がなくなってしまうのではないだろうか¹⁵³。

けれども、実定法は譲渡所得の金額の計算につき、所法 33 条 3 項および所法 36 条 1 項により譲渡時の資産の価値ではなく実際の収入金額を計算の起点とすることとしている。加えて、所法 33 条 3 項は取得費と合わせて譲渡費用も控除できることとしている。譲渡所得の本質を保有資産の価値の増加益と観念する清算課税説に基づけば、そこにおいて求められる所得は理論的に客観的価値差となるはずである。しかし、譲渡費用は客観的価値を構成せず、清算課税説の下では理論的には譲渡所得の金額の計算上、控除できないものである¹⁵⁴。それゆえ、実定法に従って金額を計算した結果は、客観的価値差とならないことは明白である¹⁵⁵。これらの点で、清算課税説は実定法の規定と相容れない。一方で、譲渡所得を現実の収入金額から実際の取得費および譲渡費用を控除した現実的な譲渡益と見る譲渡益課税説からは合理的な説明が可能となる。

¹⁵³ 酒井・前掲注(6) 417-418 頁参照。

¹⁵⁴ 田中治・前掲注(109) 26 頁参照。

¹⁵⁵ 具体的な設例として、「例えばある年に時価 1,000 万円であるが何らかの事情で 600 万円で入手した土地があり、その後環境の変化によりその土地の時価が 800 万円に低下した年にこれを時価どおりの 800 万円で譲渡したとすれば、その土地の保有期間中には値上がり益は発生していないけれども、所得税法上の譲渡所得は発生することになるのであるから、譲渡所得の本質は実現した増加益であるという議論は妥当しないことが明らかである。」がある。竹下・前掲注(142) 109 頁。同様の指摘を行うものとして、渡辺徹也・前掲注(76) 65-66 頁参照、伊川・前掲注(148) 22 頁参照。

以上から、譲渡所得課税の法的構造に基づき所法 33 条 1 項「資産の譲渡」を適切に説明し得る点に鑑み、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説に求めることができよう。一方で、譲渡益課税説は所法 33 条 3 項の規定を説明し得るもの、譲渡所得課税の法的構造を説明し得ない点で、譲渡所得課税の趣旨としては採用し難い。しかし、清算課税説においても実定法の規定を完全には説明しえないことからすれば、無償譲渡が課税の対象に含まれることを説明する機能を有するだけに過ぎないと考えられよう¹⁵⁶。

加えて、シャウプ勧告を受けて創設されたみなし譲渡課税の規定は、制度理解の困難性および納税資金確保の困難性から範囲が縮小され、現行の所得税法の下では無償譲渡につき課税の繰り延べが原則とされ、例外として 5 つの場合に限りみなし譲渡課税が行われることとなっている。しかし、シャウプ勧告は一体として機能する租税制度として構築されており、その「勧告の一部のみを取り入れることに伴う結果については責任を負わない¹⁵⁷」とされている。このように、制定当初と規定の在り様が変化したにも関わらず、制定当初の立法趣旨はどこまでの影響力を持つのであろうか¹⁵⁸。

したがって、清算課税説は譲渡所得課税の趣旨と考えられるものの、実定法の規定との間に明らかな乖離が見られる以上、清算課税説が課税要件に直接的に影響を及ぼすことは考えにくいのではないだろうか。清算課税説は譲渡所得課税の課税根拠理論としての位置づけを超えるものではなく、実際の譲渡所得課税においては実定法の規定を重視することとなるのではないだろうか¹⁵⁹。これは、所得税法が理論的には包括的所得概念に依拠しながらも、実際の課税所得の範囲が実定法の規定である実現主義によって画されるという関係と同じと言えよう。

第4節 小括

従前より譲渡所得課税の趣旨については譲渡所得課税の法的構造とあわせて、議論が見られるところである。そこで第 2 章では、譲渡所得課税に係る裁判例を概観することで譲渡所得課税の趣旨を確認するとともに、譲渡所得課税の規定の文言および位置から法的構造を検討し、趣旨と法的構造の関係性について考察を行った。

最高裁判所は昭和 43 年判決において見られた、譲渡所得課税の趣旨を「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れ

¹⁵⁶ 田中治・前掲注(97) 50 頁参照、伊川・前掲注(148) 21-23 頁参照。

¹⁵⁷ 『シャウプ使節団日本税制報告書』(1949 年) 序文。

¹⁵⁸ 大塚・前掲注(52) 8-9 頁参照。

¹⁵⁹ 吉良実「税法上の課税所得論」税法学 300 号 (1975 年) 98 頁参照、伊川・前掲注(100) 11 頁参照。

て他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨¹⁶⁰」とする清算課税説を今日に至るまで採用している。清算課税説では、保有資産の価値の増加益も担税力を増加させる経済的利得であり、有償譲渡においても無償譲渡においても保有資産の価値の増加益はすでに発生していることから同様に課税し、税負担の公平性を担保することをその趣旨とする。昭和50年判決はこの清算課税説に基づき「所法33条1項にいう「資産の譲渡」とは、有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいう」と判示した。

また、譲渡所得課税の「規定の位置及び文言」から譲渡所得課税の法的構造を検討すると、所法59条1項みなし譲渡課税の規定は、総収入金額に係る所法36条1項「収入すべき金額」の別段の定め、すなわち収入金額を擬制する規定と見ることができる。そこで、所法33条3項譲渡所得の金額の計算における総収入金額につき、原則として所法36条1項「収入すべき金額」を算入し、法人への無償譲渡等においては対価が存在せず算入すべき金額がないことから、例外として所法59条1項「その時における価額」を算入する。このことから、所法33条3項は有償譲渡、無償譲渡を問わず譲渡所得の金額を定めた規定であると言え、所法33条1項「資産の譲渡」は有償譲渡、無償譲渡いずれをも含んだ概念であると言えることが分かった。この法的構造は資産の譲渡とは有償無償を問わないとする清算課税説と合致していると言えよう。

一方で、包括的所得概念に基づく清算課税説から理論的に導き出される譲渡所得は、譲渡時の資産の価値から取得時の資産の価値を控除した残額、すなわち客観的価値差となる。しかし、所法33条3項は譲渡所得の金額の計算につき、総収入金額から取得費のみならず譲渡費用も控除できる旨を規定しており、客観的価値差との乖離が見られる。これは収入金額のうち原資を超える部分のみを所得と觀念する純所得課税の原則から導き出されるものである。また、所法33条3項および所法36条1項は譲渡所得の金額の計算上、「収入すべき金額」を計算の起点とすることを定めている。この点においても、実定法における譲渡所得の金額は客観的価値差と乖離することとなる。

この所法33条3項および所法36条1項の規定を重視し、譲渡所得を現実の収入金額から実際の取得費および譲渡費用を控除した現実的な譲渡益を見る譲渡益課税説がある。譲渡益課税説に従えば、所法33条1項「資産の譲渡」は収入金額があることが要件となり有償譲渡に限られ、所法59条1項は無償譲渡につき有償譲渡を擬制する規定であると解される。しかし、譲渡益課税説に従えば、上述の譲渡所得課税の法的構造とは理論的に合致し得ず、実定法の規定と相容れない。

そのため、譲渡所得課税の法的構造に基づき所法33条1項「資産の譲渡」を適切に説明し得る点に鑑み、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説に求めることができよう。しかし、

¹⁶⁰ 最一小判昭和43年10月31日（最高裁判所裁判集民事92号797頁）・前掲注(84)・榎本家事件。

清算課税説は実定法の規定を完全には説明しえないことからすれば、無償譲渡が課税の対象に含まれることを説明する機能を有するだけに過ぎないと考えられよう。

したがって、清算課税説は譲渡所得課税の趣旨と考えられるものの、譲渡所得課税の課税根拠理論としての位置づけを超えるものではなく、実際の譲渡所得課税においては実定法の規定を重視することとなるのではないだろうか。これは、所得税法が理論的には包括的所得概念に依拠しながらも、実際の課税所得の範囲が実定法の規定である実現主義によって画される関係と同じと言えよう。

では、第2章で検討した法的構造を踏まえて、所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法を合理的に導き出すことはできるのであろうか。第3章では、所法59条1項「その時における価額」および、所法59条1項「その時における価額」と同様の意味・内容を指すとされることの多い相続税法22条「時価」について、その解釈を実定法の規定から再検討する。

第3章 所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

第 2 章において譲渡所得課税の趣旨と法的構造の関係性について考察を行った。

ところで、所法 59 条 1 項「その時における価額」は一般に時価を指すとされ、広辞苑によれば時価とは「その時の相場。その時の市価¹⁶¹」と説明される。そこで、課税根拠や第 2 章で検討した法的構造を踏まえて所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法を合理的に導き出すことはできるのであろうか。本章では、所法 59 条 1 項「その時における価額」および、所法 59 条 1 項「その時における価額」と同様の意味・内容を指すとされることの多い相続税法 22 条「時価」について、その解釈を再検討する。

なお、時価の算定方法には、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ¹⁶²などがあり、これまで多くの議論がなされてきたところである。しかし、本研究では行論の都合上、財産評価基本通達に従って算出された価額が時価として妥当であるか否かついての検討は行わず、財産評価基本通達に従って算出された価額が時価であることを所与のものとしたい。

¹⁶¹ 新村 編・前掲注(9) 1250 頁。

¹⁶² インカム・アプローチとは、評価対象会社から期待される利益、ないしキャッシュ・フローに基づいて価値を評価する方法をいい、マーケット・アプローチとは、上場している同業他社や、評価対象会社で行われた類似取引事例など、類似する会社、事業、ないし取引事例と比較することによって相対的な価値を評価する方法をいい、ネットアセット・アプローチとは、主として評価対象会社の貸借対照表記載の純資産に着目して価値を評価する方法をいう。インカム・アプローチとしては、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 (DCF 法) や収益還元法や配当還元法などが挙げられる。マーケット・アプローチとしては、市場株価法や類似上場会社法などが挙げられる。ネットアセット・アプローチとしては、簿価純資産法や時価純資産法が挙げられる。高野総合会計事務所 編、高木融ほか 編著『判例分析 会社・株主間紛争の非上場株式評価実務』(中央経済社、2020 年) 28-33 頁参照。後述の財産評価基本通達が定める類似業種比準方式はマーケット・アプローチ、純資産価額方式はネットアセット・アプローチ、配当還元方式はインカム・アプローチに含まれることになろう。

第1節 所法 59 条 1 項「その時における価額」と相続税法 22 条「時価」の解釈

第1項 租税法律主義の下での租税法の解釈

租税とは、経費に充てるための資金を調達する目的をもつて、一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付である¹⁶³。その結果、国民は財産を侵害されることとなる¹⁶⁴。租税法が国民の財産に対する侵害規範であるといわれる所以である。

そこで、恣意的な課税権の濫用防止を目的として¹⁶⁵、租税法律主義¹⁶⁶が唱えられた¹⁶⁷。すなわち、国家が国民に対して租税を課すためには法律の規定が要求されるのであり、言い換えれば、憲法 84 条租税法律主義は法律の規定なくして国民は課税されないことを宣言している¹⁶⁸。また、高度に経済活動の発展した現代においては、租税法律主義は課税権の濫用防止という目的だけでなく、法的安定性・予測可能性の確保という機能が重視されている¹⁶⁹。

¹⁶³ 最大判昭和 60 年 3 月 27 日（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 247 頁）・前掲注(15)・大嶋訴訟。租税は公益性（公共サービスの対価たる性質）・権力性（強制的に国民の富を確保する性質）・非対価性（特定のサービスとの対価関係を持たない性質）を有するとされる。金子ほか・前掲注(39) 4 頁参照。

¹⁶⁴ 憲法 29 条 1 項「財産権は、これを侵してはならない。」により、納税者の財産が保障されている。

¹⁶⁵ 18~19 世紀において君主からの恣意的な課税権の濫用を防止する目的で主張され始めたとされる。斎藤稔『租税法律主義入門』（中央経済社、1992 年）11 頁参照。

¹⁶⁶ 最大判平成 18 年 3 月 1 日（最高裁判所民事判例集 60 卷 2 号 587 頁）・旭川国保事件、最大判昭和 60 年 3 月 27 日（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 247 頁）・前掲注(15)・大嶋訴訟、最大判昭和 30 年 3 月 23 日（最高裁判所民事判例集 9 卷 3 号 336 頁）、最大判昭和 37 年 2 月 21 日（最高裁判所刑事判例集 16 卷 2 号 107 頁）など。

¹⁶⁷ 以下の記述については、金子・前掲注(32) 13 頁以下参照。

¹⁶⁸ 憲法 84 条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

¹⁶⁹ 三木義一 編著『よくわかる税法入門〔第 17 版〕』（有斐閣、2023 年）16 頁参照、金子・前掲注(32) 47-48 頁参照、田中治・前掲注(43) 244 頁参照、谷口勢津夫「租税法律主義（憲法 84 条）」日税研論集 77 号（2020 年）272-273 頁参照、大阪地判昭和 44 年 3 月 27 日（税務訴訟資料 56 号 316 頁）。

そこで、この租税法律主義の具体的内容として、課税要件法定主義¹⁷⁰および課税要件明確主義¹⁷¹が要請される¹⁷²。租税法は課税要件¹⁷³を定め、これを充足する場合には納税義務が成立する。そのため、納税義務の成立要件たる課税要件につき法令による規定を要求することで、納税義務の成立について主觀性を排除し、客觀性を確保することとしたのである¹⁷⁴。また、法定の課税要件であってもその意義が多義的であっては税務行政庁および納税者の主觀的判断が介入する余地がある。そこで、課税要件は一義的で明確であることがあわせて要求される¹⁷⁵。

ところで、租税法律主義は租税平等主義と並んで、租税法上の二大基本原則とされる¹⁷⁶。租税制度は国民の幸福を究極の目的とする租税正義¹⁷⁷を実現するための制度であり、税負担の公平性が担保されなければ租税制度は成立しえないと見えよう。そのため、立法時点では負担公平の原則が重視される。一方で、法令により設計された租税制度が租税法律主義および平等取扱原則によって遵守されなければ、税負担の公平性は実効性あるもの

¹⁷⁰ 金子ほか・前掲注(39) 28 頁参照。賦課・徴収などの租税手続の法定も含めて、課税要件法定主義ということが多い。最大判昭和 60 年 3 月 27 日（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 247 頁）・前掲注(15)・大嶋訴訟、最大判昭和 30 年 3 月 23 日（最高裁判所民事判例集 9 卷 3 号 336 頁）・前掲注(166)、最大判平成 18 年 3 月 1 日（最高裁判所民事判例集 60 卷 2 号 587 頁）・前掲注(166)・旭川国保事件など。金子・前掲注(22) 80 頁参照、谷口・前掲注(10) 28 頁参照。

¹⁷¹ 仙台高判昭和 57 年 7 月 23 日（行政事件裁判例集 33 卷 7 号 1616 頁）・秋田国保事件、金子ほか・前掲注(39) 30 頁参照。課税要件明確主義の対象も課税要件だけでなく、賦課・徴収などの租税手続も含まれることがある。金子・前掲注(22) 84 頁参照、谷口・前掲注(10) 31 頁参照。

¹⁷² その他、合法性の原則（法律に従った課税を要求する原則）・手続的保障原則（課税・徴収手続きおよび訴訟手続き適正に法定されていることを要求する原則）などがある。金子・前掲注(22) 80-88 頁参照。

¹⁷³ 課税要件とは納税義務の成立要件のことをいい、主に納税義務者・課税物件・課税物件の帰属・課税標準・税率を指す。金子・前掲注(22) 156 頁参照。

¹⁷⁴ 新井隆一「青色申告の法的性格」日税研論集 20 号（1992 年）28 頁参照。

¹⁷⁵ 金子・前掲注(22) 84 頁参照、仙台高判昭和 57 年 7 月 23 日（行政事件裁判例集 33 卷 7 号 1616 頁）・前掲注(171)・秋田国保事件、札幌高判昭和 51 年 1 月 13 日（税務訴訟資料 87 号 1 頁）、最二小判昭和 53 年 4 月 21 日（税務訴訟資料 101 号 156 頁）、大阪地判昭和 44 年 3 月 27 日（税務訴訟資料 56 号 316 頁）・前掲注(168)。

¹⁷⁶ 松沢智『租税実体法〔補正第 2 版〕』（中央経済社、2003 年）6 頁参照。

¹⁷⁷ 松沢智『租税実体法の解釈と適用』（中央経済社、1993 年）1 頁参照。

とならず、租税正義は実現しえない¹⁷⁸。つまり、税負担の公平性を企図した租税法につき租税法律主義および平等取扱原則を通じて運用し税負担の公平性を担保することで、もって租税正義の実現に資することが期待されている。したがって、租税正義の実現のためには租税法律主義も租税平等主義も互いに尊重されるべきであり、いずれかに偏ることなく、調和を図ることが肝要であると言えよう¹⁷⁹。

しかし、規定の内容が一義的でない場合において両者は時として対立することがある。複雑かつ多様で変化の激しい経済事象に対応する規定を設けることは困難である¹⁸⁰。また、詳細な規定を設けることが逆に課税要件の硬直化を招き、課税の公平を阻害しかねない。このことから、法文の文言が多義的となることがある¹⁸¹。このような場合の租税法規の解釈において、経済社会における法的安定性・予測可能性を重視し租税法律主義を重んじる立場と、経済的実質に着目し税負担の公平性を重視し租税平等主義を重んじる立場とが相対することがある¹⁸²。

ここで、租税法の解釈について確認すると、租税法の解釈は文理解釈が原則とされる¹⁸³。文理解釈とは「法規範のことばと文章……に忠実な解釈方法¹⁸⁴」を言い、これに対して「解釈の対象となる法規範の目的に従った解釈¹⁸⁵」を趣旨解釈と言う。しかし、文理解釈の意味するところやその範囲については、見解の統一を見ていない¹⁸⁶。文理解釈につき、法文の文言および文章のみから解釈する範囲に留める見解¹⁸⁷や、法文の文言からは離れないものの趣旨・目的を踏まえた解釈も含める見解¹⁸⁸などがある。また、趣旨

¹⁷⁸ 増田英敏「松沢税法学の系譜と租税法解釈の在り方」増田英敏 編著『租税法の解釈と適用』（中央経済社、2017年）15頁参照。

¹⁷⁹ 松沢・前掲注(176) 10頁参照。

¹⁸⁰ 札幌高判昭和51年1月13日（税務訴訟資料87号1頁）・前掲注(175)。

¹⁸¹ 金子・前掲注(22) 84-85頁参照。不確定概念の例として所法157条「不当に減少させる」や、法人税法34条1項「不相当に高額」などが挙げられる。

¹⁸² 松沢・前掲注(176) 17頁参照。

¹⁸³ 金子・前掲注(22) 123頁参照。他の法令においても、法令の規定が文章で規定されている以上、文理解釈が原則とされている。木山泰嗣「税法解釈のあり方：文理解釈は正しいのか」青山法学論集58巻2号（2016年）78頁参照。

¹⁸⁴ 五十嵐清『法学入門〔第4版新装版〕』（日本評論社、2017年）138頁。

¹⁸⁵ 五十嵐・前掲注(184) 145頁。

¹⁸⁶ 首藤重幸「租税法における法解釈の方法」日税研論集78号（2020年）6頁参照。

¹⁸⁷ 清永敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房、2013年）35頁参照。ただし、文言からはいくつもの解釈が行える場合には趣旨・目的を斟酌することも認めている。

¹⁸⁸ 法令の文言に従うことで、法令の趣旨を没却することがありうる。そのような厳格な文理解釈による原文主義的アプローチを否定し、「文理解釈」のもとでも租税法規定はそ

解釈においても、法令の文言から離れた趣旨解釈は認められないとしても¹⁸⁹、法令の文言から離れることなく行われる趣旨解釈につきどのような場面において適用できるかについても明確となっていない¹⁹⁰。加えて、考慮すべき趣旨についても、立法者意思と法律意思のいずれに依るかにつき見解の統一を見ていない¹⁹¹。さらに、法律意思による趣旨解釈を行う際には、解釈者の価値判断が入り込むとの批判もある。

しかし、法が社会的規範としての性格を持つことから、法の解釈は客観的な価値判断に従ってなされなければならない¹⁹²。特に租税法は国民の財産を侵害するため、他の法令に比してその解釈は厳格に行われる必要がある¹⁹³。加えて、納税義務の成否における第一次的な判断義務者は納税者であることから、租税法の法文は申告納税制度¹⁹⁴における行為規範としての役割を持つ¹⁹⁵。そのため、法的安定性・予測可能性が重視され、租税法の解釈においてはまず租税法律主義に従って形式的に規定の文言を解釈し、一義的に解釈できない場合には租税平等主義による補完を行うことになろう¹⁹⁶。具体的には、「法

の立法趣旨・目的を考慮して、所得税法や個別規定の基本構造を破損しないように解釈されるべきことは当然であるといえよう」として、法令の文言と同時に趣旨も重視すべきであるとする学説もある。占部裕典『租税法における文理解釈と限界』（慈学社出版、2013年）40頁。課税のタイミング論についてではあるが、同様に原文主義的アプローチを否定する見解として、「……収入金額（収益）・必要経費（費用等）という概念のみを過度に重視しすぎずに、「所得」というものの本質から考えていく必要がある。」中里・前掲注（78）95頁。

¹⁸⁹ 最三小判平成22年3月2日（最高裁判所民事判例集64巻2号420頁）・ホステス報酬源泉徴収事件。

¹⁹⁰ 詳しくは、木山・前掲注（183）73-131頁参照。

¹⁹¹ 以下については、五十嵐・前掲注（184）150-152頁参照。

¹⁹² 松沢・前掲注（12）123頁参照。

¹⁹³ 増田英敏・前掲注（178）15頁参照。同様に厳格に法解釈が行われるべきとされるものに刑法がある。首藤・前掲注（186）2頁以下参照。

¹⁹⁴ 国税通則法16条1項1号。

¹⁹⁵ 松沢・前掲注（12）63頁参照。申告納税制度では納税義務の第一次的な判断義務者が納税者であるため、具体的判断基準は法定されないまでも納税者に事前に公表される必要があろうとする見解がある。三木義一『現代税法と人権』（勁草書房、1992年）215頁参照。同様に、納税者の判断に資するために、「当該規定の趣旨・目的を個別的・具体的に明らかにし、それに照らして当該概念の意味を明らかにできるとの判断を先行させ、かつ、公表される立法理由の中で明示すべきである（租税立法者の説明責任）」とする見解もある。谷口・前掲注（10）32頁。

¹⁹⁶ 松沢・前掲注（176）19頁参照。同様の趣旨として、首藤・前掲注（186）2頁参照。

令において用いられた用語がいかなる意味を有するかを判断するにあたっては、まず、法文自体から用語の意味が明確に解釈できるかどうかを検討することが必要であり、法文から用語の意味を明確に解釈できない場合には、立法の目的及び経緯、法を適用した結果の公平性、相当性等の実質的な事情を検討のうえ、用語の意味を解釈するのが相当である¹⁹⁷」とされる。つまり、租税法の解釈においては、法的安定性・予測可能性を重視し法令の文言や文理に即して解釈を行う文理解釈を原則とするとともに¹⁹⁸、文理解釈により一義的に法令の文言や文理が解釈できない場合には、結果の妥当性を重視し法令の趣旨に即した趣旨解釈¹⁹⁹をなすことが相当とされる。

ところで、本研究の対象たる所法 59 条 1 項「その時における価額」も明文の定めがなく、具体的算定方法が明確でないためその意味・内容は解釈に委ねられる。そこで本研究では、所法 59 条 1 項「その時における価額」を規定の文言から合理的に解釈できるかについて考察を行う。

この点、判例²⁰⁰・学説²⁰¹において、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額²⁰²」と解されてきた。この解釈は相続税法 22 条「時価」の解釈における意味・内容と同じである。相続税法 22 条「時価」は判例²⁰³・学説²⁰⁴において「それぞれの財産の

¹⁹⁷ 東京高判平成 14 年 2 月 28 日（税務訴訟資料 252 号順号 9080）。同様の意見を示す学説として、金子宏「租税法解釈論序説」金子宏ほか 編『租税法と市場』（有斐閣、2014 年）24 頁参照。しかし、判例においては法文自体から用語の意味が明確に解釈できるかどうかを十分に検討することなく、趣旨解釈が展開されている傾向があるとされる。占部裕典「租税法における文理解釈の意味と判例の状況」日税研論集 78 号（2020 年）81 頁参照。

¹⁹⁸ 木山・前掲注(183) 78 頁参照、金子・前掲注(197) 24 頁参照。

¹⁹⁹ 川崎政司『法律学の基礎技法』（法学書院、2011 年）169 頁参照、増田英敏・前掲注(178) 16 頁参照。

²⁰⁰ 東京地判平成 11 年 11 月 30 日（税務訴訟資料 245 号 576 頁）、福岡高判平成 17 年 12 月 27 日（税務訴訟資料 255 号順号 10259）。

²⁰¹ 品川芳宣『重要租税判決の実務研究〔第 3 版〕』（大蔵財務協会、2014 年）228 頁参照。

²⁰² 東京高判平成 26 年 4 月 23 日（税務訴訟資料 264 号順号 12461）。

²⁰³ 神戸地判昭和 53 年 12 月 13 日（税務訴訟資料 103 号 747 頁）、東京地判昭和 55 年 9 月 3 日（税務訴訟資料 114 号 618 頁）、東京高判平成 7 年 12 月 13 日（行政事件裁判例集 46 卷 12 号 1143 頁）、東京高判平成 9 年 6 月 26 日（税務訴訟資料 223 号 1178 頁）、東京高判平成 12 年 9 月 26 日（税務訴訟資料 248 号 829 頁）ほか。

²⁰⁴ 金子・前掲注(22) 734 頁参照、今本啓介「相続財産の土地評価につき裁判所の鑑定結果が合理的とされた事例」ジュリスト 1345 号（2007 年）114 頁参照。

現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合通常成立すると認められる価額²⁰⁵、すなわち「客観的交換価値²⁰⁶」と解されてきた。そこで、所法 59 条 1 項「その時における価額」および相続税法 22 条「時価」がともに「それぞれの資産（財産）の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と解される結果、取引相場のない株式につき同一の価額を意味するとの判断構造が採られてきた²⁰⁷。しかし、相続税法は所得税の補完税であるとしても、所得税法と相続税法では課税根拠や課税対象が異なる。それにも関わらず、「それぞれの資産（財産）の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」との解釈が一致していることを理由に、同一の価額を示すと判断してよいだろうか。

そこで、以下では第 2 章において確認した譲渡所得課税の法的構造および相続税法 22 条「時価」に係る規定を踏まえ、所法 59 条 1 項「その時における価額」と相続税法 22 条「時価」が指す価額について検討する²⁰⁸。

第2項 所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

(1) 譲渡所得課税の法的構造から導かれる解釈

第 2 章において述べた譲渡所得課税の法的構造について以下において簡潔にまとめると、所法 59 条 1 項みなし譲渡課税の規定は、総収入金額に係る所法 36 条 1 項「収入すべき金額」の別段の定めと見ることができるため、所法 33 条 3 項譲渡所得の金額の計算における総収入金額につき、原則として所法 36 条 1 項「収入すべき金額」を算入し、法人への無償譲渡等においては対価が存在せず算入すべき金額がないことから、例外として所法 59 条 1 項「その時における価額」を算入する。このことから、所法 33 条 3 項は有償譲

²⁰⁵ 神戸地判昭和 53 年 12 月 13 日（税務訴訟資料 103 号 747 頁）・前掲注(203)。

²⁰⁶ 最三小判令和 4 年 4 月 19 日（最高裁判所民事判例集 76 卷 4 号 411 頁）・タワマン事件。

²⁰⁷ 福岡高判平成 17 年 12 月 27 日（税務訴訟資料 255 号順号 10259）・前掲注(200)、東京高判平成 26 年 4 月 23 日（税務訴訟資料 264 号順号 12461）・前掲注(202)。

²⁰⁸ 品川教授は「時価あるいは価額の本質論を議論するに当たって、私は、時価とは何か、価額とは何か、という議論をする場合には、やはりそれは課税標準を測定する一つの要素に過ぎないですから、課税所得の算定構造をまず前提にする必要があるのではないか」として、実定法における譲渡所得の金額の計算方法を起点として所得税法上の時価につき論ずべきであるとしている。品川芳宣＝緑川正博『相続税財産評価の理論と実践』（ぎょうせい、2005 年）305 頁。

渡、無償譲渡を問わず譲渡所得の金額を定めた規定であり、所法 33 条 1 項「資産の譲渡」は有償譲渡、無償譲渡いずれをも含んだ概念であると言えることが分かった。

上記の譲渡所得課税の法的構造では、所法 59 条 1 項は総収入金額に係る所法 36 条 1 項「収入すべき金額」の別段の定め、つまり無償譲渡において収入金額を擬制する規定と位置付けることができた。そこで、所法 36 条 1 項と所法 59 条 1 項が総収入金額につき原則・例外の関係にあることに鑑みれば、所法 59 条 1 項「その時における価額」が擬制する収入金額は、原則たる所法 36 条 1 項「収入すべき金額」と言えるのではないだろうか。そして有償譲渡の場合、所法 36 条 1 項「収入すべき金額」は現実の収入金額を指すのであるから、所法 59 条 1 項「その時における価額」が擬制するのは「正常な取引事情のもとに成立すると認められる客観的な適正価格²⁰⁹」と考えられるのではないだろうか。

また、ここで無償取引の性格を検討すると、無償取引とは正常な取引においては有償取引となるところ、主觀的事情によりその対価をゼロとした場合の取引であると言える。つまり、主觀的事情がなければ、当然に正常な取引において成立する対価が流入する取引であると言える。そのため、所法 59 条 1 項「その時における価額」が擬制する収入金額は対価を変額させる主觀的事情を排した取引において収入するであろう金額となるのではないだろうか。すなわち、主觀的事情の存在しない有償譲渡において成立すべき価格である「正常な取引事情のもとに成立すると認められる客観的な適正価格²¹⁰」と考えられよう²¹¹。そして、正常な取引とは、「自由市場において市場の事情に十分通じ、かつ、特別の動機を持たない多数の売手と買手とが存在する場合に成立する²¹²」取引であるため、言い換えれば、当該価格は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格」となろう。

(2) 所法 36 条 2 項との同質性

加えて、同様のことが所法 36 条 2 項取得又は享受する時における価額についても言えよう。

所法 36 条 1 項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合は、「収入すべき金額」ではなく「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」とする旨を規定する。所法 36 条 2 項はこの「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」につき、「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」

²⁰⁹ 神戸地判昭和 54 年 5 月 29 日（税務訴訟資料 105 号 461 頁）。

²¹⁰ 神戸地判昭和 54 年 5 月 29 日（税務訴訟資料 105 号 461 頁）・前掲注(209)。

²¹¹ 「取引（transaction）の概念は、自己以外の者との関係においてはじめて成り立つものである」とされる。金子・前掲注(27) 1098 頁。

²¹² 神戸地判昭和 59 年 4 月 25 日（税務訴訟資料 136 号 221 頁）。

と定める。つまり、所得税法は「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」につき、取得又は享受する時における価額と定めるのみで、詳細な規定を置いていない。

「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」と規定する所法 36 条 2 項が、所法 36 条 1 項「収入すべき金額」と同一の条文の中に設けられていくことに鑑みれば、所法 36 条 2 項取得又は享受する時における価額も、所法 36 条 1 項「収入すべき金額」と同様に考えうるのではないだろうか。したがって、所法 36 条 2 項取得又は享受する時における価額も「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と解することができ、所法 59 条 1 項「その時における価額」と同様に解することになるため、法的安定性が保たれよう。

第3項 相続税法 22 条「時価」の解釈

一方で、相続税法は 22 条において「時価」の文言を使用している。そこで、以下では相続税法における「時価」について検討する。

相続税法は、相続または遺贈により財産を取得した者に対して²¹³、当該相続または遺贈により取得した財産について²¹⁴、当該財産の価額の合計額を課税価格として²¹⁵課される税である。つまり、相続を機に人が取得した財産に対して課される租税である。

この相続税法に係る課税根拠については様々な議論があり統一的な見解はないが²¹⁶、主たるものを見ると、富の分配説、行政・福祉政策に対する応益説、所得税の補完説など²¹⁷が挙げられる²¹⁸。富の分配説とは、不合理な資産所有の不平等を生じさせる大きな原因が相続にあると見て、財産の分配を是正する機能に根拠を求める考え方である。また、行政・福祉政策に対する応益説は、行政による相続財産移転への保証や、高齢者扶養などの福祉政策へのサービス提供の対価に根拠を求める考え方である。さらに、所得税の補完説とは、包括的所得概念の下では相続財産の取得も所得に含まれる点や、実定法上課

²¹³ 相続税法 1 条の 3。

²¹⁴ 相続税法 2 条。

²¹⁵ 相続税法 11 条の 2。

²¹⁶ 渋谷雅弘「相続税の本質と課税方式」税研 23 卷 6 号（2008 年）22 頁参照。

²¹⁷ 他にも、財産はすべて社会に帰属するものと見て、財産を社会に還元させる機能に相続税の根拠を求める考え方もある。水野正一「資産課税の理論と課題」水野正一 編著『資産課税の理論と課題〔改訂版〕』（税務経理協会、2005 年）14 頁参照。

²¹⁸ 野口悠紀雄「相続税の理論的基礎」水野正一 編著『資産課税の理論と課題〔改訂版〕』（税務経理協会、2005 年）159 頁参照、水野忠恒「相続税の意義と根拠」日税研論集 61 号（2011 年）16 頁参照。

税されない保有資産の価値の増加益たるキャピタル・ゲインや帰属所得などについて死亡時に相続税を課税するという所得税を補完する機能に根拠を求める考え方である。

また、相続税には課税の対象については二種類の考え方があり、1つは被相続人の相続財産総額に対して課す遺産税方式²¹⁹であり、もう1つは取得した相続財産に対して課す遺産取得税方式である。取得した相続財産の有する担税力に応じた課税ができる点や、富の分配をよりよく行える点から²²⁰、わが国では遺産取得税方式を採用している。ただし、現行の相続税計算方法は、民法に定められた法定相続分により相続財産を取得したものと仮定して算定した相続税額の総額を、実際に取得した相続財産の額で按分した税額で課税する、いわゆる法定相続分課税方式による遺産取得税方式を採っている²²¹。

上記のような計算構造を取る結果、相続税額は相続により取得した財産の価額に応じて計算されるため、相続税額の計算において財産の評価が重要となる。相続税法は相続税法22条において「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価」であると定めるが、この規定は評価時点につき詳細を規定しているに過ぎず²²²、評価方法については、地上権や定期金に関する権利などについて相続税法23～26条において定めるのみで、それ以外の財産については相続税法22条の解釈に委ねられている。

ところで、価値とは、①主観的価値、②交換価値、③使用価値²²³の3つに分けられるが、租税法律主義の観点に基づけば課税要件からは恣意性を排除し実定法の規定により課税すべきであるため、租税法における時価を主観的価値の意味に解することはできない²²⁴。

²¹⁹ 以下については、谷口勢津夫ほか『基礎から学べる租税法〔第3版〕』(弘文堂、2022年) 203-204頁参照。

²²⁰ 水野忠恒・前掲注(218) 18頁参照。

²²¹ 相続税法16条。浅妻章如「相続税の性質とそのあり方」税研31巻4号(2015年)24頁参照、岩崎政明「相続税を巡る諸問題」水野正一編著『資産課税の理論と課題〔改訂版〕』(税務経理協会、2005年)187頁参照。シャウプ税制においては遺産取得税方式が導入されていたが、昭和33年改正により法定相続分課税方式による遺産取得税方式へと改正されたが、相続財産の事後変動、連帯納付義務などの問題を抱えている。三木義一「相続税の基本原理の法的再検討」租税法研究23号(1995年)12-17頁参照。

²²² 村井正「資産税における評価」租税法研究12号(1984年)4頁参照。

²²³ 高野幸大「財産評価の現状と問題点」税研25巻6号(2010年)52頁参照。しかし、交換価値や使用価値の具体的算定方法として客観的交換価値や収益還元価額が挙げられるが、売却したらいくらかという仮定や、獲得できるであろう収益はいくらかという仮定を前提にしなければならないという問題がある。高野幸大「相続財産の評価と納税」租税法研究23号(1995年)31頁参照。

²²⁴ 高野幸大「相続税における財産評価の今日的問題」日税研論集68号(2016年)107頁

そこで、租税法における時価が交換価値と使用価値のいずれを指すかにつき議論があるが、使用できない資産に対する評価はゼロとなるものの、主観的要因より評価額が左右される点から使用価値も相続税法 22 条「時価」の解釈としてはなじまない²²⁵。そこで、多数説²²⁶は相続税法 22 条「時価」とは、譲渡人と譲受人が対等な立場として売買した場合において成立する価格、すなわち市場価格を意味するものとして、交換価値を指すと解している。この相続税法 22 条「時価」としての交換価値については、主観的要因による価格変動は含まれず、客観的要因による価格変動のみが考慮されるため²²⁷、利害関係者間でしか成立しない取引は想定されず、「非現実の第三者間の取引に引き直すべき²²⁸」であるとされる。したがって、相続税法 22 条「時価」とは、「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合通常成立すると認められる価額²²⁹」、すなわち「客観的交換価値²³⁰」を意味するものと解される。また、判例²³¹においても同様の解釈がなされている。

参照。

²²⁵ 小島俊朗「相続税法における時価の概念とその経済学的考察」税大ジャーナル 7 号（2008 年）63 頁参照。反対説として、資産のもつ質的担税力を考慮に入れて評価すべきであるとする考え方や、生存権を確保するための資産については利用価格で評価すべきであるとする考え方がある。北野弘久ほか 編著『争点相続税法』（勁草書房、1995 年）193 頁以下参照。

²²⁶ 金子・前掲注(22) 734 頁参照、谷口・前掲注(219) 268 頁参照、村井正『租税法と取引法』（比較法研究センター、2003 年）191 頁参照。

²²⁷ 松岡章夫 編著『ゼミナール相続税法〔令和 3 年補訂〕』（大蔵財務協会、2021 年）954 頁参照、松田貴司 編『財産評価基本通達逐条解説〔令和 5 年版〕』（大蔵財務協会、2023 年）6-7 頁参照。同様の趣旨として、昭和 36 年 3 月固定資産評価制度調査会答申（第二評価制度改革にあたっての基本的な考え方 I 評価によって求めるべき固定資産の価格 1 正常価格）がある。自治省財政局『地方税制度資料 第 10 卷（昭和 36 年）』（自治省財政局、1968 年）219 頁参照。

²²⁸ 村井・前掲注(222) 4 頁参照。

²²⁹ 神戸地判昭和 53 年 12 月 13 日（税務訴訟資料 103 号 747 頁）・前掲注(203)。

²³⁰ 最三小判令和 4 年 4 月 19 日（最高裁判所民事判例集 76 卷 4 号 411 頁）・前掲注(206)。

²³¹ 神戸地判昭和 53 年 12 月 13 日（税務訴訟資料 103 号 747 頁）・前掲注(203)、東京地判昭和 55 年 9 月 3 日（税務訴訟資料 114 号 618 頁）・前掲注(203)、東京高判平成 7 年 12 月 13 日（行政事件裁判例集 46 卷 12 号 1143 頁）・前掲注(203)、東京高判平成 9 年 6 月 26 日（税務訴訟資料 223 号 1178 頁）・前掲注(203)、東京高判平成 12 年 9 月 26 日（税務訴訟資料 248 号 829 頁）・前掲注(203)ほか。

ところで、先述したように相続税法は時価の評価方法につき、地上権や定期金に関する権利などについて相続税法 23~26 条において定めるのみで、それ以外の財産については相続税法 22 条の解釈に委ねられている。そこで地上権等以外の財産に係る相続税法 22 条「時価」の算定は実務上、財産評価基本通達に従って行われていると言っても過言ではない²³²。この財産評価基本通達においても、「時価とは、課税時期……において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額²³³」と規定され、税務行政庁においても時価につき同様の解釈を行っていることが分かる。

しかし、通達は法源ではないため、課税要件法定主義への抵触が懸念される。そこで、以下では通達の性格について検討する。

第4項 税務通達と租税法律主義

通達とは、行政庁において「上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した²³⁴」命令²³⁵である。通達は行政庁における行動基準²³⁶であり、租税法においては解釈基準や執行基準としての性格を有する²³⁷。解釈基準としての通達は、税務行政庁において統一的な解釈を図ることを目的としており²³⁸、文言の意義を明らかにす

²³² 金子・前掲注(22) 734-735 頁参照、増田英敏・前掲注(40) 195 頁参照。財産評価基本通達は、財産全般に対する評価方法を定めたものであり、財産固有の性質や利用状況に応じた評価方法が定められている。そのため、財産評価基本通達は財産評価に係る評価規範としての性質を有することとなっている。これにより、納税者の申告の便に供することができ、かつ、税務行政庁による恣意的な課税を防止することができる。しかし財産評価基本通達も通達であり、裁判所や国民を拘束せず強制力を持たない。そこで、学説においては、財産評価に係る基本的事項は法令で規定するのが望ましいとされる。岩崎 政明「財産評価通達の意義と役割」ジュリスト 1004 号 (1992 年) 27-31 頁参照、金子・前掲注(22) 735 頁参照。

²³³ 財産評価基本通達 1(2)。

²³⁴ 最三小判令和 4 年 4 月 19 日 (最高裁判所民事判例集 76 卷 4 号 411 頁)・前掲注(206)。

²³⁵ 国家行政組織法 14 条 2 項「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」

²³⁶ 加藤友佳「租税法における通達解釈と裁判規範性」税大ジャーナル 34 号 (2022 年) 28 頁以下参照。

²³⁷ 品川芳宣『租税法律主義と税務通達』(ぎょうせい、2003 年) 38 頁参照。

²³⁸ 塩野宏『行政法 1 (行政法総論) [第 6 版]』(有斐閣、2015 年) 114 頁参照。

る解釈通達、不確定概念を明確にする補充通達、確認的に解釈を示す留意通達、法令で定める課税要件を緩和する緩和通達などに分けられる²³⁹。また、通達は法源ではないため、租税法律主義の下では裁判所や国民を拘束せず強制力を持たない。つまり、租税法律主義の要素たる課税要件法定主義からは、課税要件を法定することが要求され、通達において法から委任することは許されていない。

また、通達は課税要件法定主義だけでなく、合法性の原則にも抵触することがある。合法性の原則とは租税法律主義の内容の1つで、租税法の手続き面における厳格な執行を要求する原則であり、「課税要件が充足されている限り、租税行政庁には租税の減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならない²⁴⁰」とする原則である²⁴¹。通達とは先述したように、租税法における租税行政庁の解釈基準・執行基準を示したものである。したがって、通達は法令に服して適用されなければならず、法令に反して適用される通達は違法となり効力を持たない²⁴²。

しかし、行政執行上の事務負担の軽減や画一的評価による公平性の確保および一定の法的安定性・予測可能性の確保を根拠に²⁴³、膨大な通達が発出されている。これは今日の高度に発達した経済社会においては、社会経済事象が絶えざる変化と複雑化にさらされており、租税法の規定が複雑困難となることが「宿命的な傾向²⁴⁴」にあるからである。

ところで、通達は各税目ごとに発出されるが、各税目の取扱いがその税目固有の事項に適用される場合には問題とならないが、各税目間に共通性が認められる事項について税目間で異なった取扱通達が発出される場合には、納税者の法的安定性・予測可能性を著しく害する²⁴⁵。本研究が対象としている所法59条1項「その時における価額」と相続税法

²³⁹ 品川・前掲注(237) 39頁参照。ただし、財産評価基本通達を解釈通達ではなく、財産の客観的価値を認定する認定通達であるとする見解もある。なぜなら、事実の認定は事案ごとに行われるものであり、解釈通達は一括的な取扱いを規定するものだからである。金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』(有斐閣、2010年) 368頁参照。

²⁴⁰ 金子・前掲注(22) 86頁。

²⁴¹ 大阪高判昭和44年9月30日(高等裁判所民事判例集22巻5号682頁)・スコッチライト事件。

²⁴² 最二小判昭和33年3月28日(最高裁判所民事判例集12巻4号624頁)・パチンコ球遊器事件。

²⁴³ 東京高判平成5年3月15日(行政事件裁判例集44巻3号213頁)。北野弘久『税法学原論〔第8版〕』(勁草書房、2020年) 160頁以下参照。

²⁴⁴ 税制調査会「税制簡素化についての第一次答申 昭和41年12月」税制調査会編『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明』(税制調査会、1968年) 88頁。

²⁴⁵ 品川・前掲注(239237) 4頁参照。

22 条「時価」はともに「それぞれの資産（財産）の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち客観的交換価値」と解されるが、それぞれの税目で異なる通達が発出されている。その結果、具体的な算定方法につき異なる取扱いとなっている。つまり、所得税基本通達 59-6（令和 2 年 8 月 28 日課資 4-2 改正）は譲渡人の譲渡前の状況において所法 59 条 1 項「その時における価額」を算定する一方で、財産評価基本通達は相続人の相続後の状況において相続税法 22 条「時価」を算定するものとしている。令和 2 年 8 月 28 日改正前の所得税基本通達 59-6 は一部の規定につき譲渡人の譲渡前の状況に基づいた算定を要求するものの、それ以外については譲受人の譲渡後の状況に基づいた算定を要求するかに見えた²⁴⁶。そこで本研究の素材となる事案につき出訴がなされたのである。本件はまさに各税目間に共通性が認められる事実について税目間で異なった取扱通達が発出された事案であり、この混乱が裁判まで発展した直接的要因であると言えよう。この点、上述したように合法性の原則に鑑みれば、通達は法の下に存するのであり、法に従った解釈および執行が要求される。すなわち、対象法令に反する通達は効力を持たず、法文の文言や趣旨に反することは許されないと言え²⁴⁷、この観点から所法 59 条 1 項「その時における価額」を解釈する必要がある。

第2節 動的価格概念と静的価値概念

ここまで法的構造および課税根拠から所法 59 条 1 項「その時における価額」および相続税法 22 条「時価」について検討を行ってきた。以下では、それぞれの経済的性質について検討を加え、そのことが財産評価基本通達に基づく評価額にどのような影響を与えるのか確認する。

第1項 値値と価格

相続税法は相続により取得した財産を課税の対象とするものである。一方、所得税法は一定期間における消費および純資産増加額に対して課税される²⁴⁸。つまり、課税対象となる資産の移動に着目すると、相続税は固定資産税等とともに一定時点における財産価値への課税、すなわち「ストックに対する課税²⁴⁹」であると言え、所得税は消費課税等

²⁴⁶ 詳しくは第 4 章の事例研究にて検討する。

²⁴⁷ 田中治・前掲注(43) 257 頁参照、谷口・前掲注(10) 39 頁参照。最二小判昭和 33 年 3 月 28 日（最高裁判所民事判例集 12 卷 4 号 624 頁）・前掲注(242)・パチンコ球遊器事件。

²⁴⁸ 中里・前掲注(78) 41 頁参照。

²⁴⁹ 中里実「租税法におけるストックとフローの関係」ジュリスト 1410 号（2010 年）19

とともに資産の移動により生じる所得等への課税、すなわち「フローに対する課税²⁵⁰」であると言える。

これに鑑みると、相続税法 22 条「時価」は相続または贈与により財産を取得した者につき取得時点において生じた客観的な価値、つまり一時点における静的価値概念と言える。一方で、所得税法の譲渡所得は包括的所得概念から理論的に導き出される二時点における客観的価値の差額ではなく、実定法上では所法 33 条 3 項において、取得時と譲渡時における対価の差額から譲渡費用を控除した額として規定されている。したがって、所得税法における時価は、実現主義の要請により売り手と買い手の存在を前提とした私法上の取引価格に基づき算定される動的価格概念であると言える²⁵¹。

ところで、価格とは「売り手と買い手の間で決定された値段²⁵²」であり、価値は対象から「創出される経済的便益²⁵³」であるとされる。すなわち、価格は当事者間で成立した一価であるのに対し、価値は当事者の置かれている状況により変化する多価となる。

この定義に従えば、所法 59 条 1 項「その時における価額」は価格であるのに対し、相続税法 22 条「時価」は価値となる。これを前述の文言に当てはめれば、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格」、すなわち「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」となる一方で、相続税法 22 条「時価」は「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」、すなわち「客観的交換価値」と言えよう。なお、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」は譲渡人および譲受人における客観的交換価値を前提として正常な取引において成立する理論上の取引価格であり、主観的因素も含めて当事者間で実際に成立する現実の取引価格である実勢価格²⁵⁴とは異なる。

頁。

²⁵⁰ 中里・前掲注(249) 19 頁。

²⁵¹ 同様の見解として「相続税評価額は、贈与又は相続により取得した取引相場の（ない。筆者加筆。）株式について取得した時点での静態的な評価額であるが、所得税や法人税が対象とする譲渡取引等における価額は、単に所有株数の割合に応じた事業経営力に対する影響力の程度だけでなく、他の種々の要素によって決定されてくるといえる」がある。藤曲武美「所得税法における財産評価の今日的問題」日税研論集 68 号（2016 年）92 頁。

²⁵² 日本公認会計士協会 経営研究調査会研究報告第 32 号「企業価値評価ガイドライン」2013 年 7 月 3 日改正、3 頁。

²⁵³ 日本公認会計士協会 経営研究調査会研究報告第 32 号「企業価値評価ガイドライン」2013 年 7 月 3 日改正、3 頁。

²⁵⁴ 高野・前掲注(224) 107 頁参照。

このことが具体的に何を意味するのか、以下において土地と取引相場のない株式を例にとり検討を行う。なお、本稿ではここまで価値と価格について特段の使い分けを行ってこなかったが、これ以降は明確に使い分けるものとする。

第2項 財産評価基本通達における土地および取引相場のない株式の評価方法

(1) 財産評価基本通達における土地の評価方法

土地に係る時価の評価方法は相続税法に規定がないため、実務上は財産評価基本通達に従って評価することとなる。財産評価基本通達では土地を地目ごとに評価方法を定めており²⁵⁵、例えば宅地の場合には、市街地的形態を形成する地域にある宅地は路線価方式、それ以外の宅地については倍率方式により評価するものとしている²⁵⁶。ここで、路線価方式とはその宅地の面する路線に付された路線価を基として計算した金額によって評価する方法²⁵⁷を言い、倍率方式とは固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算した金額によって評価する方法²⁵⁸を言う。

このように財産評価基本通達は、土地の地目ごとに評価方法を定める。言い換えれば、土地の地目が同一であれば同一の評価方法を採用するため、財産評価基本通達に従って算定された土地の時価は誰にとっても同一の金額となる。したがって、土地の譲渡は一の土地が譲渡人から譲受人へ移転するのであり、当然に地目が同一であるため、譲渡人・譲受人のいずれにおいても同価値となる。そして、譲渡人・譲受人のいずれにおいても同価値となる土地を譲渡する場合には、そこにおいて成立する正常な取引価格も当然に同額となる。

そのため、土地の譲渡においては、相続税法 22 条「時価」たる「客観的交換価値」と、所法 59 条 1 項「その時における価額」たる「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」は同額となると言えよう。土地に係る時価が争われた判決²⁵⁹においても、同義の「自由

²⁵⁵ 財産評価基本通達 7（土地の評価上の区分）本文「土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。」

²⁵⁶ 財産評価基本通達 11（評価の方法）「宅地の評価は、原則として、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方式によって行う。

- (1) 市街地的形態を形成する地域にある宅地 路線価方式
- (2) (1)以外の宅地 倍率方式

²⁵⁷ 財産評価基本通達 13～20-7。

²⁵⁸ 財産評価基本通達 21～21-2。

²⁵⁹ 名古屋高判昭和 50 年 11 月 17 日（税務訴訟資料 83 号 502 頁）、神戸地判昭和 54 年 5 月 29 日（税務訴訟資料 105 号 461 頁）・前掲注(209)、神戸地判昭和 59 年 4 月 25 日（税務訴訟資料 136 号 221 頁）・前掲注(212)。

市場において、市場の事情に十分に通じ、かつ、特別の動機をもたない多数の売り手と買い手が存在する場合に成立すると認められる価格」と判示した上で、相続税法 22 条「時価」の金額をそのまま所法 59 条 1 項「その時における価額」の金額として採用している。

(2) 財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法

では、取引相場のない株式の場合にはどうなるのであろうか。財産評価基本通達は 178～189－7 においてその評価方法を定める。そこでは、発行会社の資産の内容、収益ないし配当の状況等を反映させ、実情に即した合理的な評価方法が採用されている。

財産評価基本通達では、上場会社に匹敵するような大会社の株式は、上場会社の株式の評価とも均衡を図ることが合理的であるとして²⁶⁰、原則として類似業種比準方式により評価することとしている²⁶¹。また、個人企業と同程度の小会社の株式は、個人企業者の財産評価との均衡を図ることが合理的であるとして、原則として純資産価額方式により評価することとしている²⁶²。大会社と小会社との中間にある中会社の株式については、大会社と小会社の評価方式の併用方式により評価することとしている²⁶³。

一方で、経営への影響の少ない非支配株主が所有する株式については、実質的には配当を期待しうるだけであるとして、評価手続の簡便性をも考慮して、原則的評価方法である類似業種比準方式、純資産価額方式およびその折衷方式ではなく、特例的評価方式である配当還元方式により評価することとしている²⁶⁴。

したがって、株主が支配株主たる同族株主等である場合には原則的評価方法である類似業種比準方式、純資産価額方式またはその折衷方式により評価することとなるが、株主が非支配株主たる同族株主以外の株主等である場合には特例的評価方法である配当還元方式により評価することとなる。すなわち、株主の保有する議決権割合によって評価方法が異なることとなり、当然にその結果導き出される評価額も異なることとなる。そして、相続税法 22 条は「時価」の評価時点につき「当該財産の取得時」と定める。あわせて相続税法が相続により取得した財産に課税することも鑑みれば、議決権割合は相続人の相続後において判定される。つまり、取引相場のない株式に係る相続税法 22 条「時価」は、相続人の相続後における議決権割合により相続人が同族株主等に該当する場合には、原則的評価方法である類似業種比準方式、純資産価額方式およびその折衷方式による評価額とな

²⁶⁰ 以下については、渡邊定義ほか『税務担当者と実務家のための相続税・贈与税体系財産評価』(大蔵財務協会、2021年) 558頁参照。

²⁶¹ 財産評価基本通達 179～184。

²⁶² 財産評価基本通達 179、財産評価基本通達 185～186－3。

²⁶³ 財産評価基本通達 179。

²⁶⁴ 財産評価基本通達 188～188－2。

り、同族株主以外の株主等に該当する場合には、特例的評価方法である配当還元方式による評価額となる。

すなわち、相続税法は相続税法 22 条「時価」を「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち客観的交換価値」と解し、主觀的事情による価値の変動を排除しながらも、それを完遂してはいないと言えよう。つまり、相続税法は相続税法 22 条「時価」の評価にあたり主觀的事情の排除を原則としながらも、取引相場のない株式の評価においては相続人の立場を斟酌してその評価額を求めることとしている²⁶⁵。このことは「取引相場のない株式については、時価の定義にある「不特定多数の当事者間」という言葉は、「株式取得者と同様の状況にある」という言葉を補って理解されるべきである²⁶⁶」と言い換えることもできよう。このように取引相場のない株式にかかる相続税法 22 条「時価」は、相続人の主觀的立場を斟酌しており、多価とならざるを得ない²⁶⁷。

しかし、保有する株式の議決権割合が異なる株主間で取引を行った場合であっても正常な取引において成立する価格はどこか一価に収束するはずである。すなわち、保有する議決権割合が異なるからと言って、当事者間で取引価格が異なることはなく、「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格」に収束する。それは、すなわち「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と言えよう。この場合、当事者は対等な立場であり自由な取引が行えるため、譲渡人・譲受人いずれかの影響のみを受けることはなく、譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値のいずれかの価値に偏重することもない。つまり、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」に価格は収束するのではないだろうか。

以下では、このことを会社法の譲渡制限株式に係る株式売価格決定の申立てにおける決定を通じて、確認する。

²⁶⁵ 村井・前掲注(226) 192-193 頁参照。

²⁶⁶ 渋谷雅弘「相続税における財産評価の法的問題」碓井光明ほか 編『公法学の法と政策上巻』(有斐閣、2000 年) 701 頁。

²⁶⁷ 同様の事例として、宅地における不合理分割がある。分割後の宅地部分のみで利用するか、他の部分と合わせて利用するかにより、その価値が異なる。渋谷・前掲注(266) 704-707 頁参照。

第3項 会社法における譲渡制限株式に係る売買価格

取引相場のない株式とは、「上場株式」および「気配相場等のある株式」以外の株式を言うが、似た性質の株式に譲渡制限株式がある。譲渡制限株式とは、譲渡にあたり株式会社の承認を要する株式²⁶⁸をいい、譲渡制限株式はすべて取引相場のない株式に含まれる。

この譲渡制限株式の譲渡につき発行会社たる株式会社が当該譲渡を承認しない場合には、譲渡しようとする株主又は株式取得者（以下、あわせて「譲渡等承認請求者」という。）は、当該株式会社に対し、当該株式会社または指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを請求することができる²⁶⁹。このときにおける譲渡価格については、譲渡等承認請求者と当該株式会社または指定買取人との協議によって定めるが²⁷⁰、裁判所に対し売買価格の決定の申立てをすることもできる²⁷¹。この株式売買価格決定の申立てに基

²⁶⁸ 会社法 107 条 1 項 1 号「株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。」

1号 謾渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。」

²⁶⁹ 会社法 138 条 1 号ハ・2 号ハ「次の各号に掲げる請求（以下この款において「譲渡等承認請求」という。）は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。」

1号 第 136 条の規定による請求 次に掲げる事項

ハ 株式会社が第 136 条の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会社又は第 140 条第 4 項に規定する指定買取人がイの譲渡制限株式を買い取ることを請求するときは、その旨

2号 前条第 1 項の規定による請求 次に掲げる事項

ハ 株式会社が前条第 1 項の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会社又は第 140 条第四項に規定する指定買取人がイの譲渡制限株式を買い取ることを請求するときは、その旨」

²⁷⁰ 会社法 144 条 1 項 7 項

「1 項 第 141 条第 1 項の規定による通知があった場合には、第 140 条第 1 項第 2 号の対象株式の売買価格は、株式会社と譲渡等承認請求者との協議によって定める。」

7 項 前各項の規定は、第 142 条第 1 項の規定による通知があった場合について準用する。この場合において、第 1 項中「第 140 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 142 条第 1 項第 2 号」と、「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、第 2 項中「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、第 4 項及び第 5 項中「第 140 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 142 条第 1 項第 2 号」と、前項中「第 141 条第 2 項」とあるのは「第百 142 条第 2 項」と、「第 140 条第 1 項第 2 号」とあるのは「同条第 1 項第 2 号」と、「株式会社」とあるのは「指定買取人」と読み替えるものとする。」

²⁷¹ 会社法 144 条 2 項「株式会社又は譲渡等承認請求者は、第 141 条第 1 項の規定による通知があった日から 20 日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることが

づき裁判所が定める価額をもって当該譲渡における売買価格とするが、この価格につき会社法は具体的な明文上の規定を持たない。そのため、裁判所の裁量に委ねられこととなる²⁷²。

以下では、譲渡制限株式の買取請求における売買価格決定の申立てに係る決定のうち、譲渡等承認請求者と当該株式会社または指定買取人の立場が異なる近年の事例についてどのような決定がなされたのかを確認する。なお、譲渡等承認請求者と当該株式会社または指定買取人の立場が同じである事例においては、それぞれにおける価値と売買価格は同一の金額となるため省略している。

(1) 札幌高決平成 17 年 4 月 26 日²⁷³

本件は、株式譲渡制限会社である X 株式会社（申立人、抗告人。以下、「X 社」という。）が、X 社株式 1 万 500 株（以下、「本件株式」という。）につき、Y（相手方。以下、「Y」という。）から譲渡承認請求および買取人指定請求を受けたことにより、売買価格決定の申立てを行った事案である。なお、X 社代表取締役は、同族関係者および X 社代表取締役が発行済株式総数の 94% を保有する合資会社 A を通じて、X 社の発行済株式総数の約 54.4% を保有しており、経営権を有している。また、Y は発行済株式総数の 6.56% を保有するのみであり、非支配・少数株主に該当する。

本決定では、買い手である X 社の立場からは、本件株式の価格につき、「本件株式の取得により配当を免れた利益を内部に留保し得るだけでなく、これを活用して更なる利益を直接に受けることもできるのであるから、収益方式を基準として本件株式の価格を評価するのが合理的」であると判示した。他方で、売り手である Y の立場からは、「配当利益と万が一抗告人が清算段階に至った場合には残余財産の分配を受け得るにすぎないから、配当還元法による配当方式と純資産方式の中間値を採用するのが相当である」と判示した。その上で、「買い手の立場からの評価と売り手の立場からの評価のいずれかを重視するのが相当であるといえるような事情が見当たらないことからすれば、本件株式については、原決定のとおり、上記の各方式による算定額を「配当方式：純資産方式：収益方式 = 0.25 : 0.25 : 0.5」の割合で組み合わせる併用方式によりその価格を定めるべき」として、原決定²⁷⁴の「売主と買主を双方対等の立場にあることを前提として、売主の立場からの相当な評価方式と買主の立場からの評価方式を 1 対 1 で評価価格に反映させるのが相当である」とする説示を支持した。つまり、本件株式における売買価格は、非支配株主たる売

できる。」

²⁷² 最一小決昭和 48 年 3 月 1 日（最高裁判所民事判例集 27 卷 2 号 161 頁）。

²⁷³ 判例タイムズ 1216 号 272 頁。

²⁷⁴ 札幌地決平成 16 年 4 月 12 日（LEX/DB 文献番号 28111890）。

り手Yにおける価値と、支配株主たる買い手X社における価値の1:1の加重平均値であると判示した。

(2) 広島地決平成21年4月22日²⁷⁵

本件は、有限会社X₁および株式会社X₂（相手方=申立人。以下、あわせて「X社ら」という。）がAから譲り受けたY₁株式会社の株式（以下、「本件株式」という。）につき、譲渡を承認せずY₁社（申立人=相手方。以下、「Y₁社」という。）およびY₁社の代表取締役Y₂（申立人=相手方。以下、Y₁社と合わせて「Yら」という。）が本件株式を買い取る旨をX社らに通知したところ、X社らおよびYらがそれぞれ売買価格決定の申立てを行った事案である。なお、Y₁社は発行済株式総数240万株の全株式譲渡制限会社であり、X社らが保有するY₁社株式の議決権割合は26.17%であり、支配株主には該当しない。

本判決では、売り手であるX社らの立場からは、本件株式の価格につき「Y₁社は清算等を予定しておらず、他方で、X社らが経営支配力を有していないのであるから、株主であるX社らが当分の間、残余財産の分配を受けることは困難であることからすれば、売り手の立場から最も合理的な評価方式は、配当還元方式によることとなる」と判示した。他方で、買い手であるYらの立場からは、「本件株式の買い手はY₁社、Y₂自身であり、継続企業の動的価値を現す最も理論的な方法であるDCF方式によらざるを得ないものと解される」と判示した。その上で、「売主の立場と買主の立場を総合的に勘案するためには、売主と買主を双方対象の立場にあることを前提として、売主の立場からの相当な評価方式と買主の立場からの評価方式を1対1で評価価格に反映させるのが相当である。そうすると、本件では、DCF方式とゴードン・モデル方式（配当還元方式。筆者加筆。）を1:1で折衷する方式をとるべきこととなる」と説示した。つまり、本件株式における売買価格は、非支配株主たる売り手X社らにおける価値と、支配株主たる買い手Yらにおける価値の1:1の加重平均値であると判示した。

(3) 東京地決平成26年9月26日²⁷⁶

本件は、株式譲渡制限会社であるA株式会社（以下、「A社」という。）の株式それぞれ15万株（以下、あわせて「本件株式」という。）の譲渡につき、譲渡承認請求権者であるX₁および株式会社X₂社（申立人ら=相手方ら。以下、あわせて「Xら」という。）並びに指定買取人である法人Y（相手方=申立人。以下、「法人Y」という。）が、売買価格決定の申立てを行った事案である。なお、A社の発行済株式総数は123万株（自己株式数1,000株）であり、Xらの議決権比率は24.4%であり、非支配・少数株主である。また、

²⁷⁵ 金融・商事判例1320号49頁。

²⁷⁶ 金融・商事判例1463号44頁。

A社代表取締役およびその同族関係者の議決権比率は 57.0%であり、支配株主に該当する。

本決定では買い手である法人Yは指定買取人であり、その経営陣および支配株主から資料の提供を受けているため、「支配株主の保有する株式についての評価方式を適用するのが相当である」として「本件株式の価格は、継続企業としての価値を求める収益方式の一つであるDCF法と、企業の静的価値を求める純資産法を併用し、各方式によって算出された価格を 0.5 対 0.5 の割合で加重平均して求めた価格とするのが相当である」と判示した。また、売り手であるXらは保有する株式の議決権比率は合計 24.4%であり、支配株主とは認められないものの単なる一般株主ともいえず、支配株主と一般株主の中間的な立場に位置する株主と認められるとして、「売主の立場からする本件株式の評価方式は、一般株主が保有する株式の評価に適切な評価方法である配当還元法とともに、上記買主の立場からする本件株式の評価方式であるDCF法及び純資産法を併用すべきであり、各方式によって算出された価格を、配当還元法 0.6、DCF法 0.2、純資産法 0.2 の割合で加重平均して求めた価格をもって本件株式の価格とするのが相当である」と判示した。その上で、「売主の立場と買主の立場のうち、一方の立場にのみ重点を置くことになれば、相手方を不当に利し、あるいは害することにつながりかねないことから、売主と買主の双方が対等の立場にあることを前提とすべきであり、本件では、売主の立場からの相当な評価方式と買主の立場からの評価方式を 1 対 1 で反映させ、DCF法 0.35、純資産法 0.35、配当還元法 0.3 の割合で加重平均して求めた価格をもって本件株式の価格とするのが相当である」と判示した。つまり、本件株式における売買価格は、非支配株主たる売り手Xらにおける価値と、支配株主たる買い手法人Yにおける価値の 1：1 の加重平均値であると判示した。

(4) 会社法における譲渡制限株式に係る売買価格

ここまで見てきたように、譲渡制限株式の譲渡に係る売買価格決定において売り手と買い手の立場が異なる場合には、売り手の立場における価値と買い手の立場における価値をそれぞれ算定した上で売買価格を決定している。その際には実際の取引とは異なり、売り手と買い手のいずれかに利することのないように、双方が対等の立場にあることを前提として、売り手の立場からの評価方式と買い手の立場からの評価方式を 1：1 で評価価格に反映させるのが相当であると判示している。つまり、譲渡制限株式の譲渡に係る売買価格決定における売買価格は「売り手の立場における価値と買い手の立場における価値を 1：1 で加重平均して算定した価格」に決定されている。したがって、譲渡制限株式と同様の性格を持つ取引相場のない株式の譲渡においても、対等な立場にある売り手と買い手の間において成立する「正常な取引事情のもとに成立すると認められる客観的な適正価格

²⁷⁷ は、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」、すなわち「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値を 1:1 で加重平均して算定した価格」となると言えるのではないだろうか。

第4項 所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈と負担公平の原則

第 1 章において、シャウプ勧告をうけて昭和 25 年にみなし譲渡課税の規定²⁷⁸が創設されたことを確認した。包括的所得概念に依拠するシャウプ勧告は課税の公平を期すために、保有資産の価値の増加益が担税力を有するものとして、みなし譲渡課税を提言した。すなわち、有償譲渡であっても無償譲渡であっても保有資産の価値の増加益がすでに発生していることに違いはなく、無償譲渡につき有償譲渡と同様の取扱いとするなどを勧告した。

実定法の規定は譲渡所得の金額の計算上、所法 36 条 1 項により有償譲渡については「収入すべき金額」を起点としている。一方で、法人への無償譲渡等については所法 59 条 1 項により「その時における価額」を起点としている。有償譲渡における取引価格が時価と多少相違するとしても時価と大きく乖離が生じることはないのであり、その点で無償譲渡についても所法 59 条 1 項「その時における価額」を譲渡所得の金額の計算の起点とすることで、有償譲渡と無償譲渡において同様に課税し、税負担の公平性を図っていると言える²⁷⁹。

しかし、ここまで見てきたように、取引相場のない株式に係る価値は、その株式を保有する株主の議決権割合に依存する。このことから所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈たる「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と、相続税法 22 条「時価」の解釈たる「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち、客観的交換価値」とは異なる金額となることが分かった。では、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と「客観的交換価値」が異なる状況下において、有償譲渡と無償譲渡の税負担の公平性は保たれるのであろうか。

²⁷⁷ 神戸地判昭和 54 年 5 月 29 日（税務訴訟資料 105 号 461 頁）・前掲注(209)。

²⁷⁸ 旧所法 5 条の 2（昭和 25 年法律第 71 号）。

²⁷⁹ 最一小判昭和 43 年 10 月 31 日（最高裁判所裁判集民事 92 号 797 頁）・前掲注(84)・榎本家事件はこの点につき、「所得資産を時価で売却してその代金を贈与した場合などの釣合いからするも、また無償や低額の対価による譲渡にかこつけて資産の譲渡所得課税を回避しようとする傾向を防止するうえからするも、課税の公平負担を期するため妥当なものというべき」であると判示している。

一般に、有償譲渡における取引価格は譲渡人と譲受人の間でそれぞれの下にある事情を勘案し、合意を形成して成立する。この有償譲渡における価格は、譲渡人と譲受人の立場が対等でなかったとしても、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」の具体的算定方法である「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」に近似した価格となろう²⁸⁰。一方、所法59条1項「その時における価額」を「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解し、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」をその具体的算定方法であると解すれば、無償譲渡においても「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」による譲渡が擬制される。

したがって、上記のように解すれば譲渡所得の金額の計算の起点につき、有償譲渡の場合には「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」に近似した価格となり、無償譲渡の場合には「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」となる。つまり、所法59条1項「その時における価額」につき、「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解釈し、その具体的算定方法を「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」とした場合には、税負担の公平性が担保されると言えよう。

一方、所法59条1項「その時における価額」を「客観的交換価値」と解釈すれば、譲渡所得の金額の計算の起点につき、有償譲渡の場合には「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」となるものの、無償譲渡の場合には「客観的交換価値」となる。しがたって、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と「客観的交換価値」が大きく乖離するときには税負担の公平性が保たれないとなる。

第3節 小括

租税法律主義からはその内容として課税要件法定主義および課税要件明確主義が要求される。また、一義的に解すことのできない法令の文言については、原則として文理解釈に拠るべきであり、まず法令の文言から解釈を行い、それが能わないときは趣旨等を含めて検討を行うべきであるとされる。加えて、合法性の原則の下、法源でない通達については法令に従った解釈および執行が要求される。

²⁸⁰ 「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と大きく乖離した価格により有償譲渡が行われる場合もあるが、その場合は低額譲渡としてみなしう譲渡課税の対象となろう。

そこで第3章では、課税根拠や第2章で検討した法的構造を踏まえて、所法59条1項「その時における価額」および、所法59条1項「その時における価額」と同様の意味・内容を指すとされることの多い相続税法22条「時価」について、その解釈を再検討した。

第2章において見たように、所法59条1項「その時における価額」は所法36条1項総収入金額に係る別段の定めであることから、所法36条1項と所法59条1項は原則・例外の関係にあると言える。所法36条1項「収入すべき金額」が現実の収入金額を指すこともあわせて鑑みると、所法59条1項「その時における価額」が擬制するのは「正常な取引事情のもとに成立すると認められる客観的な適正価格」、言い換えれば「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格」と考えられよう。一方で、相続税法は相続により財産を取得した者つき、相続により取得した財産に対して課税する。そのため、相続税法22条「時価」は相続により財産を取得した者につき相続時点において生じた客観的な価値であると言え、譲渡人と譲受人が対等な立場として売買した場合において成立する価格、言い換えれば「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と考えられよう。

ところで、価格とは「売り手と買い手の間で決定された値段」であり、価値は対象から「創出される経済的便益」であることを鑑みると、価格は当事者間で成立した一価となり、価値は当事者の置かれている状況により変化する多価となる。所得税法が所法33条3項において取得時と譲渡時における対価の差額から譲渡費用を控除した残額に対して課税する一方で、相続税法は相続により財産を取得した者につき取得時点において生じた客観的価値に対して課税する。これに鑑みると、所法59条1項「その時における価額」は売り手と買い手の存在を前提とした私法上の取引価格に基づいて算定される動的価格概念であると言え、相続税法22条「時価」は相続時点における静的価値概念であると言えよう。つまり、所法59条1項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格」、すなわち「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解釈できる。一方で、相続税法22条「時価」は「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」、すなわち「客観的交換価値」と解釈できる。

ところで、財産評価基本通達は178～189-7において取引相場のない株式の評価方法を規定している。財産評価基本通達では株主の立場が同族株主であるか、同族株主以外の株主等であるかにより、評価方法を変えている。そのため取引相場のない株式に係る相続税法22条「時価」の解釈たる「客観的交換価値」は相続人の状況により変動する多価となる。一方で、譲渡人と譲受人の立場が異なっていたとしても、その間に成立する正常な取引価格は一価に収束するはずである。つまり、「客観的交換価値」が異なっていたとしても、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」に収束すると言えよう。そして、「客観

的交換価値に基づく正常な取引価格」とは譲渡人・譲受人のいずれかの影響のみを受けることはないため、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1：1の加重平均値」となるのではないだろうか。なお、会社法における譲渡制限株式に係る売買価格決定においても、同様の価格決定がなされている。

第4章では、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法につき争われた東京高判令和3年5月20日差戻控訴審²⁸¹を素材とし、本判決において採用された判断構造を確認するとともに、上記試論の「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」との解釈および、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1：1の加重平均値」との具体的算定方法についても検討を行う。

²⁸¹ 税務訴訟資料271号順号13564・前掲注(1)。

第4章 事例研究：東京高判令和3年5月20日差戻控訴審²⁸²

第3章において、譲渡所得課税の法的構造を踏まえて所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法を再検討し、「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」との解釈および、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」との具体的算定方法を試論として導き出した。

そこで本章では、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法につき争われた東京高判令和3年5月20日差戻控訴審²⁸³を素材とし、本判決において採用された判断構造を確認するとともに、上記試論の「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」との解釈および、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」との具体的算定方法についても検討を行う。

第1節 事案の概要

第1項 裁判の経緯

(1) 事案の概要

A株式会社（以下、「A社」という。）の代表取締役であったBは、平成19年8月1日、有限会社C（以下、「C社」という。）に対し、所有していたA社の株式のうち72万5,000株（以下、「本件株式」という。）を、1株当たり75円、合計5,437万5,000円にて譲渡した（以下、「本件株式譲渡」という。）。その後Bは、平成19年12月26日に死亡したため、Bの相続人であるXら（原告・控訴人・被上告人・控訴人。以下、「Xら」という。）

²⁸² 税務訴訟資料271号順号13564・前掲注(1)。本判決を扱った評釈として、大淵博義「所得税法59条1項「その時における価額」と時価二元論 差戻控訴審判決の疑問点の検証」税務弘報69巻12号（2021年）129-139頁、渡辺充「取引相場のない株式の時価：タキゲン事件差戻審判決」税理64巻12号（2021年）158-166頁、長谷川敏也「自社株低額譲渡事件（タキゲン事件）に見る所得税法上の時価」新・判例解説watch：速報判例解説（法学セミナー増刊）32号（2023年）241-244頁などがある。

²⁸³ 税務訴訟資料271号順号13564・前掲注(1)。

は、Bの本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額につき、その代金額と同額の1株当たり75円、合計5,437万5,000円として申告した。

これに対し所轄税務署長は、本件株式譲渡時における本件株式の価額は類似業種比準方式により算定した1株当たり2,990円、合計21億6,775万円であり、本件株式譲渡は法人への低額譲渡にあたるとして、Bの平成19年分の所得税に係る各更正処分および過少申告加算税の各賦課決定処分をなした（その後、Xらの異議申立てを受け、類似業種の選定の誤りにより、本件株式の価額は1株当たり2,505円、合計18億1,612万5,000円であるとして、上記の各更正処分および各賦課決定処分の一部を取り消す旨の決定がなされた）。そこで、Xらは国（被告・被控訴人・上告人・被控訴人。以下、「Y」という。）を相手方として、上記各更正処分等の取消しを求めて出訴した。

なお、A社は金属製品および消防器材の製造および販売等を業とする資本金4億6,000万円の株式会社であり、本件株式譲渡直前の事業年度である平成19年1月期の売上金額は約236億5,000万円、平成19年1月時点の従業員数は449人であり、財産評価基本通達178にいう大企業に該当する。また、A社は定款において株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨が定められており、その株式は所得税基本通達23～35共-9(4)「取引相場のない株式」に該当し、(二)「純資産価額等を参考して通常取引されると認められる価額」により算定する。

本件株式譲渡の直前におけるA社の株主構成（発行済株式総数に占める割合）は、Bが15.88%、Bの親族ら（以下、「B親族ら」という。）が6.91%、D社が24.18%、A社研究会持株会が24.03%、A社従業員持株会が25.16%、その他の個人株主が3.84%であった。また、本件株式譲渡により、A社の株主構成（発行済株式総数に占める割合）は、Bが8.00%、B親族らが6.91%、C社が7.88%、D社が24.18%、A社研究会持株会が24.03%、A社従業員持株会が25.16%、その他の個人株主が3.84%となった。

図表2：本件株式譲渡前後における株主構成

本件株式譲渡前		本件株式譲渡後	
	割合		割合
BおよびB親族ら	計 22.79%	BおよびB親族ら	計 14.91%
(B	15.88%)	(B	8.00%)
(B親族ら	計 6.91%)	(B親族ら	計 6.91%)
D社	24.18%	C社	7.88%
A社研究会持株会	24.03%	D社	24.18%
A社従業員持株会	25.16%	A社研究会持株会	24.03%
その他の個人株主	計 3.84%	A社従業員持株会	25.16%
		その他の個人株主	計 3.84%

（判決文を基に筆者作成）

本件の争点は、本件株式譲渡に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈であり、具体的には所法 59 条 1 項「その時における価額」を算定する場合において財産評価基本通達を準用するにあたり、財産評価基本通達 188(2)～(4)の各規定中の「株式取得後」を「株式譲渡前」と、「取得した株式」を「譲渡した株式」と、「議決権の数」を「当該株式の譲渡直前の議決権の数」とそれぞれ読み替えるか否かおよび（争点①）、本件株式譲渡における譲渡代金額をもって時価といえるか（争点②）である。なお、争点②については本研究の対象範囲から外れるため、検討外とする。

（2）下級審の判断

（i）第 1 審（東京地判平成 29 年 8 月 30 日²⁸⁴⁾）

第 1 審は所法 59 条 1 項「その時における価額」が「当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値」であることを判示した上で、所得税基本通達 59-6 が財産評価基本通達を準用するにあたり 4 条件を定める根拠を検討した。

相続税や贈与税は相続や贈与による財産の移転があった場合にその財産の価額を課税価格としてその財産を取得した者に課される税であり、財産評価基本通達は相続税や贈与税の課税価格の計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを定めたものである。そして、昭和 47 年判決、昭和 50 年判決を引用し、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説であると判示し、財産評価基本通達を本来的に活用する場面と、譲渡所得の収入金額の計算とは適用場面が異なることから、所得税基本通達 59-6 が財産評価基本通達を準用する際には 4 条件により修正が必要となる点を説示する。その上で清算課税説から、譲渡所得の基因となる資産の価額は譲受人の譲渡後の価値ではなく、譲渡人の譲渡前における価値により評価するのが妥当であるとして、財産評価基本通達 188(1)～(4)を読み替えるのが相当であると説示し、X の請求を棄却した。

（ii）控訴審（東京高判平成 30 年 7 月 19 日²⁸⁵⁾）

控訴審は、所法 59 条 1 項「その時における価額」とは、「当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」を意味するものと判示した上で、所得税基本通達 59-6

²⁸⁴ 税務訴訟資料 267 号順号 13045。第 1 審を扱った評釈として、品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額（配当還元価額適用の可否）」TKC 税研情報 27 卷 1 号（2018 年）26-38 頁などがある。

²⁸⁵ 税務訴訟資料 268 号順号 13172。控訴審を扱った評釈として、渡辺徹也「個人が法人へ非上場株式を譲渡した場合のみなし譲渡課税（配当還元方式適用の可否）」ジュリスト 1535 号（2019 年）124-127 頁などがある。

が財産評価基本通達を準用するに当たり、財産評価基本通達 188(1)を読み替えるよう定めている旨を検討した。

この点、控訴審も譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所得税基本通達 59-6 が財産評価基本通達 188(1)につき読み替えを規定している旨を判示した。しかし納税者の信頼および予見可能性を確保する見地から租税法規の解釈が原則として文理解釈とされている点に鑑み、租税法規そのものでない通達であっても殊更に読み替えることなく文理に忠実に解釈するのが相当であるとして、読み替えは財産評価基本通達 188(1)に限られる旨を説示し、第 1 審を取り消した。

(iii) 上告審（最三小判令和 2 年 3 月 24 日²⁸⁶）

上告審においても、所得税基本通達 59-6 が財産評価基本通達を準用するにあたり 4 条件を定めた根拠を検討した。

相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、財産評価基本通達は株式を取得した株主の会社への支配力に着目し、相続税および贈与税の課税における財産の評価につき規定したものである。一方で、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説にあると判示し、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の定めを譲渡所得に対する課税の場面においてはそのまま用いることはできず、課税趣旨の差異に応じた取扱いがされると説示した。そして、譲渡所得課税はその趣旨である清算課税説からその時点において譲渡人の下に生じていた増加益に対してなされるため、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきとして、控訴審へ差し戻した。

(3) 爭点に関する当事者の主張

(i) X らの主張

所得税基本通達 59-6 が 4 条件において読み替えを定めているのは財産評価基本通達 188(1)だけであり、財産評価基本通達 188(2)～(4)については規定がない。そのため、「同族株主のいる会社」であるかどうかの判定（以下、「会社区分の判定」という。）は譲

²⁸⁶ 最高裁判所裁判集民事 263 号 63 頁・前掲注(91)。上告審を扱った評釈として、佐藤英明「清算課税説を再確認した最高裁判決」TKC 税研情報 29 卷 4 号（2020 年）1-15 頁、藤谷武史「税務通達を「文理解釈」した原審の判断手法が排斥された事例」ジュリスト 1548 号（2020 年）10-11 頁、渡辺充「取引相場のない株式の時価：タキゲン事件最高裁判決」税理 63 卷 10 号（2020 年）170-178 頁、浅妻章如「所得税基本通達 59-6 に明記されていない財産評価基本通達の読み替え」ジュリスト 1564 号（2021 年）135-138 頁などがある。

渡人の譲渡前における議決権割合により行うとしても、租税法律主義における予測可能性を保障する観点から通達も文理に忠実に解釈し、「課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定（以下、「株主区分の判定」という。）は譲受人の譲渡後における議決権割合により行うのが相当である。

また、所法 59 条 1 項の趣旨は譲渡人に帰属する保有資産の価値の増加益に対する清算課税にあるが、このことから直ちに株式の価額の評価を譲渡人の譲渡前における議決権割合に基づいてすべきということにはならない。譲受人が取得株式に期待するものが何かという譲受人側の事情が取引価額の決定要素となり、譲受人の譲渡後における議決権割合により行うべきである。

(ii) Y の主張

所得税基本通達 59-6 の(1)は、取引相場のない株式について、財産評価基本通達 188 の定めに基づき、譲渡人の譲渡前における議決権割合により当該株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に当たるか否かを判断すべきことを定めたものである。これは、譲渡所得課税制度の趣旨が、譲渡人に帰属する資産の保有期間中の増加益を所得として課税する点にあることから、その増加益は株式の譲渡人の譲渡前における議決権割合により判定することが最も合理的といえるためである。

第2項 判旨

(1) 所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

「所得税法 59 条 1 項は、同項 2 号の低額譲渡、すなわち、譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額（所得税法施行令 169 条）による法人に対する資産の譲渡があった場合には、その譲渡した者の譲渡所得等の金額の計算については、その譲渡があった時に、その時における価額に相当する金額により、当該資産の譲渡があったものとみなす旨を定めている。ここにいう「その時における価額」とは、当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）を意味するものと解される。また、所得税法 59 条 1 項が譲渡時までに既に生じている増加益を課税の対象としていることからすれば、上記「資産の現況」とは、当該資産の譲渡直前の状況に基づいて判断される。」。

(2) 所得税法と相続税法による課税対象の違い

「次に、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」につき、所得税基本通達 59-6 が、譲渡所得の基団となった資産が株式である場合には、同通達 59-6 の(1)～(4)によることを条件に評価通達の「例により」算定された価額とする旨を定めていることの合理性について検討すると、そのような規定を置いた趣旨は、評価通達が本来的には相続税や贈与税の課税価額の計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを定めたものであって、譲渡所得の収入金額の計算とは適用場面が異なることから、評価通達を譲渡所得の収入金額の計算の趣旨に即して用いることを可能にするためのものであると解される」。

「すなわち、相続税や贈与税が、相続や贈与による財産の移転があった場合にその財産の価額を課税価額としてその財産を取得する者に課される税であるのに対し、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、その時点において譲渡人の下に生じている増加益に対して課税するものであるという趣旨（最高裁昭和 41 年（行ツ）第 8 号同 43 年 10 月 31 日第一小法廷判決・裁判集民事 92 号 797 頁、最高裁同 41 年（行ツ）第 102 号同 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 26 卷 10 号 2083 頁等参照）を踏まえ、評価通達を譲渡所得の収入金額の計算の趣旨に則して用いることを可能にするためのものであると解され、このような考え方には、合理性を有するものと認められる」。

「そして、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないので、譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきであり、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いをし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきである（本件最高裁判決の判示参照）」。

(3) あてはめ

「したがって、取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の計算をする上で、当該株式のその譲渡の時における価額を算定するに当たり、評価通達 188 の(1)～(4)の定めを適用する場合には、各規定中に「株式取得後」とあるのを「株式譲渡前」と、「取得した株式」とあるのを「譲渡した株式」と、それぞれ読み替え、各規定中のそれぞれの議決権の数を、当該株式の譲渡直前の議決権の数と読み替えるのが相当であって、かかる読み替えをした上で評価通達 188 の(1)～(4)を適用する限りにおいて、それらの評価通達も所得税法 59 条 1 項が定める譲渡所得に対する課税の趣旨に合致し、一般的な合理性を有することになる」。

第2節 検討

第1項 本件に関する通達の概要

上述のように、本件の争点は、本件株式譲渡に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈であり、具体的には所法 59 条 1 項「その時における価額」を算定する場合において財産評価基本通達を準用するにあたり、財産評価基本通達 188(2)～(4)の各規定中の「株式取得後」を「株式譲渡前」と、「取得した株式」を「譲渡した株式」と、「議決権の数」を「当該株式の譲渡直前の議決権の数」とそれぞれ読み替えるか否かである。本質的な争点は所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈であるが、直接的には所得税基本通達 59-6 の文言が争われたため、所得税基本通達およびそこにおいて準用されている財産評価基本通達の規定を、少々長くなるが以下において確認する。

(1) 所得税基本通達 23～35 共-9（株式等を取得する権利の価額）

所得税基本通達 59-6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）（令和 2 年 8 月 28 日改正前）は、株式を譲渡した場合における所法 59 条 1 項「その時における価額」につき、所得税基本通達 23～35 共-9（株式等を取得する権利の価額）に準じて算定した価額によることとしている。つまり、所得税基本通達 23～35 共-9 は新株予約権などの権利行使により取得する株式の価額を定めている通達であり²⁸⁷、平常時における株式の時価を算定する通達ではないものの、所得税基本通達 59-6 はこれを準用することで平常時における株式の時価を算定する構造を採用している。

所得税基本通達 23～35 共-9 は、新株予約権などの権利行使により取得する株式がそれぞれ(1)上場株式である場合、(2)旧株が上場されている場合、(3)気配相場がある場合、(4)取引相場の無い株式である場合についての株式の価額を規定する。そして、取得する株式の価額を(1)上場株式である場合には取引所の最終の価格、(2)旧株が上場されている場合には旧株の最終の価格、(3)気配相場がある場合には気配相場の価格、さらに、(4)取引相場の無い株式である場合には(イ)直近における適正な売買実例価額、(ロ)公募価額、(ハ)類似法人の価額、および(ニ)純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額とすることが定められている。加えて、(ニ)純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額に該当する場合には、以下の 3 点を条件として財産評価基本通達 178～189-7 に従って算定できると規定している。

- (1)当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合（同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。）において、当該

²⁸⁷ 横田明ほか 共編『所得税基本通達逐条解説〔令和 3 年版〕』（大蔵財務協会、2021 年）295 頁参照。

株式を取得した者が発行法人にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、発行法人は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

- (2)その株式の発行法人が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 に定める「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、権利行使日等における価額によること。
- (3)財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

(2) 所得税基本通達 59-6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）

所得税基本通達 59-6 はこの所得税基本通達 23~35 共-9 を準用し、譲渡する株式がそれぞれ(1)上場株式である場合、(2)旧株が上場されている場合、(3)気配相場がある場合、(4)取引相場の無い株式である場合における、当該株式の所法 59 条 1 項「その時における価額」を定める。ただし、所得税基本通達 59-6 は、株式の所法 59 条 1 項「その時における価額」を、所得税基本通達 23~35 共-9(4)ニ「1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」により評価する場合には、原則として以下の 4 点を修正した上で、財産評価基本通達の 178~189-7 にしたがって算定した価額とする旨を定める。

- (1)財産評価基本通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2)当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合（同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。）において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (3)当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。
- (4)財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差

額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

(3) 財産評価基本通達

あわせて、所得税基本通達 59－6 が所得税基本通達 23～35 共－9 を通じて準用する財産評価基本通達についても確認する。財産評価基本通達とは、相続・贈与により取得した財産の評価方法にかかる国税庁の一定の解釈である。つまり、相続税・贈与税における時価の算定方法を規定しており、本研究が対象とする取引相場のない株式の時価につき財産評価基本通達 178～189－7 において定める。

財産評価基本通達 179（取引相場のない株式の評価の原則）は、取引相場のない株式に係る原則的評価方法として、大会社においては類似業種比準方式、小会社においては純資産額方式、中会社においては類似業種比準方式と純資産額方式の併用方式によるものと定める。また、財産評価基本通達 188－2（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価）は取引相場のない株式に係る特例的評価方法として配当還元方式によるものと規定する。

加えて、財産評価基本通達 188（同族株主以外の株主等が取得した株式）は財産評価基本通達 188－2 に規定する特例的評価方式（配当還元方式）による評価を適用する株式の範囲を以下の(1)～(4)のように定める。なお、「会社区分の判定」および、「株主区分の判定」を行う場合には、相続税法が取得した財産の価額に課税するものであるため、課税時期すなわち相続等による株式取得後の状況により行うものとしている²⁸⁸。

- (1)同族株主²⁸⁹のいる会社で、同族株主以外の株主の取得した株式
- (2)中心的な同族株主²⁹⁰のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満である

²⁸⁸ 松田 編・前掲注(227) 720 頁参照。

²⁸⁹ 「「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者（法人税法施行令第 4 条((同族関係者の範囲))に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。) の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 50%超である会社にあっては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。」（財産評価基本通達 188(1)）

²⁹⁰ 「「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の 1 人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び 1 親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である会社を含む。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である場合におけるその株主をいう。」（財産評価基本通達 188(2)）

もの（その会社の役員を除く。）の取得した株式

- ・ (3)同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 15%未満である場合におけるその株主の取得した株式
- ・ (4)中心的な株主が²⁹¹おり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの（その会社の役員を除く。）の取得した株式

図表 3 取引相場のない株式の評価方式

あり 同族 株主	同族株主	議決権割合 $\geq 5\%$			原則的評価方法	
		中心的な同族株主なし				
		議決権割合 $< 5\%$	中心的な 同族株主 あり	中心的な同族株主		
				役員である株主		
				その他の株主		
同族株主以外の株主					特例的評価方法	
なし 同族 株主	所属グループの 議決権割合 $\geq 15\%$	議決権割合 $\geq 5\%$			原則的評価方法	
		中心的な同族株主なし				
		議決権割合 $< 5\%$	中心的な 同族株主 あり	役員である株主		
				その他の株主		
所属グループの議決権割合 $< 15\%$					特例的評価方法	

(通達を基に筆者作成)

(4) 本件に関する取引相場のない株式に係る通達の概略

以上の通達のうち、本件に関する取引相場のない株式に係る概略をまとめると、所得税基本通達 59-6 は株式の所法 59 条 1 項「その時における価額」につき、所得税基本通達 23~35 共-9 を通じて 4 つの条件の下で財産評価基本通達 179~189-7 を準用して算定する旨を規定する。つまり、取引相場のない株式を同族株主等が保有する場合には、大會社については類似業種比準方式、小会社については純資産価額方式、中会社については類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式により評価するものとし、同族株主以外の

²⁹¹ 「「中心的な株主」とは、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の 10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。」（財産評価基本通達 188(4)）

株主等が保有する場合には特例的評価方法として配当還元方式により評価するものとしている。ただし、その際には「会社区分の判定」につき譲渡人の譲渡前における状況によることなど4条件を定めていた。

なお、所得税基本通達59-6は本件最三小判令和2年3月24日²⁹²を受けて、令和2年8月28日、株式の所法59条1項「その時における価額」を、所得税基本通達23~35共-9(4)ニ「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」を通じて財産評価基本通達の178~189-7にしたがって算定した価額とする場合に修正すべき4条件のうち(1)および(2)が下記のように改正された。つまり、改正前の所得税基本通達59-6においては「会社区分の判定」については譲渡人の譲渡前の状況に応じて行うものの、「株主区分の判定」の判定時期については規定がなく不明確であったところ、改正後の所得税基本通達59-6は「会社区分の判定」および「株主区分の判定」のいずれにおいても、譲渡人の譲渡前の状況に応じて行うことと修正された。

- (1)財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達185 ただし書、189-2、189-3又は189-4において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の50%以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達188の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2)当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

（下線、改正点。筆者加筆）

(5) 本件への通達の適用

これら所得税基本通達および財産評価基本通達を本件に適用したところを以下で確認する。

A社株式の所法59条1項「その時における価額」を算定するにあたり、所得税基本通達59-6が適用され、所得税基本通達23~35共-9が準用されることとなる。A社は定款において株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨が定められているため、A社株式

²⁹² 最高裁判所裁判集民事263号63頁・前掲注(91)。

は所得税基本通達 23～35 共－9 の(4)「取引相場のない株式」に該当し、(二)「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」により算定する。そこで、A社株式の所法 59 条 1 項「その時における価額」は、所得税基本通達 59－6 により 4 条件を適用した上で、財産評価基本通達の 178～189－7 までにしたがって算定した価額となる。

また、A社は財産評価基本通達 178 にいう大会社に該当するため、本件株式譲渡における所法 59 条 1 項「その時における価額」は、所得税基本通達 59－6 における 4 条件を適用した上で、財産評価基本通達により大会社として原則的評価方法（類似業種比準方式）により評価されるか、または特例的評価方法（配当還元方式）のいずれかにより評価されることとなる。

仮に「株主区分の判定」の判定対象を譲受人における株式譲渡後としたときには、A社は同族株主が存在せず（B および B 親族らの議決権 22.79%<30%）、C社の議決権割合が 15%未満であるため（C社の議決権割合 7.88%<15%）、財産評価基本通達 188－(3)に該当し、本件株式は特例的評価方法（配当還元方式）により評価することとなる。

一方で、「株主区分の判定」の判定対象を譲渡人における株式譲渡前としたときには、A社は同族株主が存在しないため（B および B 親族らの議決権 22.79%<30%）、財産評価基本通達 188－(1)(2)には該当せず、B および B 親族らの議決権割合が 15%以上であり（B および B 親族らの議決権割合 22.79%≥15%）、財産評価基本通達 188－(3)にも該当せず、B の議決権割合が 5%以上あり（B の議決権割合 15.88%≥5%）、財産評価基本通達 188－(4)にも該当しないため、本件株式は大会社として原則的評価方法（類似業種比準方式）として評価することとなる。

したがって、「株主区分の判定」を本件株式譲渡前の譲渡人における議決権割合によって行うか、本件株式譲渡後の譲受人における議決権割合により行うかにより、所法 59 条 1 項「その時における価額」として算定される株式の評価額が異なることになるため、本件では直接的には「株主区分の判定」をいずれの状況に基づいて行うかについて争われた。つまり、所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈としていずれの状況により判定するのが適切であるかが争われたのである。

第2項 控訴審に見られる通達の文理解釈

本件は、同族株主たる個人株主が同族株主以外の株主等たる法人に対して行った取引相場のない株式の譲渡が所法 59 条 1 項 2 号低額譲渡に該当するか否かが争われた事案である。争点は、本件株式譲渡に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈であり、具体的には所得税法上の時価を算定するため財産評価基本通達を準用するにあたり、財産評価基本通達 188(2)～(4)の各規定中の「株式取得後」を「株式譲渡前」と、「取得した株式」を「譲渡した株式」と、「議決権の数」を「当該株式の譲渡直前の議決権の数」とそれぞれ読み替えるか否かである。

第3章において見てきたように、所得税法は所法59条1項「その時における価額」について定めが置かれてこなかった。そのため所法59条1項「その時における価額」については解釈に委ねられている。本件差戻控訴審では、所法59条1項「その時における価額」とは「当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」であると判示した。これは学説²⁹³においても、判例²⁹⁴においても同様に解されている。

では、所法59条1項「その時における価額」は具体的にいくらを指すのであろうか。この点、改正前の所得税基本通達59-6は取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」を算定する場合において財産評価基本通達を準用するにあたり、財産評価基本通達188(1)のみ株式譲渡前および譲渡した株式と読み替えることとしており、財産評価基本通達188(2)～(4)については読み替える旨が規定されていなかった。

第3章において見たように、通達とは「下級官庁又は職員の職務運営の基本に関する命令事項を内容とし、……これらに関する細目的な事項、法令の解釈、運用の方針等に関する示達事項等を内容とする²⁹⁵」行政文書をいう（国家行政組織法14条2項）²⁹⁶。憲法84条に基づく課税要件法定主義・課税要件明確主義の観点からは行政機関に対する課税権の白紙委任は容認できない²⁹⁷が、反復・大量に生じる課税事実に対し、行政機関による画一的な執行による公平な課税を確保し、納税者の予測可能性に資するために、実務上は通達に依拠して課税がなされる。そこで、通達に法源性を求める見解もあり²⁹⁸、特に課税要件が緩和されるような通達が反復・継続的に適用されている場合には、行政先例法として統一的な執行が求められることがある。

そこで、本件控訴審は納税者の信頼および予見可能性を確保する見地から租税法規の解釈が原則として文理解釈とされている点に鑑み、租税法規そのものでない通達であって

²⁹³ 品川・前掲注(201) 228頁参照。

²⁹⁴ 東京地判平成11年11月30日（税務訴訟資料245号576頁）・前掲注(200)、福岡高判平成17年12月27日（税務訴訟資料255号順号10259）・前掲注(200)。

²⁹⁵ 林修三『法令用語の常識〔第3版〕』（日本評論社、1975年）72頁。

²⁹⁶ 最三小判令和4年4月19日（最高裁判所民事判例集76巻4号411頁）・前掲注(206)。

²⁹⁷ 芦部・前掲注(42) 321-323頁参照、田中治・前掲注(43) 245頁参照、清永・前掲注(187)30頁参照。大阪高判昭和43年6月28日（行政事件裁判例集19巻6号1130頁）。白紙委任は許されないが、法律の委任の範囲内においては、専門技術的な判断を必要とする点、社会経済や国民生活等の実態に係る資料を必要とする点などから、政令への委任が認められる。最大判昭和60年3月27日（最高裁判所民事判例集39巻2号247頁）・前掲注(15)・大嶋訴訟。

²⁹⁸ 金子・前掲注(22) 116頁参照。

も殊更に読み替えることなく、文理に忠実に解釈するのが相当であるとして、財産評価基本通達 188(1)のみ読み替えを行い、財産評価基本通達 188(2)～(4)について読み替えを行わないものと判示した。

しかし、通達は法源ではなく、国民や裁判所を拘束するものではない²⁹⁹。合法性の原則³⁰⁰の下では、法令に従った課税がなされなければならず、租税行政庁に租税の加重・減免の自由は存しない。つまり、租税法において税務行政庁の解釈基準・執行基準として機能する通達は法令に服して適用されなければならず³⁰¹、法文の文言や趣旨に反することは許されない³⁰²と言えよう。この点で本件控訴審における判断構造には誤りがあると考えられ、所得税基本通達 59-6 の規定は所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈に従って適用されるべきであろう。

そこで本件上告審および本判決は所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈に基づき、所得税基本通達 59-6 の適用につき検討を行っている。

第3項 上告審の判断構造と学説の展開

本件上告審は譲渡所得課税の趣旨を保有資産の価値の増加益を資産の移転時に清算して課税するという清算課税説にあると判示し、所法 59 条 1 項の趣旨は保有資産の価値の増加益に対する全部又は一部の租税回避の防止にあると説示した。

そして、相続税や贈与税は相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、本件上告審は、財産評価基本通達は株式を取得した株主の会社への支配力に着目した相続税および贈与税の課税における財産評価に係る行政規則であると説示した。これに対し、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説であるため、譲受人の会社への支配力の程度は譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではなく、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきと説示した。

そこで本件上告審は、取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」を算定するにあたっては、相続税課税や贈与税課税に用いる財産評価基本通達により算定

²⁹⁹ 最二小判昭和 33 年 3 月 28 日（最高裁判所民事判例集 12 卷 4 号 624 頁）・前掲注（242）・パチンコ球遊器事件、最三小判昭和 38 年 12 月 24 日（最高裁判所裁判集民事 70 号 513 頁）。清永・前掲注（187）21 頁参照、谷口・前掲注（10）39 頁参照。

³⁰⁰ 大阪高判昭和 44 年 9 月 30 日（高等裁判所民事判例集 22 卷 5 号 682 頁）・前掲注（241）・スコッチライト事件。

³⁰¹ 谷口・前掲注（10）40 頁参照。

³⁰² 田中治・前掲注（43）257 頁参照、最二小判昭和 33 年 3 月 28 日（最高裁判所民事判例集 12 卷 4 号 624 頁）・前掲注（242）・パチンコ球遊器事件。

された価額をそのまま用いず、それぞれの課税の趣旨の差異に応じて財産評価基本通達を読み替えて算定すべきであると判示し、控訴審へ差し戻した。

確かに通達は行政庁における「上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した³⁰³」命令であり、法令の解釈に従って適用されなければならない。そのため、本件上告審が通達を文理解釈することなく、通達を法令に基づき読み替えるべきとしている点につき、反対意見を唱える学説は見当たらないと言えよう。

また、譲渡所得課税の趣旨が保有資産の価値の増加益を資産の移転時に清算して課税するという清算課税説にあるとすれば、譲渡所得の本質は保有資産の価値の増加益、すなわち客観的価値差そのものであり、譲渡前の保有資産の価値から取得時の価値を控除した残額となる。それゆえ、みなしう譲渡課税における譲渡所得の金額の計算の起点となる所法 59 条 1 項「その時における価額」が譲渡人の譲渡前における保有資産の価値となるのは必然である。本件上告審が「譲受人の属性や譲受人側の個別の事情は、その取引直前の時点において譲渡人の下に生じている増加益を左右するものではない」から所法 59 条 1 項「その時における価額」に影響を及ぼすものではないと説示するのも、もっともである。この清算課税説から所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的な算定方法として譲渡人の譲渡前における価値との解釈を導き出す点について直接言及した学説は少ない³⁰⁴が、いくつかの学説を除き異論を唱えているものは見つからない。

しかし、清算課税説から導き出される所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法につき、本件上告審の判断を支持しながらも清算課税説から直接に導くことなく、現実の状況を勘案し、具体的な算定方法につき検討の余地があることを示唆する見解がある³⁰⁵。特に渡辺充教授は「配当還元方式と類似業種比準方式の間に相当乖離があり、本件では、75 円と 2505 円のいずれか一方が時価であるとするのは無理がある³⁰⁶」としており、譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の乖離が大きいことからいずれか一方を時価とすることに疑念を呈している。

なお、本件上告審は所法 59 条 1 項「その時における価額」が「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額」

³⁰³ 最三小判令和 4 年 4 月 19 日（最高裁判所民事判例集 76 卷 4 号 411 頁）・前掲注(206)。

³⁰⁴ 佐藤・前掲注(286) 7 頁参照、藤谷・前掲注(286) 11 頁参照、伊川正樹「取引相場のない株式の譲渡の低額譲渡該当性」税務 QA222 号（2020 年）81 頁参照。

³⁰⁵ 伊川・前掲注(304) 82 頁参照。また、控訴審における判例評釈において渡辺徹也教授は「時価の算定にあたり譲受人の存在を全く無視してよいのか」と疑念を呈したうえで、「75 円（譲受人の譲渡後における価値。筆者加筆。）と 2505 円（譲渡人の譲渡前における価値。筆者加筆。）との間のどこかを時価と認定することで、双方にとって不合理な結果を回避できるようにも思える³⁰⁵」と述べている。渡辺徹也・前掲注(285) 127 頁。

³⁰⁶ 渡辺充・前掲注(286) 177-178 頁。

との解釈を行っていない。本件上告審は上記の解釈を所与のものとしているのだと考えられるが、譲渡人の譲渡前における価値が「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額」であるか否かの検討を行っていないことが、学説において譲渡人の譲渡前における価値との具体的算定方法に疑念を呈す要因となっていると考えられよう。

特に大淵教授は、本件上告審が譲渡人の譲渡前における価値で売買されることを論証していない点、譲渡所得課税の趣旨という税法固有の要素が私法上の領域である譲渡人と譲受人の間で合意形成された取引価格に影響を与えるものではない点、および本件上告審に従えば売り手と買い手の時価が異なるという「時価二元論³⁰⁷」が成立してしまう点につき批判を加えている³⁰⁸。そこで、大淵教授は価格決定権は譲受人にあることから、所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的な算定方法として、譲受人の譲渡後における価値を挙げる。大淵教授は譲受人の譲渡後における価値であれば当然に取引は成立するとしており、そのような場合には税法固有の要素が私法上の領域に影響を与えることもなく、所得税法においても法人税法においても単一の価格が時価となり、時価二元論は生じないからである³⁰⁹。

第4項 本判決の判断構造

本判決では、所法 59 条 1 項「その時における価額」とは「譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」を意味すると判示した。また、譲渡所得課税の趣旨を「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、その時点において譲渡人の下に生じている増加益に対して課税することにある」とする清算課税説に求

³⁰⁷ 大淵博義「取引相場のない株式のみなし譲渡課税判決が提起した問題点：最高裁差戻判決等を検証する」税務弘報 68 卷 11 号（2020 年）117 頁。

³⁰⁸ 大淵・前掲注(307) 115-118 頁参照。税法固有の要素は私法上の領域に影響を与えない点につき、最二小判平成 23 年 2 月 18 日（最高裁判所裁判集民事 236 号 71 頁）・武富士事件。

³⁰⁹ 資産の評価につき、制度目的により評価額が異なることを一物多価という。一物多価が納税者の不信感を招くことにもなりかねないとして、認めない考え方もある（固定資産税についてではあるが、税制調査会「長期税制のあり方についての答申 昭和 46 年 8 月」税制調査会 編『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明 昭和 46 年』（税制調査会、1971 年）26 頁参照）。また、一物多価を認める見解についても、容認の根拠は明確となっていないとされる。高野・前掲注(223) 34-35 頁参照。

めた。この清算課税説から、客観的交換価値の算定において考慮される「資産の現況」とは、当該資産の譲渡直前の状況を指すと説示した。その上で本判決は、所得税基本通達59-6が取引相場のない株式についての評価方法を定める財産評価基本通達を準用することについて検討を行っている。

ところで、相続税や贈与税の趣旨は、相続や贈与による財産の移転があった場合に、相続や贈与により取得した財産に応じて、その財産を取得する者に対して課税することにある。これに対し、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説にあるため、本判決は、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」を算定するにあたっては、相続税課税や贈与税課税に用いる財産評価基本通達により算定された価額をそのまま用いず、それぞれの課税の趣旨の違いに応じて、財産評価基本通達を読み替えて算定すべきであると判示した。そのため、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」を算定するにあたり、財産評価基本通達188(1)～(4)の定めを適用する場合には、所得税基本通達59-6に定める財産評価基本通達188(1)だけでなく、所得税基本通達59-6に拠らずとも(1)～(4)の各規定中の「株式取得後」を「株式譲渡前」と、「取得した株式」を「譲渡した株式」と、「議決権の数」を「当該株式の譲渡直前の議決権の数」とそれぞれ読み替えるのが相当であると説示した。つまり、所法59条1項「その時における価額」の具体的算定方法は譲渡人の譲渡前における価値であると判示した。

第5項 類似の裁判例の動向と学説の動向

本判決は、所法59条1項「その時における価額」は「譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」であると判示した。そして、本件上告審の判断構造を踏襲し、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から客観的交換価値の算定において考慮される「資産の現況」とは、当該資産の譲渡直前の状況を指すと説示した。

では類似の事案においては、どのような判断構造が採用されているのであろうか。以下では類似の裁判例においても同様の判断構造が採用されたことを確認するとともに、異なる判断構造が採用された大分地判平成13年9月25日³¹⁰および学説の動向についても確認する。

³¹⁰ 税務訴訟資料251号順号8982。

(1) 東京高判平成 28 年 9 月 8 日³¹¹

本件は、株式会社 A の同族株主たる控訴人 X が、財団法人 B の設立に際し、同財団に對して株式会社 A の株式 500 万株（以下、「本件株式」という。）を寄附した（以下、「本件寄附」という。）ところ、所轄税務署長により本件寄附が法人への無償譲渡にあたりみなし譲渡課税の対象であるとして、本件株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」が争われた事案である。

本判決は、第 1 審³¹²の判断を踏襲し、所法 59 条 1 項「「その時における価額」とは、当該譲渡の時における客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいう」と判示した。その上で、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益（キャピタル・ゲイン）を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの」であり、この「譲渡所得の趣旨に鑑みれば、譲渡される資産の所有者が当該資産を所有している間に客観的に見てどの程度の増加益を得ていたかを検討すべき」であると説示した。そのため、「譲渡所得に係る資産の価額は、当該資産を譲渡した後の価値ではなく、その譲渡前において当該所有者が所有している状態における価値により評価するのが相当」であり、所得税基本通達 59-6(1) が財産評価基本通達 188(1) を準用するにあたり、会社区分の判定において「譲渡人について、その譲渡直前の議決権数によるものとしていることは、合理性を有するものということができる」として、所法 59 条 1 項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値であると判示した。

(2) 東京地判令和 4 年 2 月 14 日³¹³

本件第 1 事件は、原告会社 X₁ 株式会社（以下、「X₁ 社」という。）の中心的な同族株主である原告 X₂ が X₁ 社に対し、X₁ 社の株式 5,000 株（以下、「本件株式」という。）を譲渡したところ（以下、「本件譲渡 1」という。）、所轄税務署長により本件譲渡 1 が法人に対する低額譲渡にあたるとして、本件株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」が争われた事案である。また本件第 2 事件は、X₁ 社がその後本件株式および元取締役 A

³¹¹ 税務訴訟資料 266 号順号 12898。

³¹² 東京地判平成 27 年 12 月 11 日（税務訴訟資料 265 号順号 12769）。

³¹³ LEX/DB 文献番号 25603643。本判決を扱った評釈として、渡辺充「発行会社を介する三者間の株式の譲渡とみなし譲渡課税[東京地裁令 4.2.14 判決]」税理 66 卷 2 号（2023 年）210-216 頁、西中間浩「廉価でなされた非上場の自己株式の取得につき譲渡人にみなし譲渡所得課税を認め、廉価でなされた取締役への同株式の処分につき所得税法上の「その時の価額」との差額分を同取締役への給与等に該当するなどとした事例」税経通信 77 卷 11 号（2022 年）147-152 頁などがある。

から取得したX₁社の株式1万1,460株を原告X₃に譲渡したところ（以下、「本件譲渡2」という。）、原告X₃が本件譲渡2により享受した経済的な利益は所法28条1項「給与等」に該当するか否か、並びに原告X₂および原告X₃の本件譲渡1および本件譲渡2に係る意思表示が錯誤無効であるか否かが争われた事案である。なお、本研究では第1事件のみ扱う。

本判決は、所法59条1項「「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、当該資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいう」と判示した。その上で、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの……であるから、その課税の場面においては、譲受人ではなく、当該譲渡人の評価会社への支配力に着目して評価すべきものと解される。そのため、その課税の場面においては、相続税等の課税の場面を前提とする評価通達の規定をそのまま用いることはできず、その差異等に応じた取扱いが必要になる」として、たとえX₁社にとって自己株式の取得であったとしても、「譲渡所得に対する課税は、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから」、所法59条1項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値であると説示した。なお、控訴審³¹⁴も本判決の判断を踏襲した。

(3) 東京高判令和4年9月28日³¹⁵

本件第1事件および第2事件は、控訴人会社X₁株式会社（以下、「X₁社」という。）の同族株主である控訴人X₂および控訴人X₃がX₁社に対してX₁社株式7,043株（以下、あわせて「本件各株式」という。）を譲渡したところ（以下、あわせて「本件各譲渡1」という。）、所轄税務署長により本件各譲渡1が法人に対する低額譲渡にあたるとして、本件各株式に係る所法59条1項「その時における価額」が争われた事案である。また本件第3事件は、X₁社がその後本件各株式並びに訴外A₁および訴外A₂から取得したX₁社の株式455株を控訴人X₄に譲渡したところ（以下、「本件譲渡2」という。）、控訴人X₄が本件譲渡2により享受した経済的な利益は所法28条1項「給与等」に該当するか否かが争われた事案である。なお、本研究では第1事件および第2事件のみ扱う。

³¹⁴ 東京高判令和4年11月30日（LEX/DB文献番号25596523）。

³¹⁵ LEX/DB文献番号25595690。本判決を扱った評釈として、木山泰嗣「法人の自己株式の取得にみなし譲渡規定が適用され、同日付けでされた代表取締役に対する自己株式の処分が給与等の支払にあたるとされた事例」税経通信78巻2号（2023年）187-196頁などがある。

本判決は、第1審³¹⁶の判断を踏襲し、所法59条1項に定める「その時における価額」とは、「資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、当該資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額」をいうと判示した。

その上で、同様に第1審³¹⁷の判断を踏襲し、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの……であるから、その課税の場面においては、譲受人ではなく、当該譲渡人の評価会社への支配力に着目して評価すべきものと解される。そのため、その課税の場面においては、相続税等の課税の場面を前提とする評価通達の規定をそのまま用いることはできず、その差異等に応じた取扱いが必要になる」として、「発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である譲渡人からみれば、当該株式の保有期間中における増加益（キャピタル・ゲイン）を観念することができるから、当然、譲渡所得課税の対象となるものと考えられる」から、所法59条1項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値であると説示した。

(4) 大分地判平成13年9月25日³¹⁸

本件は、同族株主であるAおよびBが、非同族株主で少数株主である有限会社Cに対し1株あたり2,500円で行ったD株式会社の株式（以下、あわせて「本件各株式」という。）の譲渡が法人に対する低額譲渡にあたるとして、本件各株式に係る所法59条1項「その時における価額」が争われた事案である。

本判決は、所法59条1項「その時における価額」は「譲渡所得の基団となる資産の移転の事由が生じた時点における時価、すなわち、その時点における当該資産等の客観的交換価値を指すものと解るべきであり、右交換価値とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当である」と判示した。その上で、非上場で取引相場のない株式については、約1年1か月ないし2年5か月といった時間的間隔のあいた売買実例であっても、時価算定の参考になると説示した。また、「非同族株主の少数株主が取得する場合には、その実質的価値は配当期待利益にすぎず、譲受人は配当期待権以上のものを有しないと考えられるから、……配当金額から大幅にかけ離れ

³¹⁶ 東京地判令和4年2月14日（LEX/DB文献番号25603644）。

³¹⁷ 東京地判令和4年2月14日（LEX/DB文献番号25603644）・前掲注(316)。

³¹⁸ 税務訴訟資料251号順号8982・前掲注(310)。本判決を扱った評釈として、品川芳宣「所得税における非上場株式の時価--大分地判平成13.9.25」ジュリスト1228号（2002年）287-289頁、細川健=宮本隆之「所得税法第59条(みなし譲渡)における非上場株式の時価」月刊税務事例39巻3号（2007年）1-6頁などがある。

た金額で取引するとはおよそ考えられず、売買代金額の決定には、配当金額が主たる要素となると考えられるから、……配当環元方式によるのが合理的である」として、所法 59 条 1 項「その時における価額」は譲受人の譲渡後における価値であると説示した。なお、本件は被告である所轄税務署側が控訴しなかったため、地裁にて確定している。

(5) 裁判例の動向

いずれの裁判例においても、所法 59 条 1 項「その時における価額」を「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち客観的交換価値」と解している。

その上で、東京高判平成 28 年 9 月 8 日³¹⁹では、東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審³²⁰と同様の判断構造を採用している³²¹。つまり、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の算定において財産評価基本通達を準用する場合には、清算課税説に即して財産評価基本通達の読み替えを行い、譲渡人の譲渡前における価値により所法 59 条 1 項「その時における価額」とすべきであると判示している。

また、その後の東京地判令和 4 年 2 月 14 日³²²、東京高判令和 4 年 9 月 28 日³²³も同様に、譲渡所得税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から客観的交換価値である所法 59 条 1 項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値であるとの判断構造を採用しており、東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審³²⁴は先例性を有したこととなろう³²⁵。

³¹⁹ 税務訴訟資料 266 号順号 12898・前掲注(311)。

³²⁰ 税務訴訟資料 271 号順号 13564・前掲注(1)。

³²¹ 東京高判平成 26 年 4 月 23 日（税務訴訟資料 264 号順号 12461）・前掲注(202)においても、同様の判断構造を採用しており、譲渡前において譲渡人が所有している状態における価値により評価するのが相当であると説示され、所得税基本通達 59-1 の判定を譲渡直前の議決権数によるものとしていることを合理性があると判示した。

³²² LEX/DB 文献番号 25603643・前掲注(313)。

³²³ LEX/DB 文献番号 25595690・前掲注(315)。

³²⁴ 税務訴訟資料 271 号順号 13564・前掲注(1)。

³²⁵ 所得税基本通達 59-6 に関する裁判例ではないが、法人に対する株式および貸付金の遺贈において当該株式の評価時点を争われた事案においても、同様の判断構造が採用されており、当該遺贈直前の状態に基づいて評価を行うべきとしている（東京地判令和 3 年 5 月 21 日・税務訴訟資料 271 号順号 13567）。

しかし一方で、大分地判平成13年9月25日³²⁶は同族株主以外の株主である少数株主においては配当を期待できるだけであり、譲受人における価値は配当期待権であって、配当期待権を超えて対価を支払うとは考えられないため、この配当期待権を基に取引価格が成立することに着目し、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」は譲受人の譲渡後における価値とすべきであると判示している。また、この判決では所法59条1項「その時における価額」を配当還元方式により算定した価額として、所得税・法人税・相続税においてそれぞれ異なる時価が算定されることを避け³²⁷、法的安定性の確保も目的としている。

(6) 学説の動向

本判決に係る学説はあまり見当たらない。これは、本件上告審と本判決がほぼ同様の判断構造を採用しているため、本件上告審に係る学説がそのまま本判決に係る見解となっていると言えるからであろう。

先述したように多くの学説³²⁸は、本件上告審の判断構造について支持している。つまり、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法59条1項「その時における価額」を譲渡人の譲渡前における価値と導き出す本件上告審の判断構造について支持している。以下において本件上告審における多くの学説を簡潔に述べると、通達は法源ではなく法令の解釈に従うものであるから、所得税基本通達59-6は所法59条1項の解釈に従うこととなる。そこで、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説に求められるため、譲渡所得は保有資産の価値の増加益、すなわち、譲渡人の譲渡前における保有資産の価値から取得時の支出額を控除した残額と解釈でき、みなし譲渡課税における譲渡所得の金額の計算の起点となる所法59条1項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値と解する。

しかし、本判決についても、明確な時価の提言はないものの、疑義を唱える学説³²⁹も存する。そこに共通して見えるのは、所法59条1項「その時における価額」を「不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と解するため、取引として成立しうる価格こそが所法59条1項「その時における価額」となるのではないか、という疑念である。

³²⁶ 税務訴訟資料251号順号8982・前掲注(310)。なお、本件は所得税基本通達59-6が平成12年12月に創設される前の事案であるため、財産評価基本通達の読み替えといった争点は出てこないが、所法59条1項「その時における価額」の解釈という点では本研究の素材とする事件と類似の事案である。

³²⁷ 品川・前掲注(318)289頁参照。

³²⁸ 藤谷・前掲注(286)11頁参照、伊川・前掲注(304)82頁参照。

³²⁹ 長谷川・前掲注(282)244頁参照。

加えて大淵教授は、本判決が所法 59 条 1 項「その時における価額」は「不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と判示しながらも譲渡人の譲渡直前における価値により取引が成立するか否かについての検討が欠如している点だけでなく、譲渡所得課税の趣旨という税法固有の要素は私法上の領域である譲渡人と譲受人の間で合意形成された取引価格に影響を与えるものではない点を指摘する³³⁰。あわせて、本判決に従えば売り手と買い手の時価が異なるという「時価二元論³³¹」が成立することにも批判を加えている³³²。つまり、本判決が、所法 59 条 1 項「その時における価額」を「不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と解釈することから、具体的な算定方法は譲渡人と譲受人の双方に合意の得られた取引価格となろう。一般に、譲渡人における価値と譲受人における価値が異なる場合に、譲渡人における価値により取引価格が合意されるとは考え難い。この点、本判決は譲渡人の譲渡直前における価値により取引が成立するか否かについての検討を行わず、所法 59 条 1 項「その時における価額」が譲渡人の譲渡前における価値であると判断していることを大淵教授は批判している。

また、本判決に従えば売り手における所法 59 条 1 項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値となる一方で、買い手における時価については法人税基本通達 9-1-14 に従う結果、譲受人の譲渡後における価値となり、売り手と買い手で異なる価格が生じることとなる。しかし、大淵教授は「自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」は取引価格である以上、一の価格に収束するはずであることを指摘する。

その上で、大淵教授は収束すべき一の価格として、譲受人の譲渡後における価値を挙げる。その根拠は大分地判平成 13 年 9 月 25 日³³³と同様、買い手たる同族株主以外の株主等が譲渡後における価値である配当期待権以上の対価を支払うことは想定し得ず、譲渡人がいくらで譲渡しようとしても譲受人が合意しなければ取引が成立せず、価格決定権は譲受人にあることから、譲受人の譲渡後における価値が取引価格を決定づけると考えられる点にある。また、所法 59 条 1 項「その時における価額」を譲受人の譲渡後における価値と決定づけることにより、所得税法においても法人税法においても単一の価格が時価となり、時価二元論は生じない点にも求められる。

このように大淵教授は清算課税説からではなく、所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈である「不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」から具体的な算定方法として譲受人の譲渡後における価値を合理的に導き出そうとしていたことが見て取れる。

³³⁰ 以下の記述については、大淵・前掲注(282) 134-136 頁参照。

³³¹ 大淵・前掲注(307) 117 頁。

³³² 同様の趣旨として、長谷川・前掲注(282) 244 頁参照がある。

³³³ 税務訴訟資料 251 号順号 8982・前掲注(310)。

第6項 所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

本事案は取引相場のない株式における所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈が争われた事案であり、具体的争点は所法 59 条 1 項「その時における価額」を具体的に算定する場合において財産評価基本通達を準用するにあたり、財産評価基本通達 188(2)～(4)の各規定中の「株式取得後」を「株式譲渡前」と、「取得した株式」を「譲渡した株式」と、「議決権の数」を「当該株式の譲渡直前の議決権の数」とそれぞれ読み替えるか否かであった。

この点、租税法律主義に従えば、課税要件は法定されなければならず、またその意味内容も一義的であるべきである。通達についても、合法性の原則³³⁴の下、法令の文言や趣旨に従って解釈適用されなければならない。このとき、法文の文言が一義的な意味内容とならず多義的となる場合には、法文を文理解釈することにより通達が適用されなければならない。法文の文理解釈と乖離した通達が適用されないのは当然のことである。つまり、本事案において財産評価基本通達 188(2)～(4)を読み替えるか否かは所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈に従うのであり、所法 59 条 1 項「その時における価額」をいかに解釈するかにより、所法 59 条 1 項「その時における価額」をいかに具体的に算定するかが争われた。

本判決においては、所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法を求めるにあたり、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法 59 条 1 項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値であると判示した。

本研究では本判決の判断構造につき、以下の 4 点において疑問を呈したい。1 点目は租税法の解釈は文理解釈を原則とするにも関わらず、譲渡所得課税の趣旨から所法 59 条 1 項「その時における価額」を判示している点（疑問①）である。2 点目は、所法 59 条 1 項「その時における価額」に係る「通常成立すると認められる価額」との解釈と、譲渡人の譲渡前における価値との具体的算定方法が論理的に合致するとは考えられない点（疑問②）である。そして、3 点目は譲渡所得課税の趣旨につき、従前より議論が行われているにも関わらず何ら検討を加えていない点（疑問③）である。さらに、4 点目は本判決が判示する譲渡人の譲渡前における価値に従えば有償譲渡と無償譲渡の間で税負担の不公平が起こりかねない点（疑問④）である。

³³⁴ 大阪高判昭和 44 年 9 月 30 日（高等裁判所民事判例集 22 卷 5 号 682 頁）・前掲注（241）・スコッチライト事件。

(1) 疑問①：譲渡所得課税の趣旨から判示している点

租税法律主義の下では、課税要件は法定されなければならず、また課税要件は一義的に解釈できるように明確でなければならない。そして、租税法の解釈は文理解釈が原則とされており、具体的には、「法令において用いられた用語がいかなる意味を有するかを判断するにあたっては、まず、法文自体から用語の意味が明確に解釈できるかどうかを検討することが必要であり、法文から用語の意味を明確に解釈できない場合には、立法の目的及び経緯、法を適用した結果の公平性、相当性等の実質的な事情を検討のうえ、用語の意味を解釈するのが相当である³³⁵」とされる。

仮に譲渡所得課税の趣旨が法令において明らかにされているとすれば、租税法律主義に抵触しないと言えよう。「所得税法及び法人税法の整備に関する答申 昭和38年12月」は規定の趣旨をできるだけ掲げて分かりやすいようにすると述べているものの³³⁶、所法33条、所法36条、所法59条のいずれにも譲渡所得課税の趣旨を直接見てとることはできないと言えよう³³⁷。翻って、法文において譲渡所得課税の趣旨が明らかにされていれば、後述するような清算課税説と譲渡益課税説の対立といった議論は起こり得ないはずである。

それにも関わらず、本判決は法文を検討することなく、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法を判示している。この点、租税法の二大原則のうちの1つである租税法律主義が損なわれていると言えるのではないだろうか。本件はまず譲渡所得課税の規定である所法33条、所法36条、所法59条から所法59条1項「その時における価額」の解釈を行うべきであり、それが能わないときに譲渡所得課税の趣旨も含めて検討を行うべきでないだろうか。

(2) 疑問②：「通常成立すると認められる価額」との解釈と論理的につながらない点

本判決は所法59条1項「その時における価額」の解釈として、「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」と判示しながらも、具体的な算定方法としては譲渡人の譲渡前の価値と説示する。この「通常成立すると認められる価額」であるとの解釈と、譲渡人の譲渡前における価値という具体的な算定方法は論理的なつながりを持つだろうか³³⁸。

³³⁵ 東京高判平成14年2月28日（税務訴訟資料252号順号9080）・前掲注(197)。

³³⁶ 税制調査会・前掲注(24)3頁参照。

³³⁷ 田中治教授は立法過程において趣旨を具体的に明記することが必要だとする。田中治・前掲注(43)259頁参照。

³³⁸ 田中治教授は、「少なくとも、解釈論においてこのような本質論を展開するときは、いたずらに抽象論に走ることなく、事案との個別具体的な関係を忘れてはならないであろう」

確かに、本判決が説示するように、譲渡人の下に生じている保有資産の価値の増加益は譲受人の事情により影響を受けることはないと言えよう。しかし、売り手と買い手の間で通常成立する取引は、果たして譲渡人の下に生じている保有資産の価値にしか影響を受けないのであろうか。譲受人の事情は何ら取引に影響を与えないのであろうか。譲受人の事情の影響を受けない譲渡人の譲渡前における価値において、取引は通常成立しうるのであろうか。

一般に、取引は売り手と買い手の間でそれぞれの下にある事情を勘案し、合意を形成して成立する。そのような私法上の合意形成による取引成立過程と、所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈である「通常成立すると認められる価額」は理論的に合致すると言えようが、本判決が採用する「当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではない」との説示は「通常成立すると認められる価額」との解釈と並び立つものであろうか。

なお、この私法上の合意形成により成立する取引が「通常成立すると認められる価額」であるとする見解は、本判決、本件控訴審、本件第 1 審においても見てとることができるようと思われる。以下長くなるがここに引用すると、本判決における「具体的な取引における売買価額が当該資産の客観的交換価値（時価）に合致していると認められるためには、所得税の計算上、本来、考慮すべきではない事情等が考慮される余地を可能な限り排斥するため、当該取引が対等な立場にある当事者間における自由な交渉を経て行われたものであることも重要な要素と考えるべきであるし、譲渡人の下に生じている増加益の客観的な評価に必要な諸要素を適正に評価すべく、種々の経済性を考慮して決定された価額により取引されたと認められるといった事情も重要な要素となるものと解される。所得税基本通達 59-6 にいう「通常取引されると認められる価額」や、同通達の逐条解説が指摘する「純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して決定された価額（時価）」の意味も、このような観点から理解されるべきである」との説示は、まさに私法上の合意形成により成立する取引が「通常成立すると認められる価額」であることを示唆していると言えるのではないだろうか。つまり、譲渡人の譲渡前における価値であれば、その評価にあたり当然に譲受人の事情は加味されないにも関わらず、本判決は「通常成立すると認められる価額」として「自由な交渉を経て行われた」取引や「種々の経済性を考慮して決定された価額」を想定しており、これらは譲受人の事情が加味されたものであると言えよう。

また、本件控訴審における「所得税法 59 条 1 項にいう「その時における価額」は、譲渡の時における資産の客観的交換価値で、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）を意味するのであり、譲渡人が会社支配権を有する多数の株式を保有する場合には、当該株式は議決権行使に係る経営的支配関係を前提

と注意を促している。田中治・前掲注(97) 41 頁。本判決はまさに相対取引という個別具体的な関係を考慮していない判示と言えるのではないだろうか。

とした経済的価値を有するものと評価され得る一方、当該株式が分割して譲渡され、譲受人が支配権を有しない少数の株式を保有するにとどまる場合には、当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないものとして評価されることとなるから、その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄であるというべきである」との説示や、本件第1審における「譲渡所得に対する課税は当事者間において資産の譲渡が成立することが前提であり、譲渡価額の決定に際しては、譲受人側の事情も重要な要素であるということはできる」との説示にも、「通常成立すると認められる価額」が私法上の合意形成により成立する取引であるとの考えを見て取れるのではないだろうか³³⁹。

それにも関わらず、本判決は所法59条1項「その時における価額」は「通常成立すると認められる価額」であると判示しながら、譲渡所得課税の趣旨から所法59条1項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値により算定されるとする。ここに論理的なつながりを見てとることはできないであろう。所法59条1項「その時における価額」が譲渡人の譲渡前における価値により評価されると判示するのであれば、「通常成立すると認められる価額」と譲渡人の譲渡前における価値とのつながりを論理的に説示する必要があったのではなかろうか³⁴⁰。

(3) 疑問③：譲渡所得課税の趣旨について争いがある点

さらに、本判決は譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法59条1項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値により評価されると判示する。しかし、譲渡所得課税の趣旨については従前より議論のあるところである。

譲渡所得課税の趣旨について議論が生じる原因は、譲渡所得課税の規定にあると考えられる。譲渡所得課税の趣旨は明文上何ら規定がなく、譲渡所得の本質を保有資産の価値の増加益とみる清算課税説と、現実の収入金額と伴う譲渡益とみる譲渡益課税説の大きく分けて2つが唱えられている。この2つが唱えられる原因は、いずれの説を採用しても譲渡所得課税の規定を完全には説明し得ないことがある。

第2章において確認したように、清算課税説に従えば、譲渡所得とは保有資産の価値の増加益であり、論理的には譲渡時の資産の価値から取得時の資産の価値を控除した残額である客観的価値差となるべきである。しかし、所法33条3項および所法36条1項は譲渡

³³⁹ 控訴審判決について、奥谷健「取引相場のない株式が譲渡された場合のみなし譲渡に係る当該株式の評価方法」新・判例解説 watch：速報判例解説（法学セミナー増刊）31号（2022年）252頁参照。第1審について、品川・前掲注(284) 36頁参照。

³⁴⁰ 大淵・前掲注(282) 132頁参照。

所得の金額の計算において、譲渡時の資産の価値ではなく、現実の収入金額を計算の起点とする旨を定めている。あわせて、所法 33 条 3 項は譲渡所得の金額の計算において、総収入金額から控除できるものとして取得費のみならず譲渡費用も挙げている。けれども、清算課税説の下では、譲渡所得の本質は客観的価値差であり、譲渡費用を控除できる余地はない。それにも関わらず実定法は控除できる旨を定めており、ここに清算課税説が実定法を完全には説明し得ない限界が生じる。

また、譲渡所得を現実の収入金額から実際の取得費や譲渡費用を控除した現実的な譲渡益を見る譲渡益課税説も譲渡所得課税の趣旨として唱えられている。確かに、譲渡益課税説に従えば、所法 33 条 3 項が譲渡所得の金額の計算において、現実の収入金額を計算の起点としている点、および控除できるものとして取得費のみならず譲渡費用も掲げる点について、論理的に説明がつこう。一方で、譲渡益課税説に従えば、譲渡所得が現実的な譲渡益、すなわち実際に外部からの経済的価値の流入のあるものにのみ課税することとなるため、所法 33 条は有償譲渡のみにつき規定することとなる。そのため、無償譲渡において課税するためには所法 59 条 1 項が必要となり、所法 59 条 1 項は無償譲渡において有償譲渡を擬制する規定であると言える。つまり、譲渡益課税説においては所法 33 条が有償譲渡における規定、所法 59 条 1 項が無償譲渡における規定となり、その法的構造が原則・例外であるか、並列であるかは別として、所法 59 条 1 項が総収入金額に係る所法 36 条 1 項「収入すべき金額」の別段の定めであるとの位置づけと、論理的に合致しないことなる。ここに譲渡益課税説が実定法を完全には説明し得ない限界が生じる。

このように、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説および譲渡益課税説のいずれに求めても、譲渡所得課税の規定を完全には説明し得ず、議論の統一を見ていない。

租税法律主義の下では、課税要件は法定されなければならず、また課税要件は一義的に解釈できるように明確でなければならない。それにも関わらず、本件上告審および本判決では、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈ひいては具体的な算定方法を判示している。そのため、明文化されてもおらず、一義的に解釈もできず、その位置づけもまた議論のある譲渡所得課税の趣旨から、所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈ひいては具体的な算定方法を導き出すことには違和感を覚える³⁴¹。

³⁴¹ 清算課税説は、増加した経済的価値は担税力としてすべて所得を構成する観念する包括的所得概念に依拠している。つまり、清算課税説とは包括的所得概念に依拠し、担税力に応じた課税の公平を目指したものであると言える。しかし、相続税法 22 条「時価」の解釈についてではあるが、「明文の根拠規定と基準がない今まで、適正な評価が問われるべき場面において課税の公平論に傾斜することは相当でない。」として、明文の規定なく租税平等主義に基づいた判断に疑問を呈する意見もある。田中治・前掲注(43) 258 頁。

(4) 疑問④：税負担の公平性

第1章において検討したように、みなし譲渡課税の趣旨は税負担の公平性に求められる。つまり、包括的所得概念の下では有償譲渡であっても無償譲渡であっても保有資産の価値の増加益が発生していることに違いはなく、無償譲渡につき有償譲渡と同様に課税することを趣旨としている。そこで、所法59条1項は無償譲渡につき「その時における価額」により譲渡があったものとみなして課税を行っている。

本判決は譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法59条1項「その時における価額」は譲渡人の譲渡前における価値により評価されると判示する。そのため、譲渡人の譲渡前における価値に基づいて譲渡所得の金額を計算することとなる。

一方、仮に本件株式譲渡が有償譲渡、すなわち不特定多数の独立当事者間の自由な取引として行われた場合には、いずれかに利することのないよう対等の立場で取引価格が決定されよう。つまり「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」、すなわち「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」が成立すると考えられよう。対等でなかったとしても、有償譲渡で成立する取引価格は「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」に近似した価格で決まると言えよう。

つまり、本判決に従えば、譲渡所得の金額につき、有償譲渡の場合には「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」に近似した価格に基づいて計算する一方で、無償譲渡においては「譲渡人の譲渡前における価値」に基づいて計算することとなる。

このように本判決に従い、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」に対して清算課税説を直接的に適用すると、「譲渡人の譲渡前における価値」が「譲受人の譲渡後における価値」よりも高額であった場合には、無償譲渡の場合に有償譲渡に対する課税を超えて課税されることになるのではないだろうか³⁴²。逆に、「譲渡人の譲渡前における価値」が「譲受人の譲渡後における価値」よりも低額であった場合には、無償譲渡の場合に有償譲渡に対する課税よりも少なく課税されることになるのではないだろうか。すなわち、取引相場のない株式に係る所法59条1項「その時における価額」に

³⁴² 本件株式譲渡が正常な有償譲渡として行われた場合における価格が「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」であるとしたならば、有償譲渡においては、譲渡人の譲渡前における価値たる2,505円と譲受人の譲渡後における価値たる75円の1:1の加重平均値である1,290円に基づいて譲渡所得の金額を計算することになろう。一方で、本判決に従えば、無償譲渡においては譲渡人の譲渡前における価値である2,505円に基づいて譲渡所得の金額を計算することになろう。そのため、無償譲渡の場合には有償譲渡の場合を超えた課税がなされてしまうこととなる。

対して清算課税説を直接的に適用すると、有償譲渡と無償譲渡の間で税負担の公平性が担保されない結果となってしまうのではなかろうか³⁴³。

(5) 所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈に係る試論

ここで第 1 章、第 2 章を踏まえて第 3 章において検討を行った所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法について、簡単に確認を行う。

所得税法は所法 33 条 3 項において譲渡所得の金額につき、総収入金額から取得費および譲渡費用を控除して求める旨を規定している。あわせて所法 36 条 1 項において、譲渡所得の金額の計算上、総収入金額を「収入すべき金額」とする、すなわち現実の収入金額を起点とすることを定めている。また、法人に対する無償譲渡等の場合には、所法 59 条 1 項により「その時における価額」により譲渡があったものとみなす旨を規定している。

第 2 章において確認したこれら譲渡所得課税の法的構造を以下において簡潔にまとめると、所法 59 条 1 項みなし譲渡課税の規定は、総収入金額に係る所法 36 条 1 項「収入すべき金額」の別段の定めと見ることができることから、所法 33 条 3 項譲渡所得の金額の計算における総収入金額につき、原則として所法 36 条 1 項「収入すべき金額」を算入し、例外として法人への無償譲渡等においては所法 59 条 1 項「その時における価額」を算入する法的構造となっており、ここから所法 33 条 1 項および同条 3 項は有償譲渡・無償譲渡のいずれをも含んだ規定であることが分かった。この法的構造の下では、所法 36 条 1 項と所法 59 条 1 項が総収入金額につき原則・例外の関係に位置づけられることに鑑みれば、所法 59 条 1 項「その時における価額」が擬制する収入金額は、原則たる所法 36 条 1 項「収入すべき金額」であり、すなわち「正常な取引事情のもとに成立すると認められる

³⁴³ 譲渡所得課税については、昭和 43 年判決、昭和 50 年判決、本件上告審などにみると、譲渡所得課税の趣旨からの説示が多いように見受けられる。しかし、譲渡所得課税においては他の規定と同様、またはいっそう文言解釈を優先すべきではないだろうか。なぜなら、譲渡所得課税の趣旨と実定法の規定との間に明らかに乖離が見られるからである。また、昭和 25 年のみなし譲渡課税規定の創設当初に企図されていた一体として機能する租税制度が部分的に崩壊しているにも関わらず、立法当初の趣旨が直接的な影響力を持つとは考えにくいからである。何より、譲渡所得課税の趣旨として唱えられる清算課税説の内容に拘泥するあまり、本来の趣旨である税負担の公平という意図が没却しかねないからである。保有資産の価値の増加益を資産の移転時に清算して課税することは、本来の趣旨である税負担の公平を達成するための手段であって、清算課税そのものが目的ではない。手段と目的が逆転しないためにも、譲渡所得課税における解釈においては文言解釈を優先させる必要があるのではないだろうか。少なくとも、趣旨を加味した解釈においては譲渡所得課税の趣旨を強調しそぎることなく本来の趣旨である税負担の公平から解釈を行うべきであろう。

客観的な適正価格」と考えられるのではないだろうか。つまり、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解釈できよう。

また、所得税法の譲渡所得とは包括的所得概念から理論的に導き出される二時点における客観的価値の差額ではなく、実定法上では実現主義の要請を受け、取得時と譲渡時ににおける対価の差額を基に課税される。そのため、所法 59 条 1 項「その時における価額」は売り手と買い手の存在を前提とした私法上の取引価格に基づき計算される動的価格概念であると言えよう。

ところで、財産評価基本通達は 178～189－7 において取引相場のない株式の評価方法を規定している。財産評価基本通達では株主の立場が同族株主等であるか、同族株主以外の株主等であるかにより、評価方法を変えている。しかし、保有する株式の議決権割合が異なる株主間で取引を行った場合であっても取引において成立する価格はどこか一価に収束するはずである。その価格は対等な立場にある当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格と言えよう。ここにおける価格は譲渡人・譲受人いずれかの影響のみを受けることはなく、譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値のいずれかの価値に偏重することもない。つまり、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」に取引価格は収束するのではないだろうか。したがって、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解釈でき、そこから合理的に導き出される具体的な算定方法は「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」であると言えよう。

(6) 私見

では、ここまで検討してきた取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法は本件においても適合しうるのであろうか。上述したように本研究では所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的な算定方法につき、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」と試論の提言を行った。

本判決においては譲渡所得課税の趣旨から所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈ひいては具体的算定方法を判示しており、譲渡所得課税の法的構造を考慮していない点を指摘した（疑問①）。本研究において試論として提言する「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」は第 3 章において見たように、譲渡所得課税の法的構造から導き出している。そのため、「譲渡人の譲渡前における価値

と譲受人の譲渡後における価値の 1:1 の加重平均値」が文理解釈という租税法の解釈原則に抵触することはないと考えられる³⁴⁴。

また、本判決が説示した「通常成立すると認められる価額」との解釈と譲渡人の譲渡前における価値との具体的な算定方法とが、論理的につながらない点を指摘した（疑問②）。本研究において提言する「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1:1 の加重平均値」は私法上の取引における合意形成過程において成立する取引価格と近似した値である。そのため、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1:1 の加重平均値」と「通常成立すると認められる価格」は論理的に矛盾しないと言えよう。

加えて、本判決は結論の統一を見ていらない譲渡所得課税の趣旨から所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法を説示している（疑問③）。本研究では譲渡所得課税の趣旨は清算課税説に求めるものの、清算課税説は無償譲渡に対する課税根拠理論としての位置づけを超える、譲渡所得課税は清算課税説から直接の影響を受けないと考える。したがって、所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法は清算課税説から導き出されるものではなく、租税法の解釈原則である文理解釈に従い、条文の文言から法的構造を検討し導き出すものだと考える。つまり、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1:1 の加重平均値」が清算課税説と論理的に合致せずとも、条文の文言から導き出された譲渡所得課税の法的構造と合致するのであれば、租税法律主義には抵触しないと考える。

さらに、本判決が説示した所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的な算定方法である譲渡人の譲渡前における価値に従ってみなし課税を行うと、有償譲渡と無償譲渡の間で税負担の不公平が起こりかねないことを指摘した（疑問④）。本研究において提言する「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1:1 の加重平均値」は私法上の取引における合意形成過程において成立するものであり、正常な取引であれば有償譲渡において成立する価格も近似した価格となる。そのため、有償譲渡と無償譲渡の間で大きな税負担の不公平は起こらないと考えられる。

このように、所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的な算定方法を「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1:1 の加重平均値」と捉えた場合、

³⁴⁴ 本研究においては、所法 59 条 1 項「その時における価額」を譲渡所得課税の法的構造から解釈を導き出している。この手法は、体系的解釈（同一法令内の他の法文や、関係法令との関連性を考慮し、調和のとれた理解を目指す解釈）の 1 つと見る向きもある。しかし、体系的解釈は同一法令内の他の法文のすべてや、他の法令との関連性を考慮するものである一方で、本研究で知見を得た譲渡所得課税の法的構造は限られた法文の関連性を見るものであり、かつ、法文の文言や目次など明示的なところから解釈を行っており、筆者は体系的解釈ではなく文理解釈に含まれると考えている。

前掲の疑問①～④につき、合理的に説明しうるのではないだろうか。そこで、本研究では所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈である「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」の具体的な算定方法は「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」と考えられるのではないかと試論を提言したい。

第3節 小括

第 4 章では、取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法につき争われた東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審³⁴⁵を素材とし、本判決において採用された判断構造を確認するとともに、第 3 章において提言した試論の「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」との解釈、および「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1：1 の加重平均値」との具体的算定方法についても検討を行った。

東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審³⁴⁶は、取引相場のない株式の譲渡に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および合理的に導き出される具体的算定方法が争われた事案である。本判決は所法 59 条 1 項「その時における価額」を「譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」と判示した上で、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的算定方法は譲渡人の譲渡前における価値と判示した。類似の裁判例においても多くは同様の判断構造を採用しており、学説の多くもこの判断構造に賛同している。しかし、価格決定権は譲受人にあるとする大分地判平成 13 年 9 月 25 日³⁴⁷もあり、これに賛同する学説や、清算課税説から具体的算定方法として譲渡人の譲渡前における価値を導き出すことには賛同しつつも所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的算定方法としては疑問を呈す学説もある。

本判決については、租税法の解釈は文理解釈を原則とするにも関わらず譲渡所得課税の趣旨から所法 59 条 1 項「その時における価額」を判示している点（疑問①）、「通常成立すると認められる価額」との解釈と、譲渡人の譲渡前における価値との具体的算定方法が論理的に合致するとは考えられない点（疑問②）、譲渡所得課税の趣旨につき従前より

³⁴⁵ 税務訴訟資料 271 号順号 13564 ・ 前掲注(1)。

³⁴⁶ 税務訴訟資料 271 号順号 13564 ・ 前掲注(1)。

³⁴⁷ 税務訴訟資料 251 号順号 8982 ・ 前掲注(310)。

議論が行われているにも関わらずその意義につき何ら検討を加えていない点（疑問③）、本判決が説示する譲渡人の譲渡前における価値という具体的算定方法に従えば有償譲渡と無償譲渡の間で税負担の不公平が起こりかねない点（疑問④）につき、違和感を覚える。

そこで、第3章において提言した所法59条1項「その時における価額」の解釈としての「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」、および具体的算定方法としての「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」について検討すると、当然に疑問①および疑問②については何ら問題とならない。また、清算課税説には譲渡所得課税の規定を完全には説明しえない限界が生じることに鑑みれば、清算課税説は無償譲渡に対する課税根拠理論としての位置づけを超えず、譲渡所得課税は清算課税説から直接の影響を受けないと考えられよう（疑問③）。加えて、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」は正常な取引であれば有償譲渡において成立する価格も近似すると考えられ、有償譲渡と無償譲渡の間で大きな税負担の不公平は起こらないであろう（疑問④）。

このように、所法59条1項「その時における価額」の解釈を「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」とした上で、具体的な算定方法を「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」と捉えた場合、合理的な説明が可能となるのではないだろうか。そこで、本研究では所法59条1項「その時における価額」を「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解釈した上で、その具体的な算定方法は「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1:1の加重平均値」と考えられるのではないかと試論を提言したい。

おわりに

所法 59 条 1 項は個人から法人への無償譲渡等が行われた場合において、所法 59 条 1 項は「その時における価額」により譲渡があったものとみなす旨を規定している。ところが、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額」と解されるのみで、その具体的算定方法について定めが置かれてこなかった。この点、東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審³⁴⁸は譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的算定方法は譲渡人の譲渡前における価値であると判示した。

しかし、本判決は文理解釈ではなく趣旨から判断している点、解釈と具体的算定方法が論理的に合致し難い点、清算課税説が実定法の規定を説明し得ない限界を有している点、有償譲渡と無償譲渡の間で税負担の公平が担保されかねない点などの問題点を有していると考えられる。そこで本研究は、取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法を実定法の規定、特に譲渡所得課税の法的構造から合理的に導き出すことを目的とした。

第1項 結論に至る経緯

(1) 包括的所得概念とその限界

第 1 章では、現行の所得税法が依拠している包括的所得概念とその限界について検討し、譲渡所得課税の立法趣旨や沿革を踏まえて、現行の規定とその意義を考察した。

包括的所得概念とは発生源泉を問わず、担税力を増加させるすべての利得を所得と観念する考え方であり、担税力に応じて租税を負担するという負担公平の原則から導き出される概念である。現行の所得税法はこの包括的所得概念に依拠している。

しかし、包括的所得概念の下では未実現利得たる保有資産の価値の増加益も所得を構成するものの、課税を行うためには毎期評価替えが必要となり、評価替えに伴う煩雑性・不確実性および納税資金確保の困難性から、外部からの経済的価値の流入時点をもって課税するという実現主義が原則とされた。

一方で、包括的所得概念に立脚すると、無償譲渡においても保有資産の価値の増加益という所得が発生していると言える。そこで、有償譲渡との課税の公平性を期すために、昭和 25 年改正によりみなし譲渡課税が創設された。しかし、みなし譲渡課税が難解な制度であり、かつ納税資金の確保が困難であったことから、段階的に範囲が縮小された。

³⁴⁸ 税務訴訟資料 271 号順号 13564 ・ 前掲注(1)。

したがって、毎期評価替えを行わない点、およびみなしが渡課税の範囲も縮小した点に鑑みれば、現行の譲渡所得課税は理論的には包括的所得概念に依拠するものの、実定法の規定は実現主義を原則とし、包括的所得概念は大きく後退していると言えよう。

(2) 譲渡所得課税の趣旨と法的構造

第2章では、譲渡所得課税の規定の文言および配置から譲渡所得課税の法的構造を考察するとともに、譲渡所得課税の趣旨と法的構造の関係性について検討を行い、その意義を考察した。

譲渡所得課税の規定の文言および位置から譲渡所得課税の法的構造につき検討を行うと、所法59条1項は総収入金額に係る所法36条1項「収入すべき金額」の別段の定め、すなわち収入金額を擬制する規定と見ることができる。そこで、所法33条3項譲渡所得の金額の計算における総収入金額については、原則として所法36条1項「収入すべき金額」を算入し、無償譲渡等においては例外として所法59条1項「その時における価額」を算入する。このことから、所法33条3項は有償無償を問わず譲渡所得の金額を規定したものであり、所法33条1項「資産の譲渡」は有償無償いずれをも含んだ概念であると言えよう。

譲渡所得の本質を保有資産の価値の増加益と観念し、資産の移転を課税の機会と捉える清算課税説に立脚すれば、上記の法的構造と論理的に整合性が保たれるものの、清算課税説から論理的に導かれる客観的価値差と、所法33条3項譲渡所得の金額は乖離する。

一方で、譲渡所得を現実の収入金額から実際の取得費および譲渡費用を控除した現実的な譲渡益を見る譲渡益課税説に立脚すれば、所法33条3項や所法36条1項が「収入」という文言を用いている点や、所法33条3項が譲渡費用も控除できるとする点につき、論理的に説明可能となるものの、上記の法的構造とは相容れない。

したがって、所法33条1項「資産の譲渡」を適切に説明し得る点に鑑み、譲渡所得課税の趣旨は清算課税説に求めることができようが、無償譲渡が課税の対象に含まれることを説明する機能を有するだけに過ぎないと考えられよう。

(3) 所法59条1項「その時における価額」の解釈

第3章では所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的な算定方法について、第2章において検討を行った譲渡所得課税の法的構造を鑑み考察を行った。

価格とは「売り手と買い手の間で決定された値段」であり、当事者間で成立した一価となる一方で、価値とは対象から「創出される経済的便益」であり、当事者の置かれている状況により変化する多価となる。

所法36条1項と所法59条1項が総収入金額に係る原則・例外の関係にあることに鑑みれば、所法59条1項「その時における価額」が擬制する金額は、原則たる所法36条1項「収入すべき金額」、すなわち現実の収入金額と言えよう。また、所法33条3項が取得時

と移転時における対価の差額から譲渡費用を控除した残額を基に課税することから、所法 59 条 1 項「その時における価額」は売り手と買い手の存在を前提とした私法上の取引価格に基づいて算定される動的価格概念であると言えるのではないだろうか。

一方で、相続税法は相続により財産を取得した者につき、相続により取得した財産に対して課税するため、相続税法 22 条「時価」は相続時点における静的価値概念であると言える。

そこで、所法 59 条 1 項「その時における価額」は「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」と解釈できよう。一方で、相続税法 22 条「時価」は「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち、客観的交換価値」と解釈できよう。そして、「客観的交換価値に基づく正常な取引価格」とは譲渡人・譲受人のいずれかの影響のみを受けることないことから、その具体的な算定方法として「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1:1 の加重平均値」を試論として提言したい。

(4) 事例研究

第 4 章では、取引相場のない株式に係る所法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法につき争われた東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審³⁴⁹を素材とし、本判決において採用された判断構造を確認するとともに、本判決に対する疑問点を整理し、試論についても検討を行った。

本判決は所法 59 条 1 項「その時における価額」を「譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）」と判示した上で、譲渡所得課税の趣旨を清算課税説に求め、清算課税説から所法 59 条 1 項「その時における価額」の具体的な算定方法は譲渡人の譲渡前における価値と判示した。

本判決は、租税法の解釈は文理解釈を原則とするにも関わらず、譲渡所得課税の趣旨から判示している点（疑問①）、「通常成立すると認められる価額」との解釈と、譲渡人の譲渡前における価値との具体的算定方法が論理的に合致するとは考えられない点（疑問②）、清算課税説は実定法の規定を説明し得ない限界を有しており、その意義につき検討を加えていない点（疑問③）、本判決の具体的算定方法に従えば有償譲渡と無償譲渡の間で税負担の不公平が生じかねない点（疑問④）につき、合理性を有しない。

そこで、試論につき検討したところ、当然に疑問①および疑問②については何ら問題とならなかった。また、清算課税説には譲渡所得課税の規定を完全には説明しえない限界が生じることに鑑みれば、清算課税説は無償譲渡に対する課税根拠理論としての位置づけ

³⁴⁹ 税務訴訟資料 271 号順号 13564 ・ 前掲注(1)。

を超えず、譲渡所得課税は清算課税説から直接の影響を受けないと考えられる（疑問③）。加えて、「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1：1の加重平均値」は正常な取引であれば有償譲渡において成立する価格も近似すると考えられ、有償譲渡と無償譲渡の間で大きな税負担の不公平は起こらないことが分かった（疑問④）。

第2項 結論

本研究の考察から以下の2つの結論が得られた。1つは譲渡所得課税の法的構造であり、もう1つは所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法である。

所法36条1項の「別段の定め」という文言および所得税法の目次から、所法36条1項・所法59条1項は譲渡所得の金額の計算の総収入金額に係る原則・例外規定であり、このことから、所法33条3項は有償譲渡、無償譲渡を問わず譲渡所得の金額を定めた規定であり、所法33条1項「資産の譲渡」は有償譲渡、無償譲渡いずれをも含んだ概念であると言えることが分かった。

また、上記の法的構造および所法33条3項が現実的な譲渡益に課税していることに鑑み、所法59条1項「その時における価額」は売り手と買い手の存在を前提とした私法上の取引価格に基づいて算定される動的価格概念であると言えることが分かった。そこで、所法59条1項「その時における価額」の解釈として「それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち、客観的交換価値に基づく正常な取引価格」、および具体的算定方法として「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の1：1の加重平均値」を試論として提言したい。なお、この試論に基づけば税負担の公平性も担保されることも確認した。

第3項 今後の課題

本研究では、譲渡所得課税の法的構造から所法59条1項「その時における価額」の解釈および具体的算定方法につき考察を行ってきた。その過程において、財産評価基本通達に従って算出された価額が時価であることを所与のものとして検討を行った。しかし、時価の算定方法には、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチなどがあり、これらが時価として適切であるか否かの検討を行っていない。特に上場株式においては、売買を行う投資家が支配株主である場合も、非支配株主である場合もあり、市場で成立する価格は、支配株主にとっての価値と非支配株主にとっての価値のいずれも反映していると言えよう。つまり、財産評価基本通達に定める類似業種比準方式はいずれの株主の立場であっても適用しうる価格なのではないかとも考えられる。そこで、相続税法22条とは切り離して所得税法の観点から所法59条1項「その時における価額」とはいかなる解釈、および具体的算定方法が適当であるかを検討する必要があろう。

参考文献等

[著書]

- 浅妻章如=酒井貴子『租税法』(日本評論社、2020年)
- 芦部信喜『憲法〔第8版〕』(岩波書店、2023年)
- 伊川正樹『譲渡所得課税に関する基礎的研究』(成文堂、2023年)
- 五十嵐清『法学入門〔第4版新装版〕』(日本評論社、2017年)
- 石島弘『課税権と課税物件の研究』(信山社、2003年)
- 伊藤滋夫ほか『要件事実で構成する所得税法』(中央経済社、2019年)
- 伊藤元重『ミクロ経済学〔第3版〕』(日本評論社、2018年)
- 占部裕典『租税法における文理解釈と限界』(慈学社出版、2013年)
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史:終戦から講和まで第7巻』(東洋経済新報社、1977年)
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史:終戦から講和まで第8巻』(東洋経済新報社、1977年)
- 岡村忠生『所得税法講義』(成文堂、2007年)
- 岡村忠生ほか『租税法〔第4版〕』(有斐閣、2023年)
- 横田明ほか共編『所得税基本通達逐条解説〔令和3年版〕』(大蔵財務協会、2021年)
- 金子宏『所得概念の研究:所得課税の基礎理論上巻』(有斐閣、1995年)
- 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究:所得課税の基礎理論中巻』(有斐閣、1996年)
- 金子宏『所得課税の法と政策:所得課税の基礎理論下巻』(有斐閣、1996年)
- 金子宏『租税法理論の形成と解明下巻』(有斐閣、2010年)
- 金子宏『租税法理論の形成と解明上巻』(有斐閣、2010年)
- 金子宏『租税法〔第24版〕』(弘文堂、2021年)
- 金子宏ほか『税法入門〔第7版〕』(有斐閣、2016年)
- 川崎政司『法律学の基礎技法』(法学書院、2011年)
- 北野弘久『現代税法の構造』(勁草書房、1972年)
- 北野弘久『税法学原論〔第8版〕』(勁草書房、2020年)
- 北野弘久ほか編著『争点相続税法』(勁草書房、1995年)
- 木村弘之亮『租税法学』(税務経理協会、1999年)
- 木山泰嗣『超入門コンパクト租税法〔第2版〕』(中央経済社、2022年)
- 清永敬次『税法〔新装版〕』(ミネルヴァ書房、2013年)
- 斎藤稔『租税法律主義入門』(中央経済社、1992年)
- 酒井克彦『所得税法の論点研究』(財経詳報社、2011年)
- 佐藤英明『プレップ租税法〔第4版〕』(弘文堂、2021年)

- ・ 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第3版〕』(弘文堂、2022年)
- ・ 塩野宏『行政法1(行政法総論)〔第6版〕』(有斐閣、2015年)
- ・ 宮戸常寿ほか『法学入門』(有斐閣、2021年)
- ・ 自治省財政局『地方税制度資料第10巻(昭和36年)』(自治省財政局、1968年)
- ・ 品川芳宣『租税法律主義と税務通達』(ぎょうせい、2003年)
- ・ 品川芳宣『重要租税判決の実務研究〔第3版〕』(大蔵財務協会、2014年)
- ・ 品川芳宣=緑川正博『相続税財産評価の理論と実践』(ぎょうせい、2005年)
- ・ 神野直彦『財政学〔改訂版〕』(有斐閣、2007年)
- ・ 新村出編『広辞苑〔第7版〕』(岩波書店、2018年)
- ・ 鈴木武雄『現代日本財政史第3巻』(東京大学出版会、1970年)
- ・ 高野総合会計事務所編、高木融ほか編著『判例分析 会社・株主間紛争の非上場株式評価実務』(中央経済社、2020年)
- ・ 高橋志朗『わが国税務会計の発達とシャウプ勧告』(同文館出版、2011年)
- ・ 谷口勢津夫『税法の基礎理論』(清文社、2021年)
- ・ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』(弘文堂、2021年)
- ・ 谷口勢津夫『税法基本判例1』(清文社、2023年)
- ・ 谷口勢津夫ほか『基礎から学べる租税法〔第3版〕』(弘文堂、2022年)
- ・ 団藤重光『法学の基礎〔第2版〕』(有斐閣、2007年)
- ・ 林修三『法令解釈の常識〔第2版〕』(日本評論社、1975年)
- ・ 林修三『法令用語の常識〔第3版〕』(日本評論社、1975年)
- ・ 藤田宙靖『行政法入門〔第6版〕』(有斐閣、2013年)
- ・ 法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典〔第5版〕』(有斐閣、2020年)
- ・ 星野英一『民法のもう一つの学び方〔補訂版〕』(有斐閣、2006年)
- ・ 牧口晴一=齋藤孝一『非公開株式譲渡の法務・税務〔第7版〕』(中央経済社、2021年)
- ・ 増井良啓『租税法入門』(有斐閣、2014年)
- ・ 増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』(成文堂、2019年)
- ・ 増田英敏編著『基本原理から読み解く租税法入門』(成文堂、2014年)
- ・ 松岡章夫編著『ゼミナール相続税法〔令和3年補訂〕』(大蔵財務協会、2021年)
- ・ 松沢智『租税法の基本原理』(中央経済社、1983年)
- ・ 松沢智『租税実体法の解釈と適用』(中央経済社、1993年)
- ・ 松沢智『租税実体法の解釈と適用2』(中央経済社、2000年)
- ・ 松沢智『租税争訟法』(中央経済社、2001年)
- ・ 松沢智『租税実体法〔補正第2版〕』(中央経済社、2003年)
- ・ 松田貴司編『財産評価基本通達逐条解説〔令和5年版〕』(大蔵財務協会、2023年)
- ・ 丸山雅祥『経営の経済学〔新版〕』(有斐閣、2011年)

- ・ 三木義一『現代税法と人権』(勁草書房、1992年)
- ・ 三木義一編著『よくわかる税法入門〔第17版〕』(有斐閣、2023年)
- ・ 三木義一=末崎衛『相続・贈与と税〔第2版〕』(信山社、2013年)
- ・ 村井正『租税法と取引法』(比較法研究センター、2003年)
- ・ 山下純司ほか『法解釈入門』(有斐閣、2020年)
- ・ 山野目章夫編『新注釈民法(1) 総則(1)』(有斐閣、2018年)
- ・ 山本直毅『課税所得の認識原理の研究』(成文堂、2020年)
- ・ 山本守之=守之会『検証・税法上の不確定概念〔第2版〕』(中央経済社、2004年)
- ・ 吉岡健次ほか『シャウプ勧告の研究』(時潮社、1984年)
- ・ 四元俊明『行間の税法解釈学』(ぎょうせい、1988年)
- ・ 渡邊定義ほか『税務担当者と実務家のための相続税・贈与税体系財産評価』(大蔵財務協会、2021年)

[論文]

- ・ 無署名「アメリカのキャピタル・ゲイン課税」租税研究 132号 (1961年) 16-21頁
- ・ 無署名「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」法律時報 47卷 9号 (1975年) 178頁
- ・ 無署名「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」旬刊金融法務事情 772号 (1975年) 25-26頁
- ・ 無署名「財産分与の有償譲渡性」税務弘報 30卷 11号 (1982年) 153-156頁
- ・ 無署名「財産分与の有償譲渡性」税務弘報 33卷 5号 (1985年) 84-87頁
- ・ 無署名「譲渡資産に要した借入金利子の取得費性」税務弘報 41卷 3号 (1993年) 168頁
- ・ 無署名「ゴルフ会員権の受贈者が支払った名義書換手数料と資産の取得費用の該当性」税務弘報 54卷 6号 (2006年) 166-167頁
- ・ 無署名「譲渡費用該当性の判断基準及び土地改良区決済金等の譲渡費用性」税務弘報 55卷 5号 (2007年) 195-196頁
- ・ J.マーク・ラムザイヤー=中里実「戦後日本における租税法の成立と発展」金子宏編『租税法の発展』(有斐閣、2010年) 55-70頁
- ・ 青山慶二「財産分与契約に関する判決 S50.5.27 最高裁・名古屋医師財産分与事件判決」TKC 税研情報 20卷 4号 (2011年) 204-211頁
- ・ 浅妻章如「相続税の性質とそのあり方」税研 31卷 4号 (2015年) 24-29頁
- ・ 浅妻章如「憲法24条と家族税制」日税研論集 77号 (2020年) 83-126頁
- ・ 浅妻章如「所得税基本通達 59-6 に明記されていない財産評価基本通達の読み替え」ジュリスト 1564号 (2021年) 135-138頁

- 浅沼潤三郎「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」民商法雑誌 77 卷 2 号（1977 年）274-288 頁
- 新井隆一「青色申告の法的性格」日税研論集 20 号（1992 年）23-38 頁
- 新井隆一「税法解釈の基本的姿勢」税研 23 卷 5 号（2008 年）16-21 頁
- 安藤智子「通達の位置付けと所得税法と相続税法の異なる趣旨による差異に応じた取扱いについて」税経新報 693 号（2020 年）19-28 頁
- 伊川正樹「譲渡所得の基因となる「資産」概念」名城法学 57 卷 1・2 号（2007 年）141-181 頁
- 伊川正樹「譲渡所得課税における「資産の譲渡」」税法学 561 号（2009 年）3-23 頁
- 伊川正樹「譲渡所得課税における「資産の譲渡」の意義」税務弘報 57 卷 8 号（2009 年）89-95 頁
- 伊川正樹「譲渡所得とその課税および実現主義」水野武夫先生古稀記念論文集刊行委員会編『行政と国民の権利』（法律文化社、2011 年）468-484 頁
- 伊川正樹「譲渡所得における実現の意義と譲渡所得の性質」名城法学 62 卷 2 号（2012 年）1-28 頁
- 伊川正樹「譲渡所得課税における取得費および付随費用ならびに譲渡費用」立命館法學 352 号（2014 年）2645-2672 頁
- 伊川正樹「みなし譲渡所得に「担税力」はあるのか」名城法学 66 卷 1・2 号（2016 年）329-356 頁
- 伊川正樹「取引相場のない株式の譲渡の低額譲渡該当性」税務 QA222 号（2020 年）78-82 頁
- 伊川正樹「譲渡所得における対価概念」三木義一先生古稀記念論文集編集委員会編『現代税法と納税者の権利』（法律文化社、2020 年）23-44 頁
- 伊川正樹「譲渡所得課税の趣旨と課税理論」税法学 586 号（2021 年）5-22 頁
- 伊川正樹「取引相場のない自己株式の取得に対する課税」税務 QA252 号（2023 年）66-70 頁
- 石井健吾「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」ジュリスト 595 号（1975 年）75 頁
- 石井健吾「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」最高裁判所判例解説民事篇 昭和 50 年度（1979 年）217-230 頁
- 石倉文雄「譲渡所得——特にみなし譲渡所得課税を中心として」日税研論集 28 号（1994 年）53-74 頁
- 石倉文雄「富裕税創設の是非と効果」水野正一 編著『資産課税の理論と課題〔改訂版〕』（税務経理協会、2005 年）253-277 頁
- 一高龍司「譲渡所得における資産の取得に要した金額の意義」民商法雑誌 133 卷 3 号（2005 年）535-544 頁

- ・ 一高龍司「土地改良区内農地の譲渡所得課税における譲渡費用の範囲」民商法雑誌 136巻1号（2007年）63-76頁
- ・ 一高龍司「相続税と租税回避」日税研論集 61号（2011年）33-97頁
- ・ 一高龍司「相続税における財産評価の今日的問題：事業承継と種類株式」日税研論集 68号（2016年）145-201頁
- ・ 伊藤滋夫「譲渡所得①要件事実論の視点からみた所得税法」ビジネス法務 22巻5号（2022年）142-148頁
- ・ 伊藤滋夫「譲渡所得②要件事実論の視点からみた所得税法」掲載誌 ビジネス法務 22(7):2022.7 p.149-155 22巻7号（2022年）149-155頁
- ・ 今本啓介「相続財産の土地評価につき裁判所の鑑定結果が合理的とされた事例」ジュリスト 1345号（2007年）113-115頁
- ・ 岩崎政明「財産評価通達の意義と役割」ジュリスト 1004号（1992年）27-31頁
- ・ 岩崎政明「税務通達の公開と税務行政指導」日税研論集 36号（1997年）19-42頁
- ・ 岩崎政明「相続税を巡る諸問題」水野正一編著『資産課税の理論と課題』〔改訂版〕（税務経理協会、2005年）179-206頁
- ・ 岩崎政明「譲渡所得課税における「資産の譲渡」の意義」税務事例研究 98号（2007年）31-54頁
- ・ 岩崎政明「未実現利得・帰属所得に対する所得課税」税務事例研究 110号（2009年）25-47頁
- ・ 岩崎政明「反対株主の株式買取請求に係る所得課税」税務事例研究 116号（2010年）38-61頁
- ・ 植松守雄「「低額譲渡」をめぐる税法上の諸問題」税務弘報 23巻4号（1975年）18-30頁
- ・ 植松守雄「所得税法における「課税所得」をめぐって」一橋論叢 77巻2号（1977年）133-158頁
- ・ 植松守雄「キャピタル・ゲイン課税の問題点」金子宏 編著『所得税の理論と課題』〔2訂版〕（税務経理協会、2001年）179-274頁
- ・ 碓井光明「相続税・贈与税における資産評価」日税研論集 7号（1988年）5-77頁
- ・ 占部裕典「租税法における文理解釈の意義と内容」税法学 563号（2010年）75-104頁
- ・ 占部裕典「相続財産の評価（1）——土地」別冊ジュリスト 207号（2011年）150-151頁
- ・ 占部裕典「租税法における文理解釈の意味と判例の状況」日税研論集 78号（2020年）39-91頁
- ・ 大島隆夫「シャウプ勧告と所得税」金子宏 編著『所得税の理論と課題』〔2訂版〕（税務経理協会、2001年）369-385頁

- 大塚正民「財産分与としての不動産譲渡と譲渡所得課税」税理 19 卷 4 号 (1976 年) 170-176 頁
- 大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャウプ勧告とアメリカ税制との関連-1-」税法学 306 号 (1976 年) 19-43 頁
- 大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャウプ勧告とアメリカ税制との関連-2 完-」税法学 307 号 (1976 年) 1-17 頁
- 大塚正民「財産分与の税務：日米比較」税法学 566 号 (2011 年) 141-153 頁
- 大淵博義「取引相場のない株式のみなし譲渡課税判決が提起した問題点：最高裁差戻判決等を検証する」税務弘報 68 卷 11 号 (2020 年) 113-123 頁
- 大淵博義「所得税法 59 条 1 項「その時における価額」と時価二元論 差戻控訴審判決の疑問点の検証」税務弘報 69 卷 12 号 (2021 年) 129-139 頁
- 岡正晶「譲渡所得課税と「財産分与」の実務」税務事例研究 19 号 (1994 年) 47-83 頁
- 岡村忠生「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 120 号 (1992 年) 60-61 頁
- 岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について-1-」法学論叢 135 卷 1 号 (1994 年) 1-23 頁
- 岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について-2-」法学論叢 135 卷 3 号 (1994 年) 1-29 頁
- 岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について-3 完-」法学論叢 135 卷 5 号 (1994 年) 1-17 頁
- 岡村忠生「キャピタルゲイン・ロス課税の創設」税経通信 53 卷 10 号 (1998 年) 33-39 頁
- 岡村忠生「所得分類論」金子宏 編著『所得税の理論と課題 [2 訂版]』(税務経理協会、2001 年) 45-69 頁
- 岡村忠生「収入金額に関する一考察」法学論叢 158 卷 5・6 号 (2006 年) 192-237 頁
- 岡村忠生「所得の実現をめぐる概念の分別と連接」法学論叢 166 卷 6 号 (2010 年) 94-130 頁
- 岡村忠生「資産概念の二重性と譲渡所得課税」法学論叢 170 卷 4-6 号 (2012 年) 212-261 頁
- 奥谷健「租税法律主義と国民健康保険料徴収」税研 25 卷 3 号 (2009 年) 14-16 頁
- 奥谷健「相続税の課税根拠と課税方式」税法学 561 号 (2009 年) 255-274 頁
- 奥谷健「必要経費控除の意義と範囲」税法学 575 号 (2016 年) 229-253 頁
- 奥谷健「取引相場のない株式が譲渡された場合のみなし譲渡に係る当該株式の評価方法」新・判例解説 watch : 速報判例解説 (法学セミナー増刊)31 号 (2022 年) 249-252 頁
- 越智砂織「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 228 号 (2016 年) 78 頁
- 鬼塚太美「譲渡の意義(2)——財産分与」別冊ジュリスト 178 号 (2005 年) 80-81 頁

- ・ 小山浩ほか「財産評価に関する近時の裁判例の動向[東京地裁令和元.8.27 判決,最高裁令和 2.3.24 判決]」会計・監査ジャーナル 32 卷 6 号 (2020 年) 84-88 頁
- ・ 加藤友佳「取引相場のない株式の評価と最近の判例」租税研究 853 号 (2020 年) 63-96 頁
- ・ 加藤友佳「取引相場のない株式の評価と最近の判例 : 所得税・法人税・相続税の交錯」租税研究 853 号 (2020 年) 63-96 頁
- ・ 加藤友佳「租税法における通達解釈と裁判規範性」税大ジャーナル 34 号 (2022 年) 27-46 頁
- ・ 金丸和弘「譲渡の意義(2)——財産分与」別冊ジュリスト 253 号 (2021 年) 88-89 頁
- ・ 金子宏「租税法における所得概念の構成-1-」法学協会雑誌 83 卷 9・10 号 (1966 年) 1241-1282 頁
- ・ 金子宏「租税法における所得概念の構成-2-」法学協会雑誌 85 卷 9 号 (1968 年) 29-47 頁
- ・ 金子宏「租税法における所得概念の構成-3 完-」法学協会雑誌 92 卷 9 号 (1975 年) 1081-1143 頁
- ・ 金子宏「総論——権利確定主義は破綻したか」日税研論集 22 号 (1992 年) 3-24 頁
- ・ 金子宏「シャウプ勧告の歴史的意義--21 世紀に向けて」租税法研究 28 号 (2000 年) 1-33 頁
- ・ 金子宏「所得税の理論と課題」金子宏 編著『所得税の理論と課題 [2 訂版]』(税務経理協会、2001 年) 1-17 頁
- ・ 金子宏「研究にあたって」日税研論集 50 号 (2002 年) 1-2 頁
- ・ 金子宏「総説—譲渡所得の意義と範囲—」日税研論集 50 号 (2002 年) 3-31 頁
- ・ 金子宏「租税法解釈論序説」金子宏ほか 編『租税法と市場』(有斐閣、2014 年) 3-27 頁
- ・ 兼平裕子「「合法性の原則」の実務上の対応」税法学 582 号 (2019 年) 3-28 頁
- ・ 神川和久「シャウプ勧告の再考」税大ジャーナル 9 号 (2008 年) 91-110 頁
- ・ 川井和子「租税教育における税理士の使命」税法学 574 号 (2015 年) 25-46 頁
- ・ 川井和子「日本国憲法第 30 条「納税の義務」の再検討」税法学 577 号 (2017 年) 29-47 頁
- ・ 川井和子「共和主義的租税観と日本国憲法第 30 条の意義」愛知学院大学論叢. 商学研究 61 卷 2・3 号 (2021 年) 71-85 頁
- ・ 川口浩「ゴルフ会員権の名義書換費用」税理 55 卷 6 号 (2012 年) 162-167 頁
- ・ 木山泰嗣「税法解釈のあり方 : 文理解釈は正しいのか」青山法学論集 58 卷 2 号 (2016 年) 73-131 頁
- ・ 木山泰嗣「所得税法 59 条 1 項の時価算定」税理 63 卷 7 号 (2020 年) 104-105 頁

- 木山泰嗣「個人から法人になされた株式譲渡について所得税法 59 条 1 項 2 号の適用が争われ低額譲渡の判断をするための時価計算の要素になる議決権割合について譲渡直前の株式数を基準に算定すべきとされた事例」税経通信 75 卷 8 号（2020 年）6-16 頁
- 木山泰嗣「租税手続法の解釈のあり方：文理解釈の重要性とその限界」青山法学論集 64 卷 3 号（2022 年）151-192 頁
- 木山泰嗣「法人の自己株式の取得にみなし譲渡規定が適用され、同日付けでされた代表取締役に対する自己株式の処分が給与等の支払にあたるとされた事例」税経通信 78 卷 2 号（2023 年）187-196 頁
- 清永敬次「シャンツの純資産増加説-1-」税法学 85 号（1958 年）7-17 頁
- 清永敬次「シャンツの純資産増加説-2(完)-」税法学 86 号（1958 年）15-23 頁
- 清永敬次「譲渡所得に対する課税の趣旨等」民商法雑誌 69 卷 1 号（1973 年）159-169 頁
- 清永敬次「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 79 号（1983 年）70-71 頁
- 吉良実「旧所得税法 5 条の 2 の「みなす譲渡」に関する規定による課税と実質課税主義との関係等」シュトイエル 86 号（1969 年）8-16 頁
- 吉良実「譲渡所得計算における必要経費」シュトイエル 100 号（1970 年）13-35 頁
- 吉良実「税法上の課税所得論」税法学 300 号（1975 年）87-112 頁
- 吉良実「税法上の課税所得論--裁判例を中心として-1-」税法学 304 号（1976 年）14-31 頁
- 吉良実「税法上の課税所得論--裁判例を中心として-2 完-」税法学 305 号（1976 年）11-22 頁
- 神山弘行「譲渡所得における取得費の引継ぎ——ゴルフ会員権贈与事件」別冊ジュリスト 207 号（2011 年）83-84 頁
- 小島俊朗「相続税法における時価の概念とその経済学的考察」税大ジャーナル 7 号（2008 年）61-100 頁
- 小塚真啓「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 207 号（2011 年）74 頁
- 小塚真啓「譲渡所得における取得費の引継ぎ：ゴルフ会員権贈与事件」別冊ジュリスト 253 号（2021 年）92-93 頁
- 後藤正幸「取引相場のない株式の評価について」税法学 546 号（2001 年）101-117 頁
- 酒井克彦「キャピタル・ゲインの清算課税としての譲渡所得課税--所得区分を巡る諸問題」月刊税務事例 38 卷 7 号（2006 年）58-68 頁
- 酒井克彦「所得税法にいう資産の「取得」の意義(上)」月刊税務事例 49 卷 12 号（2017 年）1-9 頁

- 酒井克彦「所得税法にいう資産の「取得」の意義(中)」月刊税務事例 50 卷 1 号 (2018 年) 13-19 頁
- 酒井克彦「所得税法にいう資産の「取得」の意義(下)」月刊税務事例 50 卷 2 号 (2018 年) 1-8 頁
- 酒井克彦「所得税法上の所得区分の在り方」税法学 579 号 (2018 年) 207-232 頁
- 酒井克彦「取引相場のない株式の評価－所得税法 59 条 1 項 2 号の低額譲渡該当性が争点とされた事例を素材として－」経理研究 60 号 (2018 年) 38-53 頁
- 酒井克彦「取引相場のない株式と低額譲渡(上)」月刊税務事例 51 卷 5 号 (2019 年) 94-104 頁
- 酒井克彦「取引相場のない株式と低額譲渡(下)」月刊税務事例 51 卷 6 号 (2019 年) 107-112 頁
- 酒井克彦「キャピタルゲイン課税にみる譲渡所得区分の意義(1)」商学論纂 61 卷 5・6 号 (2020 年) 411-446 頁
- 佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」金子宏 編『租税法の基本問題』(有斐閣、2007 年) 55-73 頁
- 佐藤英明「「租税債権」論素描」金子宏 編『租税法の発展』(有斐閣、2010 年) 3-20 頁
- 佐藤英明「「譲渡費用」と「取得費に算入される付随費用」の判断基準」税務事例研究 127 号 (2012 年) 21-50 頁
- 佐藤英明「清算課税説を再確認した最高裁判決」TKC 税研情報 29 卷 4 号 (2020 年) 1-15 頁
- 佐藤英明「最高裁判例に見る租税法規の解釈手法」山本敬三=中川丈久 編『法解釈の方法論』(有斐閣、2021 年) 65-123 頁
- 佐藤善恵「専門家報酬の税法上の扱いについて」掲載誌 税法学 574 号 (2015 年) 97-116 頁
- 品川芳宣「所得税における非上場株式の時価--大分地判平成 13.9.25」ジュリスト 1228 号 (2002 年) 287-289 頁
- 品川芳宣「所得税法 59 条における非上場株式の時価(大分地裁平成 13.9.25 判決)」税研 17 卷 6 号 (2002 年) 123-126 頁
- 品川芳宣「ゴーイング・コンサーンである会社の取引相場のない株式の評価」税研 20 卷 3 号 (2004 年) 13-18 頁
- 品川芳宣「贈与により取得したゴルフ会員権名義書換料の取得費性」税研 25 卷 3 号 (2009 年) 67-69 頁
- 品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額（配当還元価額適用の可否）」TKC 税研情報 27 卷 1 号 (2018 年) 26-38 頁

- ・ 品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額(配当還元価額適用の可否)[東京地裁平成 29.8.30 判決]」T & A master723 号 (2018 年) 13-22 頁
- ・ 品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額 (同族株主等判定の時期)」TKC 税研情報 29 卷 3 号 (2020 年) 28-38 頁
- ・ 品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額(同族株主等判定の時期)[最高裁令和 2.3.24 判決]」税研 36 卷 2 号 (2020 年) 90-93 頁
- ・ 品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額(同族株主等判定の時期)[最高裁令和 2.3.24]」T & A master835 号 (2020 年) 12-21 頁
- ・ 渋谷雅弘「シャウプ勧告における所得税--譲渡所得を中心として」租税法研究 28 号 (2000 年) 61-76 頁
- ・ 渋谷雅弘「取引相場のない株式の評価と低額譲渡の認定」税務事例研究 56 号 (2000 年) 51-71 頁
- ・ 渋谷雅弘「相続税における財産評価の法的問題」碓井光明ほか 編『公法学の法と政策 上巻』(有斐閣、2000 年) 691-711 頁
- ・ 渋谷雅弘「相続・贈与と譲渡所得課税」日税研論集 50 号 (2002 年) 145-168 頁
- ・ 渋谷雅弘「相続税の本質と課税方式」税研 23 卷 6 号 (2008 年) 22-26 頁
- ・ 下田隆夫「個人の居住の用に供される不動産を取得するための借入金の利子のうち、所得税法三八条一項にいう「資産の取得に要した金額」に含まれる範囲」訴訟月報 39 卷 5 号 (1993 年) 924-938 頁
- ・ 神野直彦「シャウプ勧告における資産課税--相続税・贈与税を中心に」租税法研究 12 号 (1984 年) 26-65 頁
- ・ 神野直彦「所得概念論」金子宏 編著『所得税の理論と課題 [2 訂版]』(税務経理協会、2001 年) 19-44 頁
- ・ 首藤重幸「租税行政手続(通達・指導)」日税研論集 25 号 (1994 年) 171-215 頁
- ・ 首藤重幸「キャピタル・ゲイン課税を巡る諸問題」水野正一 編著『資産課税の理論と課題 [改訂版]』(税務経理協会、2005 年) 137-157 頁
- ・ 首藤重幸「租税法における財産評価の今日的理論問題」日税研論集 68 号 (2016 年) 1-27 頁
- ・ 首藤重幸「租税法における法解釈の方法」日税研論集 78 号 (2020 年) 1-37 頁
- ・ 千田喜造「譲渡費用の範囲(農地転用決済金等)」税理 56 卷 2 号 (2013 年) 172-177 頁
- ・ 高野幸大「相続財産の評価と納税」租税法研究 23 号 (1995 年) 25-44 頁
- ・ 高野幸大「資産評価を巡る問題(土地以外)」水野正一 編著『資産課税の理論と課題 [改訂版]』(税務経理協会、2005 年) 229-252 頁
- ・ 高野幸大「ゴルフ会員権の受贈者が受贈の際に支払った名義書換手数料の取得費該当性」ジュリスト 1319 号 (2006 年) 182-185 頁

- 高野幸大「財産評価の現状と問題点」税研 25 卷 6 号（2010 年）52-57 頁
- 高野幸大「相続税における財産評価の今日的問題」日税研論集 68 号（2016 年）103-143 頁
- 高橋秀至「不確定概念と租税回避否認規定」税法学 580 号（2018 年）23-41 頁
- 高橋靖「資産評価を巡る問題（土地）」水野正一編著『資産課税の理論と課題〔改訂版〕』（税務経理協会、2005 年）207-228 頁
- 高橋祐介「農地転用決済金・協力金等と譲渡費用」税研 25 卷 3 号（2009 年）70-73 頁
- 竹下重人「譲渡所得課税の二、三の問題点」シュトイエル 100 号（1970 年）107-115 頁
- 竹下重人「譲渡所得－慰謝料及び財産分与－」別冊ジュリスト 79 号（1983 年）76-77 頁
- 竹本守邦「取引相場のない株式の譲渡時価について」税法学 573 号（2015 年）173-187 頁
- 田中治「キャピタルゲイン課税－税法学からの問題提起－」租税理論研究叢書 3 号（1993 年）62-89 頁
- 田中治「譲渡所得課税における取得費」税務事例研究 36 号（1997 年）25-60 頁
- 田中治「資産の取得価額をめぐる近時の紛争例」税務事例研究 65 号（2002 年）27-53 頁
- 田中治「相続税制の再検討-相続税財産の評価をめぐる法的諸問題」租税理論研究叢書 13 号（2003 年）40-57 頁
- 田中治「譲渡所得課税における資産の譲渡費用」税務事例研究 71 号（2003 年）21-49 頁
- 田中治「税法通達の読み方」税研 23 卷 5 号（2008 年）22-28 頁
- 田中治「税法の解釈における規定の趣旨目的の意義」税法学 563 号（2010 年）215-232 頁
- 田中治「租税法律主義の現代的意義」税法学 566 号（2011 年）243-265 頁
- 田中治「租税訴訟において法の趣旨目的を確定する意義と手法」法科大学院要件事実教育研究所報 9 号（2011 年）127-165 頁
- 田中治「租税法における趣旨・目的解釈の意味と判例の状況」日税研論集 78 号（2020 年）93-143 頁
- 田中治=近藤雅人「贈与により取得したゴルフ会員権名義書換料の取得費性」税経通信 57 卷 3 号（2002 年）261-268 頁
- 田中治=土師秀作「贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換料の取得費性」税経通信 60 卷 10 号（2005 年）229-235 頁

- ・ 田中晶国「所得税法 59 条 1 項適用上の取引相場のない株式の評価」民商法雑誌 157 卷 2 号 (2021 年) 326-331 頁
- ・ 谷口勢津夫「租税法律主義(憲法 84 条)」日税研論集 77 号 (2020 年) 243-292 頁
- ・ 谷口勢津夫「租税法律主義と司法的救済保障原則」税法学 586 号 (2021 年) 377-401 頁
- ・ 谷口智紀「アメリカ合衆国における知的財産の評価-技術的アプローチ」税法学 570 号 (2013 年) 97-117 頁
- ・ 谷口智紀「個人間贈与における取得費の引継ぎ」ぎょうせい 75 卷 9 号 (2020 年) 106-112 頁
- ・ 千年原未央「離婚に伴う財産分与と譲渡所得課税」増田英敏 編著『租税憲法学の展開』(成文堂、2018 年) 327-390 頁
- ・ 得津晶「非公開会社の株式の譲渡価格の所得税法上の評価[最高裁令和 2.3.24 判決]」法学教室 479 号 (2020 年) 143-頁
- ・ 鳥飼貴司「譲渡所得学説と租税裁判：いわゆる「学説」と裁判例の関連性を中心に」法学論集 46 卷 1 号 (2012 年) 23-46 頁
- ・ 鳥飼貴司=諫訪原文子「譲渡所得課税の趣旨再考：「清算課税説」と「譲渡益説」の関係性」法学論集 56 卷 1・2 号 (2021 年) 1-15 頁
- ・ 中川「不動産の離婚財産分与と譲渡所得課税」法学セミナー 275 号 (1978 年) 184 頁
- ・ 中里実「所得課税における時価主義」税研 15 卷 4 号 (2000 年) 40-45 頁
- ・ 中里実「みなし譲渡と時価主義」日税研論集 50 号 (2002 年) 89-124 頁
- ・ 中里実「法人税における時価主義」金子宏 編『租税法の基本問題』(有斐閣、2007 年) 454-475 頁
- ・ 中里実「制定法の解釈と普通法の発見(上)」ジュリスト 1368 号 (2008 年) 131-140 頁
- ・ 中里実「制定法の解釈と普通法の発見(下)」ジュリスト 1369 号 (2008 年) 107-113 頁
- ・ 中里実「租税法におけるストックとフローの関係」ジュリスト 1410 号 (2010 年) 19-27 頁
- ・ 中里実「主権国家の成立と課税権の変容」金子宏ほか 編『租税法と市場』(有斐閣、2014 年) 28-53 頁
- ・ 中里実「所得税の類型」日税研論集 74 号 (2018 年) 1-24 頁
- ・ 中里実「財産権と課税」日税研論集 77 号 (2020 年) 169-219 頁
- ・ 中里実「譲渡所得における取得費：借入金利子」別冊ジュリスト 253 号 (2021 年) 90-91 頁
- ・ 中野浩幸「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 253 号 (2021 年) 82 頁

- ・ 中村雅紀「農地転用決済金の譲渡費用該当性」税理 49 卷 14 号（2006 年）132-136 頁
- ・ 西中間浩「廉価でなされた非上場の自己株式の取得につき譲渡人にみなし譲渡所得課税を認め、廉価でなされた取締役への同株式の処分につき所得税法上の「その時の価額」との差額分を同取締役への給与等に該当するなどとした事例」税経通信 77 卷 11 号（2022 年）147-152 頁
- ・ 西本靖宏「譲渡所得課税のあり方」金子宏 編『租税法の発展』（有斐閣、2010 年）96-114 頁
- ・ 西山由美「大島訴訟」金子宏 編『租税法の発展』（有斐閣、2010 年）191-208 頁
- ・ 野口悠紀雄「相続税の理論的基礎」水野正一 編著『資産課税の理論と課題〔改訂版〕』（税務経理協会、2005 年）159-177 頁
- ・ 橋本守次「贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料は同会員権の譲渡所得から控除される取得費に含まれるか」月刊税務事例 37 卷 6 号（2005 年）1-7 頁
- ・ 橋本守次「農地転用決済金等の譲渡費用性に係る最高裁判決とその波紋」税理 50 卷 2 号（2007 年）122-129 頁
- ・ 長谷川敏也「自社株低額譲渡事件（タキゲン事件）に見る所得税法上の時価」新・判例解説 watch : 速報判例解説（法学セミナー増刊）32 号（2023 年）241-244 頁
- ・ 波多野弘「資産損失」北野弘久 編『日本税法体系：判例研究 3』（学陽書房、1980 年）38-57 頁
- ・ 林仲宣「譲渡の意義：財産分与に係る譲渡所得課税」税 73 卷 5 号（2018 年）157-162 頁
- ・ 林仲宣=山本直毅「取引相場のない株式の譲渡時の時価」法律のひろば 74 卷 9 号（2021 年）67-71 頁
- ・ 廣木準一「所得税法 59 条 1 項 2 号のみなし譲渡該当性」ジュリスト 1587 卷（2023 年）134-137 頁
- ・ 弘中聰浩「租税訴訟における法創造と租税法律主義」金子宏ほか 編『租税法と市場』（有斐閣、2014 年）145-264 頁
- ・ 福岡耕二「譲渡所得における取得費の引継ぎと二重課税論：土地等に対する相続税と所得税との課税関係」税法学 575 号（2016 年）255-279 頁
- ・ 福岡右武「個人の居住の用に供される不動産を取得するための借入金の利子と所得税法 38 条 1 項にいう「資産の取得に要した金額」」最高裁判所判例解説民事篇 平成 4 年度（1995 年）266-304 頁
- ・ 藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏 編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007 年）200-295 頁
- ・ 藤谷武史「租税法を取り巻く環境の変化と理論的枠組みの変遷 租税法と行政法」金子宏 編『租税法の発展』（有斐閣、2010 年）71-95 頁

- ・ 藤谷武史「税務通達を「文理解釈」した原審の判断手法が排斥された事例」ジュリスト 1548 号（2020 年）10-11 頁
- ・ 藤曲武美「所得税法における財産評価の今日的問題」日税研論集 68 号（2016 年）65-102 頁
- ・ 藤巻一男「みなし譲渡所得課税における取引相場のない株式の時価の問題点」新潟大学経済論集 114 号（2023 年）1-14 頁
- ・ 藤原真由美「みなし譲渡：取引相場のない株式の時価・少数株主の判定を「譲渡人」について判断」税理 63 卷 7 号（2020 年）100 頁
- ・ 渕圭吾「所得課税における年度帰属の問題」金子宏 編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007 年）200-295 頁
- ・ 渕圭吾「所得の構成要素としての純資産増加」金子宏ほか 編『租税法と市場』（有斐閣、2014 年）92-108 頁
- ・ 古江頼隆「譲渡資産の取得のための借入金の利子と取得費該当性」行政関係判例解説 平成 4 年（1994 年）202-212 頁
- ・ 古矢文子「みなし譲渡課税と「その時の価額」」守之会論文集 24 号（2020 年）211-225 頁
- ・ 細川健=宮本隆之「所得税法第 59 条(みなし譲渡)における非上場株式の時価」月刊税務事例 39 卷 3 号（2007 年）1-6 頁
- ・ 増井良啓「個人の居住の用に供される不動産を取得するための借入金の利子は所得税法 38 条 1 項にいう「資産の取得に要した金額」に含まれるか」法学協会雑誌 111 卷 7 号（1994 年）1094-1105 頁
- ・ 増井良啓「租税法における水平的公平の意義」碓井光明ほか 編『公法学の法と政策 上巻』（有斐閣、2000 年）171-187 頁
- ・ 増井良啓「譲渡所得課税における納税協力」日税研論集 50 号（2002 年）125-144 頁
- ・ 増井良啓「租税法入門(第 8 回)所得税(5)収入金額」法学教室 362 号（2010 年）124-133 頁
- ・ 増田明美「財産分与と譲渡所得税課税」増田英敏 編著『租税憲法学の展開』（成文堂、2018 年）391-450 頁
- ・ 増田英敏「通達課税の現状と租税法律主義--取引相場のない株式の評価をめぐる裁判例を素材として」税法学 546 号（2001 年）245-264 頁
- ・ 増田英敏「租税法律主義と租税公平主義の衝突：租税法解釈の在り方」税法学 566 号（2011 年）347-367 頁
- ・ 増田英敏「松沢税法学の系譜と租税法解釈の在り方」増田英敏 編著『租税法の解釈と適用』（中央経済社、2017 年）1-33 頁
- ・ 増田英敏「租税憲法学の展開」増田英敏 編著『租税憲法学の展開』（成文堂、2018 年）1-65 頁

- 増田英敏「今改めて問う租税正義」税務弘報 72 卷 2 号（2024 年）9-16 頁
- 松村一成「〔1〕資産の譲渡に当たって支出された費用が所得税法 33 条 3 項にいう「資産の譲渡に要した費用」に当たるかどうかの判断基準 〔2〕土地改良区の組合員が同区内の農地を転用目的で譲渡するに当たり土地改良法 42 条 2 項に基づき同区に支払った決済金が所得税法 33 条 3 項にいう「資産の譲渡に要した費用」に当たるとされた事例 〔3〕土地改良区の組合員が同区内の農地を転用目的で譲渡するに当たり土地改良施設の目的外使用に関する同区の規程に基づき同区に支払った使用負担金が所得税法 33 条 3 項にいう「資産の譲渡に要した費用」に当たるとされた事例」判例タイムズ 1245 号（2007 年）254-255 頁
- 三木義一「相続税の基本原理の法的再検討」租税法研究 23 号（1995 年）1-24 頁
- 水野正一「資産課税の理論と課題」水野正一 編著『資産課税の理論と課題』（改訂版）（税務経理協会、2005 年）1-28 頁
- 水野武夫「譲渡担保と譲渡所得課税」北野弘久 編『日本税法体系：判例研究 3』（学陽書房、1980 年）58-84 頁
- 水野忠恒「譲渡所得の取得価額」日税研論集 50 号（2002 年）63-87 頁
- 水野忠恒「所得税法第 36 条の読み方と解釈」税研 23 卷 5 号（2008 年）35-40 頁
- 水野忠恒「シャウプ勧告 60 年の評価と課題」金子宏 編『租税法の発展』（有斐閣、2010 年）174-190 頁
- 水野忠恒「相続税の意義と根拠」日税研論集 61 号（2011 年）3-31 頁
- 南博方「財産分与としての不動産譲渡と譲渡所得税」別冊ジュリスト 66 号（1980 年）76-77 頁
- 村井正「資産税における評価」租税法研究 12 号（1984 年）1-25 頁
- 村井正「資産の評価」日税研論集 28 号（1994 年）373-407 頁
- 村井正「課税単位論」金子宏 編著『所得税の理論と課題』（2 訂版）（税務経理協会、2001 年）71-88 頁
- 森川正晴「税法の基本原則について--その具体的展開を通じての再検討」税法学 312 号（1976 年）10-19 頁
- 森信茂樹「抜本的税制改革以後の税制とシャウプ税制」租税法研究 28 号（2000 年）34-51 頁
- 森信茂樹「譲渡所得課税の経済効果と政策課題」日税研論集 50 号（2002 年）33-61 頁
- 安井栄二「離婚時の財産分与と課税問題」立命館法學 369・370 卷(下巻)（2016 年）2144-2167 頁
- 安田雄飛「取引相場のない株式に係るみなし譲渡課税における配当還元方式適用の可否」税理 63 卷 8 号（2020 年）206-216 頁

- ・ 山崎広道「みなし譲渡課税と取引相場のない株式の評価」税法学 585 号（2021 年）
223-238 頁
- ・ 山本直毅「所得の実現と課税のタイミング」増田英敏 編著『租税憲法学の展開』（成文堂、2018 年）251-326 頁
- ・ 山本直毅「譲渡所得における譲渡費用：農地転用決済金事件」税 77 卷 7 号（2022 年）
139-147 頁
- ・ 吉川聰美「所得税法の解釈における租税通達の役割」法学論叢 190 卷 2 号（2021 年）
120-135 頁
- ・ 吉村典久「応能負担原則の歴史的展開」法學研究 63 卷 12 号（1990 年）353-371 頁
- ・ 吉村典久「租税平等主義(憲法 14 条)」日税研論集 77 号（2020 年）1-38 頁
- ・ 依田孝子「取引相場のない株式：発行会社を介する三者間の譲渡にみなし譲渡課税等」税理 66 卷 1 号（2023 年）164 頁
- ・ 渡辺伸平「税法上の所得をめぐる諸問題」司法研究報告書第 2 第 19 輯第 1 号（1967 年）1-117 頁
- ・ 渡辺徹也「譲渡所得の意義」別冊ジュリスト 178 号（2005 年）74 頁
- ・ 渡辺徹也「実現主義の再考」税研 25 卷 2 号（2009 年）63-82 頁
- ・ 渡辺徹也「個人が法人へ非上場株式を譲渡した場合のみなし譲渡課税(配当還元方式適用の可否)」ジュリスト 1535 号（2019 年）124-127 頁
- ・ 渡辺徹也「取引相場のない株式の評価：財産評価基本通達に基づく評価法および清算課税説の再検討」税務事例研究 180 号（2021 年）24-50 頁
- ・ 渡辺裕泰「農地の転用目的での譲渡に際して支払われた決済金の譲渡費用性」ジュリスト 1334 号（2007 年）257-259 頁
- ・ 渡辺充「農地を転用譲渡した際に土地改良区に支払った決済金等が所得税法 33 条 3 項にいう「資産の譲渡に要した費用」に当たるとされた事例(最一判〔平成〕18.4.20)」判例時報 1953 号（2007 年）184-188 頁
- ・ 渡辺充「取引相場のない株式の時価：タキゲン事件最高裁判決」税理 63 卷 10 号（2020 年）170-178 頁
- ・ 渡辺充「取引相場のない株式の時価：タキゲン事件差戻審判決」税理 64 卷 12 号（2021 年）158-166 頁
- ・ 渡辺充「発行会社を介する三者間の株式の譲渡とみなし譲渡課税[東京地裁令 4.2.14 判決]」税理 66 卷 2 号（2023 年）210-216 頁

[その他]

- ・ 『シャウプ使節団日本税制報告書』（1949 年）
- ・ 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申 昭和 38 年 12 月」税制調査会 編『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』（大蔵省印刷局、1964 年）1-74

頁

- 税制調査会「税制簡素化についての第一次答申 昭和41年12月」税制調査会編『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明』(税制調査会、1968年) 81-107頁
- 税制調査会「長期税制のあり方についての答申昭和46年8月」税制調査会編『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明 昭和46年』(税制調査会、1971年) 1-26頁
- 日本公認会計士協会 経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」2013年7月3日改正
- 金子宏ほか「税制座談会 カール・シャウプ博士を囲んで」税研4巻23号(1989年)48-61頁

[裁判例・裁決事例一覧]

- 最大判昭和30年3月23日(最高裁判所民事判例集9巻3号336頁)
- 最二小判昭和33年3月28日(最高裁判所民事判例集12巻4号624頁)
- 最大判昭和36年9月6日(最高裁判所民事判例集15巻8号2047頁)
- 最大判昭和37年2月21日(最高裁判所刑事判例集16巻2号107頁)
- 最三小判昭和38年12月24日(最高裁判所裁判集民事70号513頁)
- 最二小判昭和40年4月9日(最高裁判所民事判例集19巻3号582頁)
- 大阪地判昭和41年5月30日(行政事件裁判例集17巻5号591頁)
- 神戸地判昭和41年11月28日(訟務月報13巻2号256頁)
- 大阪高判昭和43年6月28日(行政事件裁判例集19巻6号1130頁)
- 最一小判昭和43年10月31日(最高裁判所裁判集民事92号797頁)
- 大阪地判昭和44年3月27日(税務訴訟資料56号316頁)
- 大阪高判昭和44年9月30日(高等裁判所民事判例集22巻5号682頁)
- 名古屋地判昭和45年4月11日(最高裁判所民事判例集29巻5号649頁)
- 名古屋地判昭和45年10月16日(税務訴訟資料60号560頁)
- 名古屋高判昭和46年10月28日(最高裁判所民事判例集29巻5号655頁)
- 最三小判昭和46年11月9日(最高裁判所民事判例集25巻8号1120頁)
- 横浜地判昭和47年4月10日(行政事件裁判例集24巻4・5号465頁)
- 最三小判昭和47年12月26日(最高裁判所民事判例集26巻10号2083頁)
- 最一小決昭和48年3月1日(最高裁判所民事判例集27巻2号161頁)
- 東京高判昭和48年5月31日(行政事件裁判例集24巻4=5号465頁)
- 鈴鹿地判昭和49年4月23日(税務訴訟資料75号193頁)
- 京都地判昭和49年5月30日(最高裁判所民事判例集39巻2号272頁)
- 最二小判昭和49年3月8日(最高裁判所民事判例集28巻2号186頁)

- 最三小判昭和 50 年 5 月 27 日（最高裁判所民事判例集 29 卷 5 号 641 頁）
- 名古屋高判昭和 50 年 11 月 17 日（税務訴訟資料 83 号 502 頁）
- 札幌高判昭和 51 年 1 月 13 日（税務訴訟資料 87 号 1 頁）
- 東京地判昭和 52 年 8 月 10 日（税務訴訟資料 95 号 332 頁）
- 最一小判昭和 53 年 3 月 2 日（税務訴訟資料 97 号 452 頁）
- 最二小判昭和 53 年 4 月 21 日（税務訴訟資料 101 号 156 頁）
- 神戸地判昭和 53 年 12 月 13 日（税務訴訟資料 103 号 747 頁）
- 秋田地判昭和 54 年 4 月 27 日（行政事件裁判例集 30 卷 4 号 891 頁）
- 神戸地判昭和 54 年 5 月 29 日（税務訴訟資料 105 号 461 頁）
- 東京高判昭和 54 年 6 月 26 日（税務訴訟資料 105 号 855 頁）
- 大阪高判昭和 54 年 11 月 7 日（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 310 頁）
- 東京地判昭和 55 年 9 月 3 日（税務訴訟資料 114 号 618 頁）
- 仙台高判昭和 57 年 7 月 23 日（行政事件裁判例集 33 卷 7 号 1616 頁）
- 神戸地判昭和 59 年 4 月 25 日（税務訴訟資料 136 号 221 頁）
- 最大判昭和 60 年 3 月 27 日（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 247 頁）
- 東京地判昭和 60 年 5 月 30 日（最高裁判所民事判例集 46 卷 5 号 504 頁）
- 東京高判昭和 61 年 3 月 31 日（最高裁判所民事判例集 46 卷 5 号 535 頁）
- 神戸地判昭和 62 年 1 月 26 日（税務訴訟資料 157 号 181 頁）
- 大阪高判昭和 63 年 9 月 29 日（行政事件裁判例集 39 卷 9 号 983 頁）
- 松山地判平成 3 年 4 月 18 日（税務訴訟資料 183 号 90 頁）
- 名古屋地判平成 3 年 5 月 29 日（税務訴訟資料 183 号 837 頁）
- 名古屋高判平成 4 年 4 月 30 日（税務訴訟資料 189 号 428 頁）
- 最三小判平成 4 年 7 月 14 日（最高裁判所民事判例集 46 卷 5 号 492 頁）
- 東京地判平成 4 年 7 月 29 日（税務訴訟資料 192 号 180 頁）
- 最一小判平成 5 年 2 月 18 日（税務訴訟資料 194 号 462 頁）
- 東京高判平成 5 年 3 月 15 日（行政事件裁判例集 44 卷 3 号 213 頁）
- 最三小判平成 5 年 5 月 28 日（税務訴訟資料 195 号 598 頁）
- 高松高判平成 6 年 3 月 15 日判決（税務訴訟資料 200 号 1067 頁）
- 東京地判平成 7 年 7 月 20 日（税務訴訟資料 213 号 202 頁）
- 東京高判平成 7 年 11 月 28 日（行政事件裁判例集 46 卷 10=11 号 1046 頁）
- 東京高判平成 7 年 12 月 13 日（行政事件裁判例集 46 卷 12 号 1143 頁）
- 最一小判平成 8 年 10 月 17 日（税務訴訟資料 221 号 85 頁）
- 東京地判平成 9 年 1 月 23 日（税務訴訟資料 222 号 94 頁）
- 東京高判平成 9 年 6 月 26 日（税務訴訟資料 223 号 1178 頁）
- 最三小判平成 9 年 11 月 11 日（最高裁判所裁判集民事 186 号 15 頁）
- 最一小判平成 10 年 2 月 12 日（税務訴訟資料 230 号 434 頁）

- ・ 東京地判平成 11 年 9 月 29 日（税務訴訟資料 244 号 950 頁）
- ・ 東京地判平成 11 年 11 月 30 日（税務訴訟資料 245 号 576 頁）
- ・ 東京高判平成 12 年 9 月 26 日（税務訴訟資料 248 号 829 頁）
- ・ 東京地判平成 12 年 12 月 21 日（税務訴訟資料 249 号 1238 頁）
- ・ 東京高判平成 13 年 6 月 27 日（税務訴訟資料 250 号順号 8931）
- ・ 大分地判平成 13 年 9 月 25 日（税務訴訟資料 251 号順号 8982）
- ・ 東京高判平成 14 年 2 月 28 日（税務訴訟資料 252 号順号 9080）
- ・ 東京地判平成 15 年 4 月 22 日（税務訴訟資料 253 号順号 9331）
- ・ 札幌地決平成 16 年 4 月 12 日（LEX/DB 文獻番号 28111890）
- ・ 最三小判平成 17 年 2 月 1 日（最高裁判所裁判集民事 216 号 279 頁）
- ・ 札幌高決平成 17 年 4 月 26 日（判例タイムズ 1216 号 272 頁）
- ・ 福岡高判平成 17 年 12 月 27 日（税務訴訟資料 255 号順号 10259）
- ・ 最大判平成 18 年 3 月 1 日（最高裁判所民事判例集 60 卷 2 号 587 頁）
- ・ 最一小判平成 18 年 4 月 20 日（最高裁判所裁判集民事 220 号 141 頁）
- ・ 広島地決平成 21 年 4 月 22 日（金融・商事判例 1320 号 49 頁）
- ・ 最三小判平成 22 年 3 月 2 日（最高裁判所民事判例集 64 卷 2 号 420 頁）
- ・ 最三小判平成 22 年 7 月 6 日（最高裁判所裁判集民事 234 号 181 頁）
- ・ 最二小判平成 22 年 7 月 16 日（最高裁判所裁判集民事 234 号 263 頁）
- ・ 最二小判平成 23 年 2 月 18 日（最高裁判所裁判集民事 236 号 71 頁）
- ・ 最二小判平成 24 年 1 月 13 日（最高裁判所民事判例集 66 卷 1 号 1 頁）
- ・ 東京地判平成 24 年 12 月 25 日（税務訴訟資料 262 号順号 12122）
- ・ 東京地判平成 25 年 10 月 22 日（税務訴訟資料 263 号順号 12315）
- ・ 最二小判平成 25 年 7 月 12 日（最高裁判所民事判例集 67 卷 6 号 1255 頁）
- ・ 東京高判平成 26 年 4 月 23 日（税務訴訟資料 264 号順号 12461）
- ・ 東京高判平成 26 年 5 月 19 日（税務訴訟資料 264 号順号 12473）
- ・ 東京地決平成 26 年 9 月 26 日（金融・商事判例 1463 号 44 頁）
- ・ 最二小判平成 27 年 7 月 17 日（最高裁判所裁判集民事 250 号 29 頁）
- ・ 東京地判平成 27 年 12 月 11 日（税務訴訟資料 265 号順号 12769）
- ・ 東京高判平成 27 年 12 月 17 日（税務訴訟資料 265 号順号 12771）
- ・ 東京高判平成 28 年 9 月 8 日（税務訴訟資料 266 号順号 12898）
- ・ 東京地判平成 29 年 8 月 30 日（税務訴訟資料 267 号順号 13045）
- ・ 東京高判平成 30 年 7 月 19 日（税務訴訟資料 268 号順号 13172）
- ・ 最三小判令和 2 年 3 月 24 日（最高裁判所裁判集民事 263 号 63 頁）
- ・ 東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審（税務訴訟資料 271 号順号 13564）
- ・ 東京地判令和 3 年 5 月 21 日（税務訴訟資料 271 号順号 13567）
- ・ 東京地判令和 4 年 2 月 14 日（LEX/DB 文獻番号 25603643）

- 東京地判令和4年2月14日（LEX/DB文献番号25603644）
- 最三小判令和4年4月19日（最高裁判所民事判例集76巻4号411頁）
- 東京高判令和4年9月28日（LEX/DB文献番号25595690）
- 東京高判令和4年11月30日（LEX/DB文献番号25596523）

[ホームページ]

- 国税庁 >税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > 所得税（確定申告書等作成センター）確定申告書等の様式・手引き等（令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分）（最終閲覧日2024年1月9日）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/pdf/050.pdf>